

宇多津町
都市計画マスタープラン

令和6年3月

香川県宇多津町

目次

はじめに.....	1
1. 都市計画マスタープラン策定の主旨.....	1
2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割.....	2
3. 対象区域.....	3
4. 目標年次.....	3
5. 都市計画マスタープランの構成.....	4
6. 策定年次.....	4
第1章 都市づくりに係る宇多津町の現況.....	5
1. 宇多津町の沿革.....	5
2. 都市づくりに係る宇多津町の現況.....	6
3. 町民の意向調査.....	11
4. 都市づくりにおける主要課題.....	29
第2章 全体構想.....	30
1. 都市づくりの方向性.....	30
2. まちづくりの目標と基本方針.....	31
3. 計画フレーム.....	36
4. 将来都市構造.....	37
5. 部門別方針.....	41
第3章 地域別構想.....	67
1. 地域別構想について.....	67
第4章 目指すべき都市の将来像の構築に向けて.....	82
1. 実現のための基本的な取組.....	83
2. 地域レベルでの都市づくりの推進にむけて.....	83
3. その他都市づくりの推進にむけて.....	83
資料編（別添資料）.....	84
用語解説.....	85

はじめに

1. 都市計画マスタープラン策定の主旨

町民の皆さんと「未来を共に築く、宇多津町の新しい顔」としての
都市計画マスタープランを定めます。

急速な産業・社会構造の変化や町民の多様化に対応し、快適な都市生活を実現するためには、望ましい都市のあり方を明確にし、綿密な施策を展開する必要があります。また、町民にとってわかりやすい形で施策を提示することも重要です。

このような背景のもと、平成4年（1992年）の都市計画法改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）が導入され、各自治体がそれぞれの計画を策定することとなりました。

「宇多津町都市計画マスタープラン」は、この法の理念に基づき、町民と協力して、町が自らの将来像を考え、都市計画の基本的な方針を定めたものです。



2. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

上位・関連計画における都市計画マスタープランの位置づけ等については以下のとおりです。

(1) 位置づけ

宇多津町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）の位置づけは、宇多津町総合計画に基づき、町の将来像や都市整備の基本方向性を定める役割を担います。本計画は、宇多津町の総合計画や中讃広域都市計画区域マスタープランなどの上位計画と連携し、町の現状や課題を踏まえた上で策定します。総合計画が示す基本理念と方向性を具体的な都市計画のアクションプランに落とし込み、町の振興と持続可能な発展を目指すことが重要です。これには、町の特性を生かした空間の整備、環境保全、経済活動の促進、町民の福祉向上などが含まれます。

(2) 役割

本計画は、以下の役割を果たします。これらの役割を果たすことで、町の将来像を実現し、町民の生活の質を高めるための重要なステップとなります。

① 実現すべき都市の将来像の明確化

宇多津町都市計画マスタープランは、町の長期的な発展ビジョンを示します。これは、将来のあるべき姿や目指すべき方向性を明確にし、町の持続可能な成長を促進するための基礎を提供します。

② 上位計画との整合性

宇多津町の総合計画や中讃広域都市計画区域マスタープランなど、上位計画に即して整合性を保ちながら、地域特性に応じた都市整備を行います。この過程で、地域の現状分析や将来予測を基にした課題の特定が行われます。

③ 地域課題への対応

人口減少や高齢化などの社会的課題に対応するための戦略を策定します。これには、町民の生活の質の向上、経済活動の活性化、災害リスクの軽減などが含まれます。

④ 持続可能な発展の促進

環境保全と経済発展のバランスを考慮した都市開発を目指します。自然環境の保護と地域経済の持続可能な成長を両立させることで、次世代に継承できる豊かな町づくりを目指します。

⑤ 町民参加の促進

計画策定プロセスにおいて、町民や関係者の意見を積極的に取り入れることで、コミュニティのニーズに応える都市計画を実現します。町民参加を通じて、より包括的で受け入れられる計画を目指します。

⑥ 都市計画の必要性を町民に分かりやすく開示

町民に対し都市計画の位置づけやその必要性を分かりやすく開示し、理解を深める機会を提供します。

3 . 対象区域

本計画では、対象区域を都市計画区域と同様、町土全域（8.1 km²）とします。

4 . 目標年次

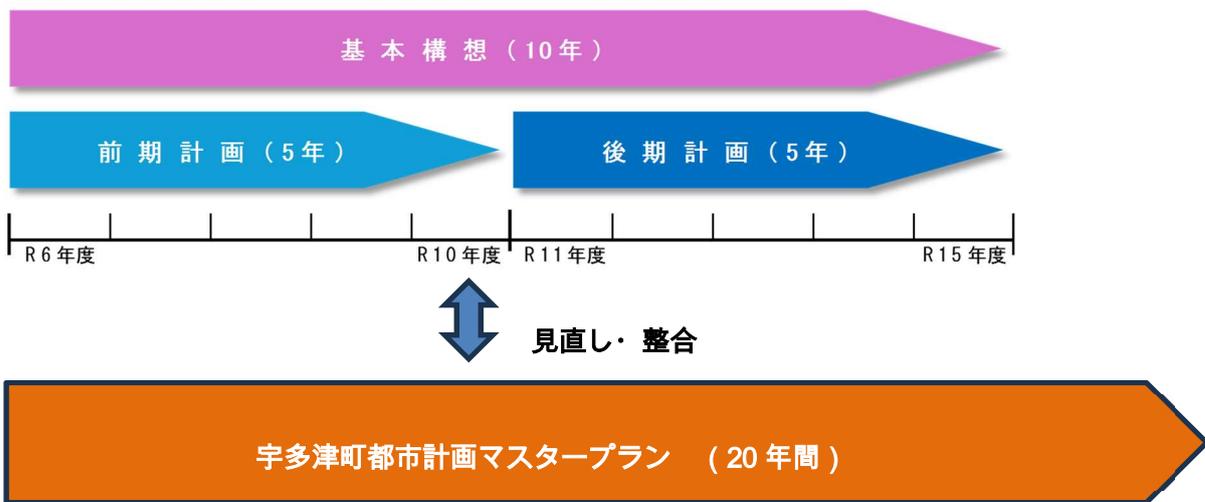
本計画では、20年後の宇多津町の将来像を展望し定めることとし、目標年次を、令和25年（2043年）とします。

また、内容については、宇多津町総合計画等の上位計画が見直された場合はもとより、社会・経済情勢や都市整備の方向性に大きな変化が生じたときには、必要に応じて適宜見直していくものとします。

【総合計画の構成と期間】

基本構想：まちづくりの将来像および基本理念、各分野におけるまちづくりの基本方針を示すものです。

基本計画：基本構想で掲げた将来像や基本理念を実現するため、各分野におけるまちづくりの基本方針ごとに、今後の取り組むべき具体の施策および事業を体系的に示すものです。



- ① 基本構想は、町の目指すべき将来像とそれを実現する基本的な方向性を示す基本施策をまとめたもの。
- ② 基本計画は、基本構想を実現するための主要施策等を体系的に示すもの。
- ③ 実施計画は、具体的な施策・事業内容、財源等を示すもので、予算編成の指針となるもの。

第1章 都市づくりに係る宇多津町 の現況

1. 宇多津町の沿革

○紀元前 2～3 世紀ごろ

- ・ 宇多津町の歴史は非常に古く、紀元前 2～3 世紀頃には、現在の大東川沿岸の津の郷付近にはすでに農耕集落が形成されていたとされます。この時期の集落は、後の宇多津町の礎を築くことになる、瀬戸内海に面した豊かな自然環境の中で栄えました。

○紀元 7 世紀後半

- ・ 紀元 7 世紀後半、宇多津町は「鵜足津」と呼ばれる自然港を中心に発展しました。この港は瀬戸内海の海上交通の要として機能し、「津の郷」として知られるようになりました。平安時代には、この地域は讃岐でも有数の船着場として、人々や物資の往来がさらに盛んになり、地域の繁栄を物語る象徴となりました。

○平安～鎌倉時代

- ・ 平安時代から鎌倉時代にかけて、宇多津町では郷照寺、聖通寺、西光寺、聖徳院など多くの寺院が建立されました。これらの寺院は、当時の宇多津町の繁栄を物語ると同時に、宗教文化の発展にも寄与しました。

○室町時代

- ・ 室町時代には、細川頼之侯の居館が設置され、宇多津町は四国管領の中心地としてさらに発展しました。この時期に建立された長興寺、多聞寺、本妙寺、浄願寺などの寺院は、宇多津町の歴史的背景と文化的価値を高める重要な要素となりました。また、戦国期に築城された聖通寺城は、宗教文化が栄える城下町の形成に大きく貢献しました。

○江戸時代

- ・ 江戸時代の初期には、宇多津町は塩田の開発が進み、高松藩の藩倉が置かれるなど、経済活動が活発に行われました。この時代を通じて、宇多津町は経済的に大きく発展しました。

○明治時代～現在

- ・ 明治 31 年（1898 年）に宇多津町として町制が施行されました。明治以降、新しい塩田が次々に開かれ「塩のまち」として全国に名を馳せましたが、新たな製塩法の導入と塩田の廃止により、町の経済は大きく変化しました。塩田跡地には新しい市街地が建設され、町の経済は商業・サービス業へと移行しました。また、新しい市街地の良好な居住環境は、大幅な人口増加をもたらしました。

このように、宇多津町の歴史は古代から現代に至るまで、自然環境、経済活動、文化的遺産が織りなす豊かな歴史的背景に支えられています。

2. 都市づくりに係る宇多津町の現況

本町は香川県の中央臨海部にあり、面積は8.1km²で、東西に3.4km、南北に5.8kmの比較的小規模な町です。東側は坂出市、西側は丸亀市に隣接しています。町の新市街地は、臨海部に位置し、かつて江戸時代から明治時代にかけて栄えた製塩業が昭和46年（1971年）に終了しました。その後、塩田跡地を利用して、土地区画整理事業を行い、JR宇多津駅周辺の都市開発が進められています。

また、町の中央を大東川が流れ、南北に延びる平野には市街地や田園地帯が広がり、青ノ山、聖通寺山、角山などの山々が周囲を囲む自然豊かな環境に恵まれています。近年では田畑の宅地化が進み、町南部では新しい住宅地が増える傾向にありますが、古街と呼ばれる地域を中心とした既成市街地では今日にいたっても歴史や文化を感じられ、調和のとれたコンパクトな町を形成しています。

瀬戸内海に面する北部の市街地と南部には田園地帯が広がり、まちを取り囲むように青ノ山、聖通寺山、角山などの緑の山々が点在する

北部市街地



南部地域



塩田跡地を埋め立てた土地区画整理事業により、都市基盤の整った新市街地

新市街地



JR宇多津駅



ゴールドタワー



さぬき浜街道



青ノ山山麓に形成された趣のある街並みや歴史ある社寺が集積する既成市街地

町家の街並



町家のひな祭



宇夫階神社

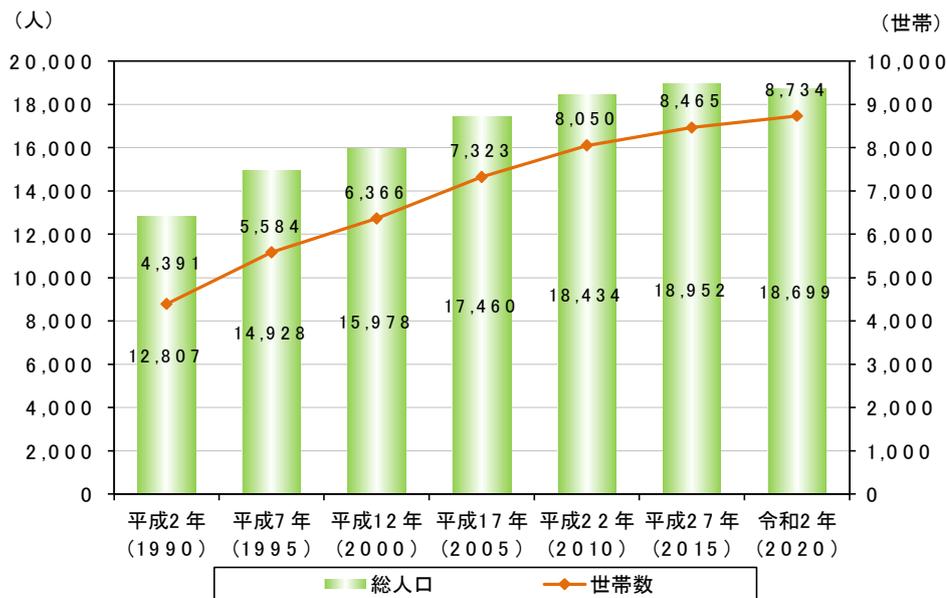


(1) 人口

宇多津町の人口は、国勢調査によると平成27年（2015年）までは増加傾向にありましたが、令和2年（2020年）は減少に転じ、18,699人となっています。

一方で世帯数は増加傾向にあり、令和2年（2020年）は8,734世帯で、平成2年（1990年）と比較すると約2倍となっています。

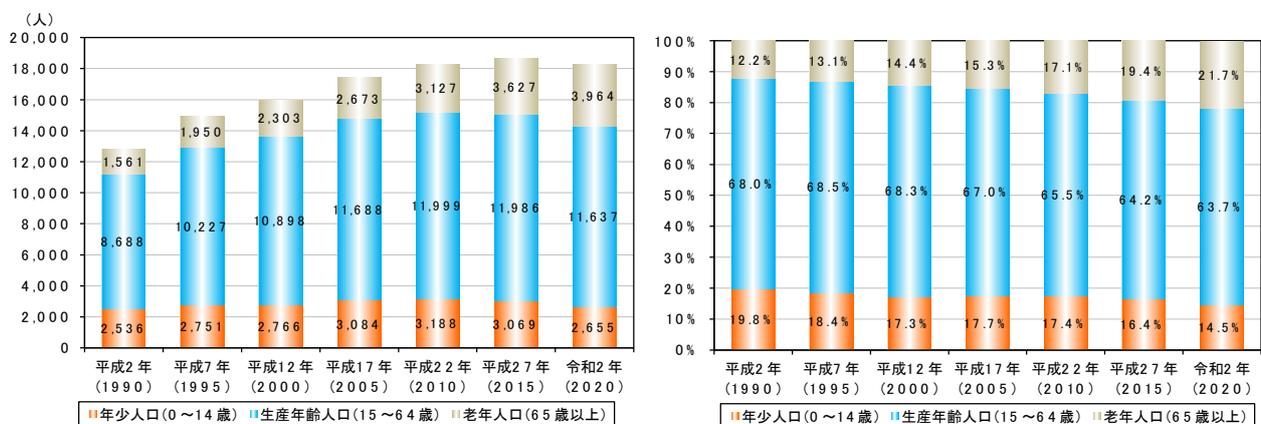
人口と世帯数の推移



※出典：国勢調査

年齢3区分別人口をみると、年少（0～14歳）人口及び生産年齢（15～64歳）人口は、平成27年（2015年）から減少に転じましたが、老年（65歳以上）人口は増加を続けており、その割合は令和2年（2020年）には21.7%と20%を超えています。

年齢3区分別人口の推移



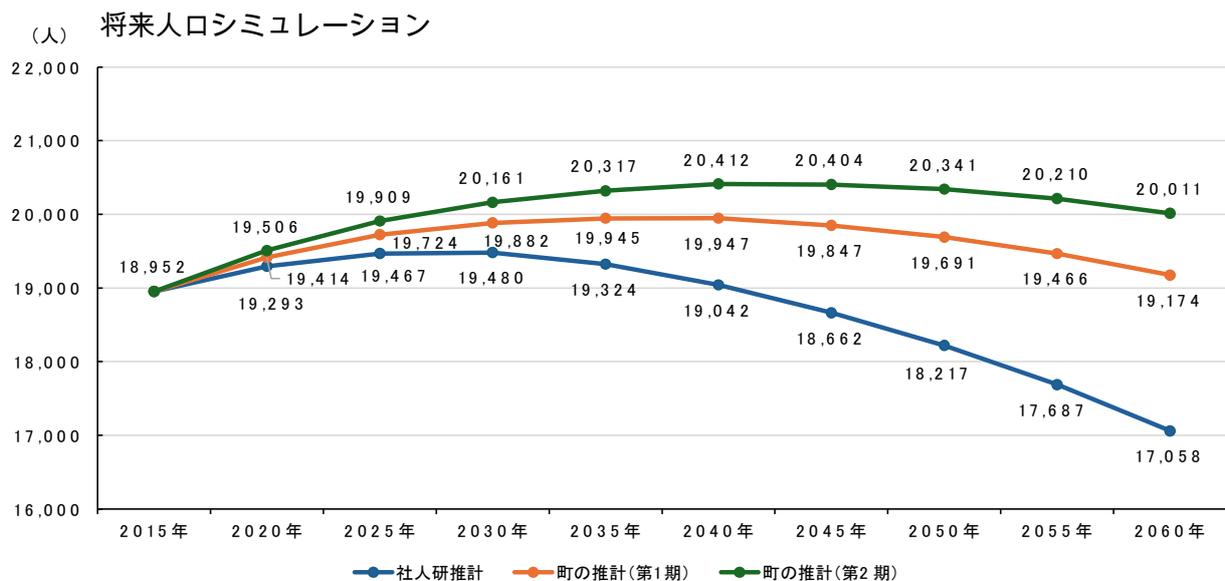
※出典：国勢調査

(2) 将来人口

「宇多津町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(令和3年3月改訂版)(以下、「第2期人口ビジョン」という。)によると、第1期人口ビジョン(「宇多津町 まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン」(平成27年(2015年)10月策定))では、出生率と社会移動を改善させることにより、令和42年(2060年)の人口を20,902人と見込むとともに、社人研推計準拠と比べて、約1,800人の人口減少を抑制する効果を見込んでいました。

しかし、第1期人口ビジョン策定時の社人研準拠推計では令和42年(2060年)で19,059人と予測されていたのが、最新の社人研準拠推計では令和42年(2060年)で17,058人と約2,000人の減少という予測に変わっています。

このことを受けて、第2期人口ビジョンでは、対象期間の最終年である令和42年(2060年)の人口を20,000人程度と展望し、そのため、子育て支援の充実や若者世代の移住・定住促進等に寄与する様々な施策を展開することにより、「2030年以降、20,000人以上の人口を維持することを目標とする。」としています。



※出典：「宇多津町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」(令和3年3月改訂版)

(3) 産業

本町は、臨海部での工業用地確保と企業誘致条例の制定を通じ、産業振興に努めてまいりました。瀬戸大橋を含む交通体系や新宇多津都市の整備により、立地ポテンシャルが高まり、商業・サービス業が集積してきました。しかし、経済情勢の厳しさから大規模企業の進出が難しく、既存企業の支援強化や企業流出防止が必要です。また、高齢化や後継者不足、周辺地域の大型店舗の影響で商業力が低下していることも課題です。

①商業

- ・ 特徴：新都市地域を中心にロードサイド型の店舗が多く、主に自動車を使った商業施設の立地が特徴です。また、南部既成市街地内（古街）では、長きに渡り営業を続ける個人商店が点在し、地域の生活を支えています。
- ・ 現状：オンライン販売の普及により、実店舗の経営が難しくなっているとも言われています。こういった傾向は出店計画に影響があると考えられますが、町内では周辺地域には珍しい店舗の出店も見られ、町外からの来訪者を呼び込んでいます。

②観光

- ・ 特徴：臨海部には、水族館や道の駅、アミューズメント施設、公衆浴場等があり、自動車や鉄道の利便性を活かした観光施設の立地が特徴です。伝統的な祭りやアロハナイトなどの独自の催しも盛んに行われています。
- ・ 現状：水族館の開館に伴い、遠方からの新たな流入が見られます。開館時、新型コロナウイルスの流行が重なり観光客の出足が遅れましたが、祭りや催しが例年通り開催されるなど、流行以前の状況に戻りつつあります。
- ・ 課題：水族館の開館による周辺施設への影響は限定的とみられ、今後、波及効果が期待できる土地利用が進むかが課題です。持続可能な観光の推進、観光客の行動範囲の拡大を図り、瀬戸内国際芸術祭などの行事を好機とした、あらたな取り組みが求められます。

③製造業

- ・ 特徴：小規模ながらも、地域特有の製品（例えば、伝統工芸品や地元産食材を活用した加工食品など）を製造する企業が存在します。

(4) 町の発展の状況

宇多津町の町の発展について概観すると、多角的な発展が進んでいることが分かります。以下に主要なポイントをまとめます。

1) 場所

宇多津町は、香川県の中央部に位置し、瀬戸大橋を通じて本州と四国を結ぶ重要な交通の要所にあります。この地理的利点は、町の発展において大きな役割を果たしています。町は、四国と本州を結ぶ瀬戸大橋の四国の玄関口として、物流、観光、ビジネスの面で戦略的な位置を占めています。

2) 観光と文化

宇多津町は、美しい自然景観と文化財を有し、多くの観光客を惹きつけています。特に、瀬戸内海に面した町の景色は、観光客にとって大きな魅力の一つです。また、町内には多くの神社や寺院があ

り、地域の文化や歴史を感じさせます。これらの文化財は、町の歴史や文化を伝える貴重な資源となっています。

3) 経済と産業

宇多津町の経済は、商業、観光、製造業が主要な柱となっています。特に、地理的な利点を生かした物流関連の産業が盛んです。これらの産業は、地域経済の活性化に寄与しており、町の発展を支えています。

4) 町の施設とインフラ

宇多津町は、町民の生活の質を高めるための施設やインフラの整備にも力を入れています。教育、医療、公共交通などの基盤が整っており、町民の生活を支えています。また四国水族館及び臨海公園などのレクリエーション施設も充実しており、町民や観光客の憩いの場となっています。

5) 地域コミュニティと未来への取り組み

宇多津町では、地域コミュニティの活性化や未来への持続可能な発展に向けた取組も進められています。環境保全活動や地域振興策が積極的に行われ、町民が参加するイベントやプロジェクトが多く実施されています。これらの取組は、町の魅力を高め、将来にわたる持続可能な発展を目指しています。

総じて、宇多津町の発展は、地理的な利点を生かした産業の振興、豊かな自然と文化に根差した観光の促進、生活基盤の整備、地域コミュニティの強化など、多角的な取組によって支えられています。これらの努力が、町の将来のさらなる発展につながることを期待されます。

3. 町民の意向調査

(1) アンケート調査概要

「宇多津町都市計画マスタープラン」の改定にむけて、本町のまちづくりの方向性や課題等に関し、町民の意見を伺うとともに、将来のまちの姿や在り方について、そのイメージや思い等を調査するために実施しました。

(2) 調査概要

- ① 調査対象：宇多津町在住の18歳以上
- ② 調査期間：令和5年11月6日～11月27日
- ③ 調査方法：郵送による配布・回収及びWebによる回答
- ④ 配布数：1,000通
- ⑤ 回収数：345通（郵送：238人、Web：107人） 有効回収率34.5%

(3) 調査項目

- ① あなたご自身に関することについて（回答者の属性）
- ② 宇多津町の将来のまちづくりについて
- ③ 宇多津町の現状について
- ④ 宇多津町の今後目指す立地について
- ⑤ 宇多津町の今後の取り組みについて
- ⑥ 属性別クロス集計

(4) アンケート設問と回答方法及び集計方法

アンケート各設問に対し、単純集計を行い、さらにクロス集計（性別・年齢別・世帯構成別・地域別・居住年数別・居住形態別・職業別・通勤/通学場所別）を行い、グラフ等を用いて分析しました。

集計図表等を読む際の留意点は次のとおりです。

- ・ 比率（%）はすべて百分率で表し、表示単位未満を四捨五入しているため、比率の数値の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 無回答は省いています。
- ・ 複数選択の設問の場合、回答は選択肢の有効回答数に対し、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中の選択肢表記について、場合によっては語句を短縮・簡略化している場合があります。
- ・ 本文、図表、集計表に用いた符号等の意味は次のとおりです。
- ・ N：質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数

また、今後のまちづくりに関連する各設問及び回答は次のとおりです。

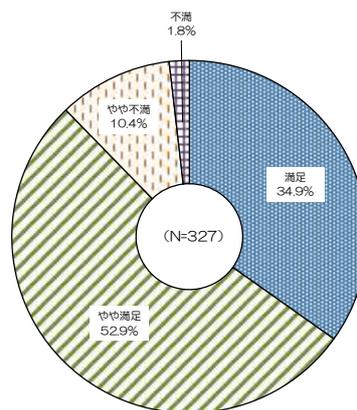
1) 宇多津町の現状について

【問3】テーマ別の満足度

あなたの考えに最も近い番号に1つ、○をつけてください。

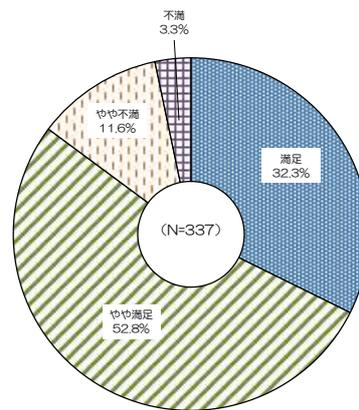
① 通勤、通学の利便性

通勤、通学の利便性についてたずねたところ、「やや満足」が52.9%で最も多く、次いで「満足」(34.9%)、「やや不満」(10.4%)の順となっています。



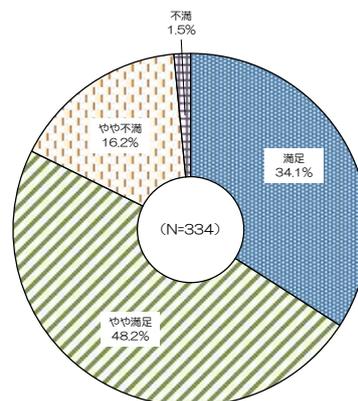
② 宇多津駅周辺、新市街地の生活環境、利便性

宇多津駅周辺、新市街地の生活環境、利便性についてたずねたところ、「やや満足」が52.8%で最も多く、次いで「満足」(32.3%)、「やや不満」(11.6%)の順となっています。



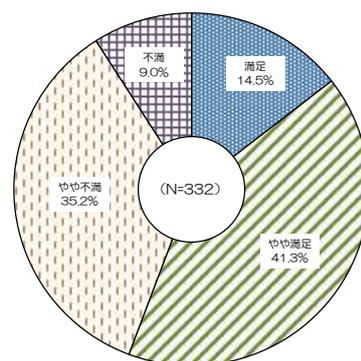
③ 自動車を使った道路の利用

自動車を使った道路の利用についてたずねたところ、「やや満足」が48.2%で最も多く、次いで「満足」(34.1%)、「やや不満」(16.2%)の順となっています。



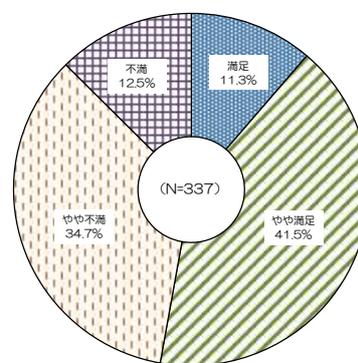
④ 徒歩や自転車、車いす等を使った道路の利用

徒歩や自転車、車いす等を使った道路の利用についてたずねたところ、「やや満足」が41.3%で最も多く、次いで「やや不満」(35.2%)、「満足」(14.5%)の順となっています。



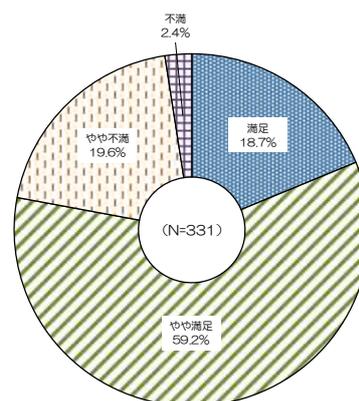
⑤ 公共交通の利便性 (バス、タクシー、電車、高速バス等)

公共交通の利便性 (バス、タクシー、電車、高速バス等) についてたずねたところ、「やや満足」が41.5%で最も多く、次いで「やや不満」(34.7%)、「不満」(12.5%)の順となっています。



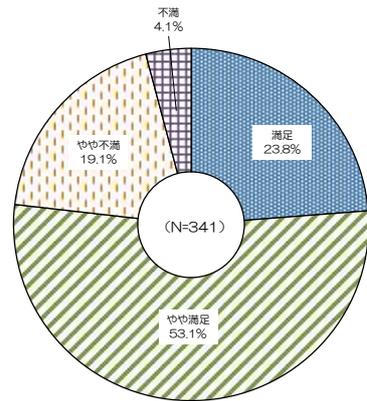
⑥ 商業施設・観光資源の立地や活用状況

商業施設・観光資源の立地や活用状況についてたずねたところ、「やや満足」が59.2%で最も多く、次いで「やや不満」(19.6%)、「満足」(18.7%)の順となっています。



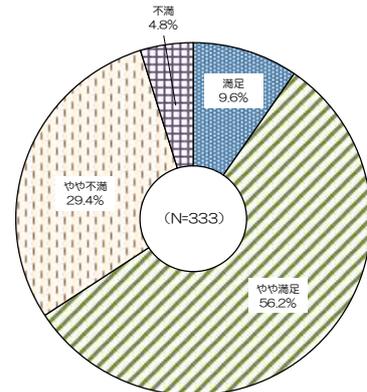
⑦日常生活に必要な店舗、病院等の立地

日常生活に必要な店舗、病院等の立地についてたずねたところ、「やや満足」が53.1%で最も多く、次いで「満足」(23.8%)、「やや不満」(19.1%)の順となっています。



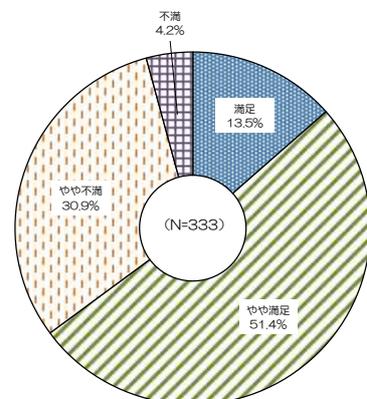
⑧福祉施設の充実度

福祉施設の充実度についてたずねたところ、「やや満足」が56.2%で最も多く、次いで「やや不満」(29.4%)、「満足」(9.6%)の順となっています。



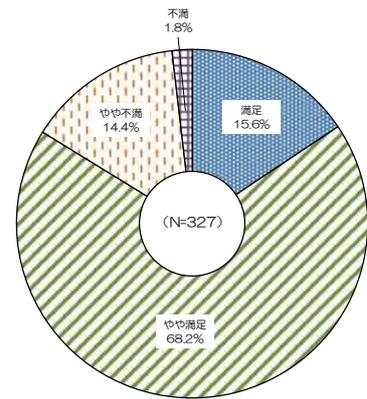
⑨公園施設の立地やスポーツ環境

公園施設の立地やスポーツ環境についてたずねたところ、「やや満足」が51.4%で最も多く、次いで「やや不満」(30.9%)、「満足」(13.5%)の順となっています。



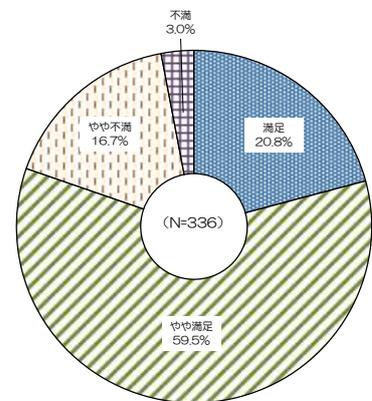
⑩子育て教育関連施設の充実度

子育て教育関連施設の充実度についてたずねたところ、「やや満足」が 68.2%で最も多く、次いで「満足」(15.6%)、「やや不満」(14.4%)の順となっています。



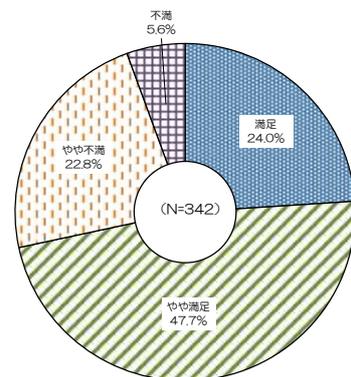
⑪図書館などの文化施設の立地、利便性

図書館などの文化施設の立地、利便性についてたずねたところ、「やや満足」が 59.5%で最も多く、次いで「満足」(20.8%)、「やや不満」(16.7%)の順となっています。



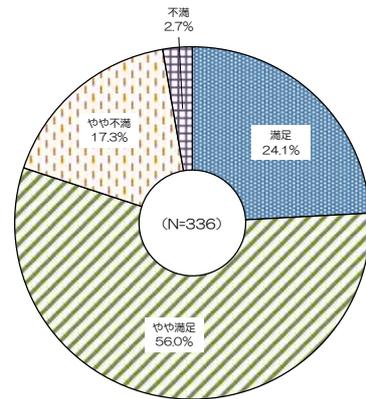
⑫住まい周辺のゆとり、静けさ、環境

住まい周辺のゆとり、静けさ、環境についてたずねたところ、「やや満足」が 47.7%で最も多く、次いで「満足」(24.0%)、「やや不満」(22.8%)の順となっています。



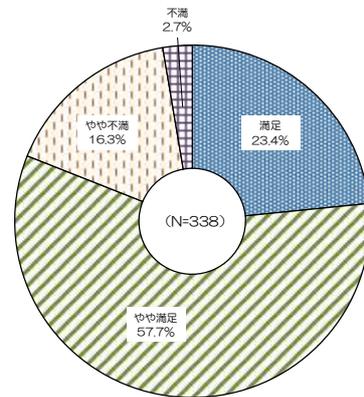
⑬海、山、河川等の自然環境

海、山、河川等の自然環境についてたずねたところ、「やや満足」が56.0%で最も多く、次いで「満足」(24.1%)、「やや不満」(17.3%)の順となっています。



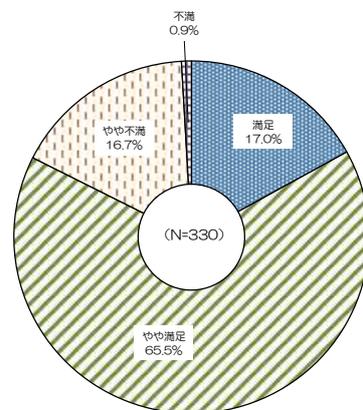
⑭まち並みの美しさ

まち並みの美しさについてたずねたところ、「やや満足」が57.7%で最も多く、次いで「満足」(23.4%)、「やや不満」(16.3%)の順となっています。



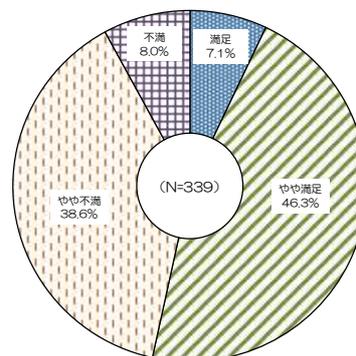
⑮文化財の保護活動

文化財の保護活動についてたずねたところ、「やや満足」が65.5%で最も多く、次いで「満足」(17.0%)、「やや不満」(16.7%)の順となっています。



⑩地震、洪水等の災害に対する安全性

地震、洪水等の災害に対する安全性についてたずねたところ、「やや満足」が46.3%で最も多く、次いで「やや不満」(38.6%)、「不満」(8.0%)の順となっています。



自由記載欄 町の現状について、問題点や良いと思われている点についてご記入ください。

①【道路・交通について】

- ・ 「歩道のガタガタしている個所が多く、とても危険である。」
- ・ 「街灯が少なく、夜道に不安を感じる。」
- ・ 「交通量が多いが、歩道が狭く危険である。」
- ・ 「排気音のうるさい車両が多く、迷惑である。」
- ・ 「歩道に雑草やごみが多い。」
- ・ 「朝は番の州への道路が渋滞し、通学中の児童が安全に通学できるのか。」
- ・ 「安全性・利便性の為、交通量の多い学校周辺や駅周辺へ押しボタン信号や矢印信号を導入してほしい。」
- ・ 「車いすやベビーカーを安心して使えるような道路にしてほしい。」
- ・ 「路上駐車が多い。」

②【商業施設について】

- ・ 「四国水族館の周辺にもっとにぎわいがあると良いと思う。」
- ・ 「旧の町や南部地域に観光できるスポットが少ない。」
- ・ 「浜に比べて南部地域は商業施設が少ない。車に乗れない高齢者は不便だと思う。」

③【防災について】

- ・ 「地震対策や津波対策が十分とは言えない。」
- ・ 「地震の際、埋め立て地の液状化が心配である。」
- ・ 「災害時の避難場所の安心感に疑問がある。」
- ・ 「防災無線の内容が聞き取れない。」

④【衛生について】

- ・ 「大東川のごみが多い、匂いも気になる。」
- ・ 「6月から8月にかけて、ゴキブリを非常に多く見かける。下水道の処理の関係か。早急に対策してほしい。」
- ・ 「野焼きの煙が不快な思いをする。」

- ・ 「野良犬や野良猫に餌をやる人が多く、フンが増え、衛生的によくない。」

⑤【その他】

- ・ 「地区のコミュニティが活動出来てない。」
- ・ 「病院が少ないので、町外まで出ないといけない。」
- ・ 「教育に関して就学援助の給食支給が他市町村は 100%支給なのに、85%なのは宇多津町のみである。他市町村は期間限定で給食費無償化としているが、他市町村にさきがけて全児童・生徒の給食費を無償化とすれば、若い世代が宇多津町に居住すると思う。」

⑥【商業施設について】

- ・ 「四国水族館の周辺にもっとにぎわいがあると良いと思う。」
- ・ 「旧の町や南部地域に観光できるスポットが少ない。」
- ・ 「浜に比べて南部地域は商業施設が少ない。車に乗れない高齢者は不便だと思う。」

⑦【防災について】

- ・ 「地震対策や津波対策が十分とは言えない。」
- ・ 「地震の際、埋め立て地の液状化が心配である。」
- ・ 「災害時の避難場所の安心感に疑問がある。」
- ・ 「防災無線の内容が聞き取れない。」

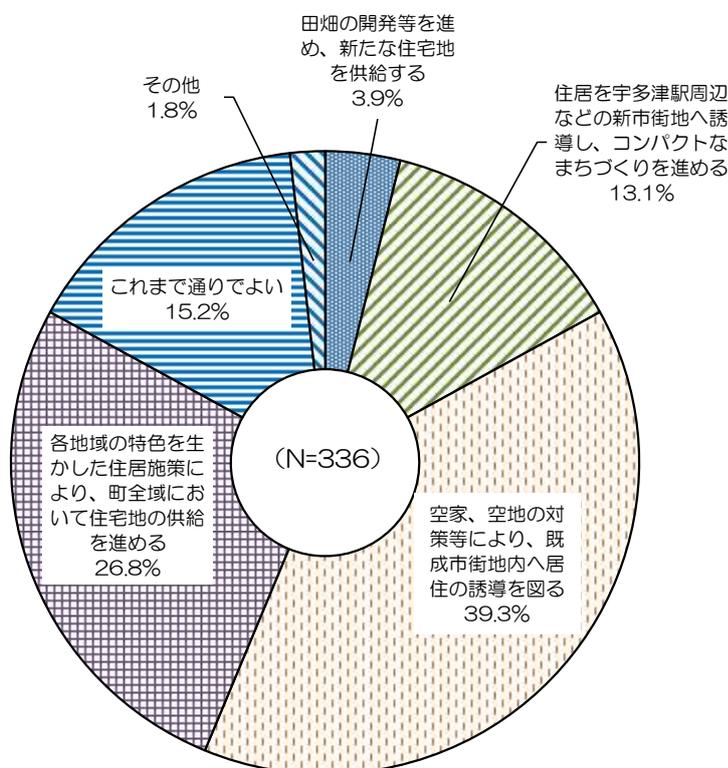
2) 宇多津町の今後目指す立地について

【問4】今後のどのような住居、商業、工業の立地を目指すのがよいと思いますか。

(質問1) 住居について(番号1つに○をつけてください。)

住居の目指す立地についてたずねたところ、「空家、空地の対策等により、既成市街地内へ居住の誘導を図る」が39.3%で最も多く、次いで「各地域の特色を生かした住居施策により、町全域において住宅地の供給を進める」(26.8%)、「これまで通りでよい」(15.2%)の順となっています。

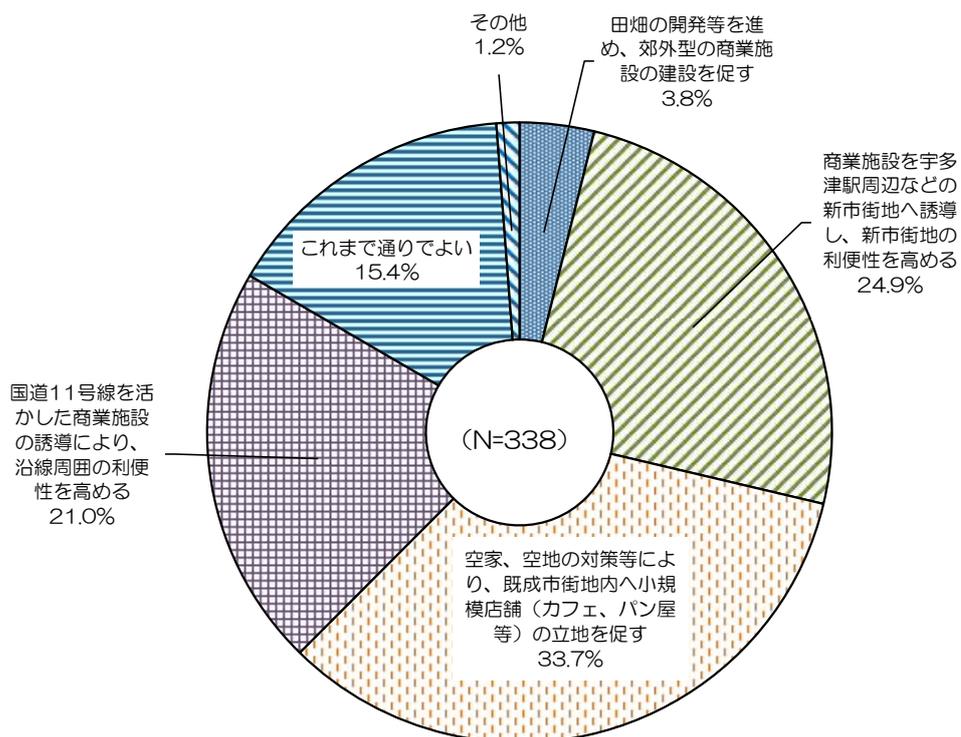
その他の意見としては、「戸建ての賃貸を増やしてほしい」「田畑を残して欲しい」「住宅を増やす必要がない」等です。



(質問2) 商業について(番号1つに○をつけてください。)

商業の目指す立地についてたずねたところ、「空家、空地の対策等により、既成市街地内へ小規模店舗(カフェ、パン屋等)の立地を促す」が33.7%で最も多く、次いで「商業施設を宇多津駅周辺などの新市街地へ誘導し、新市街地の利便性を高める」(24.9%)、「国道11号線を活かした商業施設の誘導により、沿線周囲の利便性を高める」(21.0%)の順となっています。

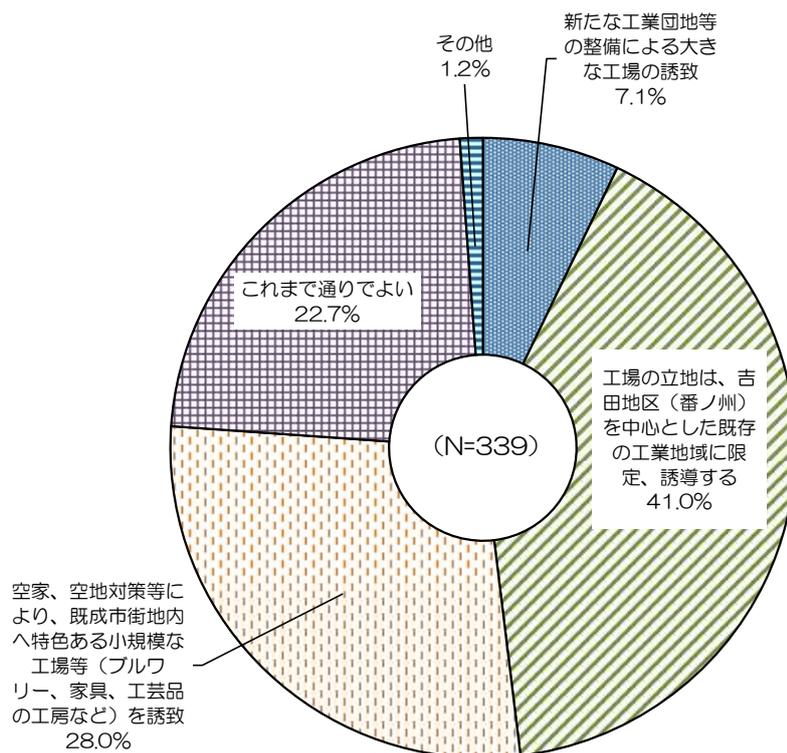
その他の意見としては、「小学校周辺にスーパー等があると良い」「ホームセンターがほしい」「古街やその他の地域で個人経営の人たちが出店しやすい計画」等です。



(質問 3) 工業について (番号 1 つに ○ をつけてください。)

工業の目指す立地についてたずねたところ、「工場の立地は、吉田地区（番ノ州）を中心とした既存の工業地域に限定、誘導する」が 41.0%で最も多く、次いで「空家、空地対策等により、既成市街地内へ特色ある小規模な工場等（ブルワリー、家具、工芸品の工房など）を誘致」（28.0%）、「これまで通りでよい」（22.7%）の順となっています。

その他の意見としては、「パチンコ店が多すぎて場所がない」「これ以上通勤時の渋滞は困る」「財政がうるおう、雇用が生れるもの」等です。

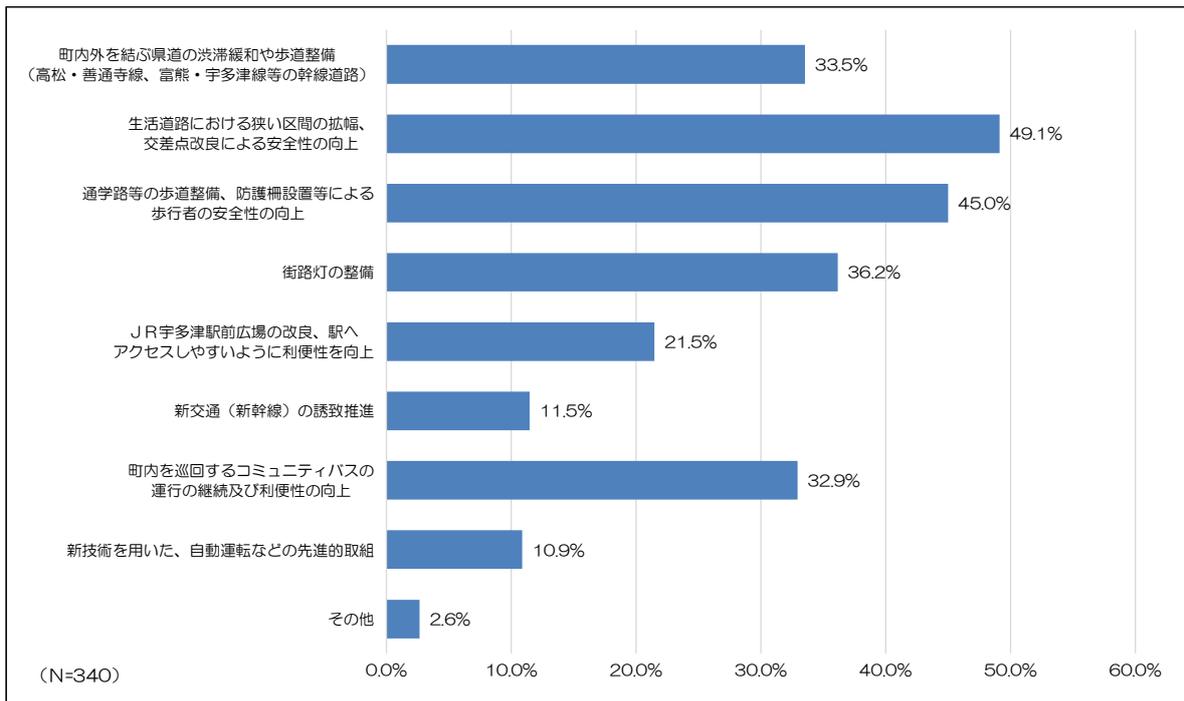


3) 宇多津町の今後の取組について

【問5】道路・交通網の整備について（あてはまる番号3つ以内に○をつけてください。）

道路・交通網の整備の今後の取組についてたずねたところ、「生活道路における狭い区間の拡幅、交差点改良による安全性の向上」が49.1%で最も多く、次いで「通学路等の歩道整備、防護柵設置等による歩行者の安全性の向上」（45.0%）、「街路灯の整備」（36.2%）の順となっています。

その他の意見としては、「歩道の雑草が多い」「歩道が少なく、段差も多い為、通学等が危険」等です。



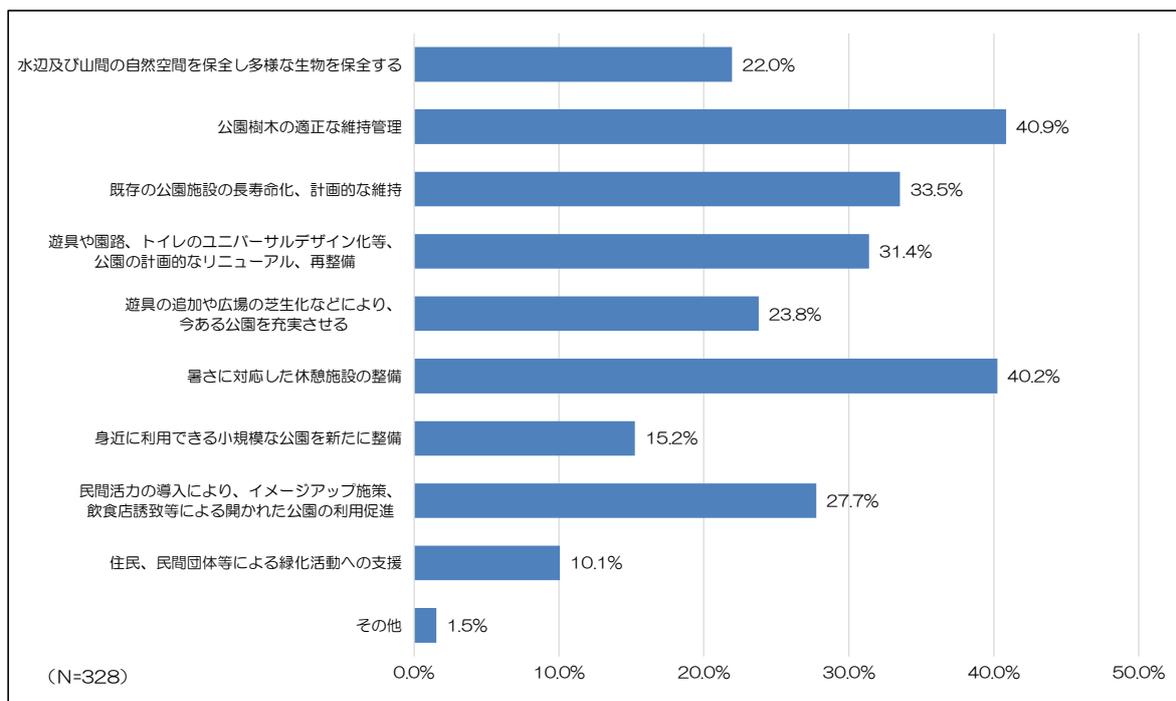
【問5】	N	%
町内外を結ぶ県道の渋滞緩和や歩道整備（高松・普通寺線、富熊・宇多津線等の幹線道路）	114	33.5%
生活道路における狭い区間の拡幅、交差点改良による安全性の向上	167	49.1%
通学路等の歩道整備、防護柵設置等による歩行者の安全性の向上	153	45.0%
街路灯の整備	123	36.2%
JR宇多津駅前広場の改良、駅へアクセスしやすいように利便性を向上	73	21.5%
新交通（新幹線）の誘致推進	39	11.5%
町内を巡回するコミュニティバスの運行の継続及び利便性の向上	112	32.9%
新技術を用いた、自動運転などの先進的取組	37	10.9%
その他	9	2.6%
総計	340	100.0%
無回答・無効票	5	

注：複数回答の設問のため、数値の合計は100%にならない。

【問6】 自然環境、公園・緑地の整備について（あてはまる番号 3 つ以内に○をつけてください。）

自然環境、公園・緑地の整備の今後の取組についてたずねたところ、「公園樹木の適正な維持管理」が 40.9%で最も多く、次いで「暑さに対応した休憩施設の整備」（40.2%）、「既存の公園施設の長寿命化、計画的な維持」（33.5%）の順となっています。

その他の意見としては、「南部に人が集まる公園」「タバコのポイ捨てや大量のごみが多い為、何か対策を」「バスケットゴールを取り入れてほしい」等です。



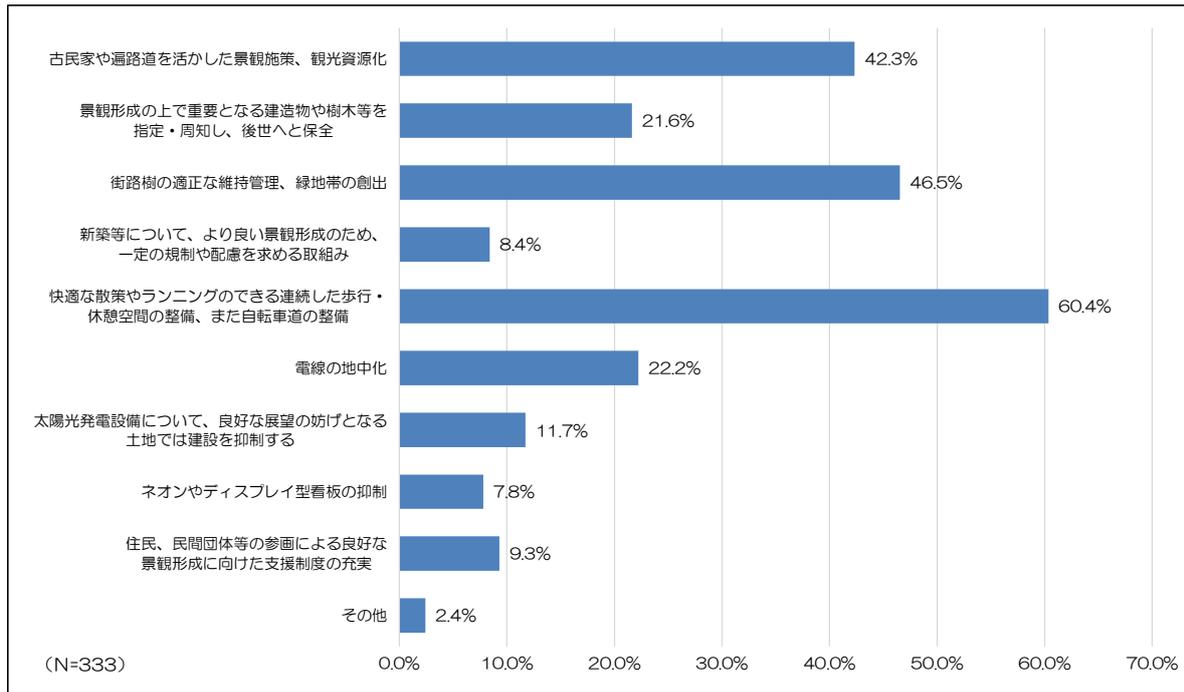
【問6】	N	%
水辺及び山間の自然空間を保全し多様な生物を保全する	72	22.0%
公園樹木の適正な維持管理	134	40.9%
既存の公園施設の長寿命化、計画的な維持	110	33.5%
遊具や園路、トイレのユニバーサルデザイン化等、公園の計画的なリニューアル、再整備	103	31.4%
遊具の追加や広場の芝生化などにより、今ある公園を充実させる	78	23.8%
暑さに対応した休憩施設の整備	132	40.2%
身近に利用できる小規模な公園を新たに整備	50	15.2%
民間活力の導入により、イメージアップ施策、飲食店誘致等による開かれた公園の利用促進	91	27.7%
住民、民間団体等による緑化活動への支援	33	10.1%
その他	5	1.5%
総計	328	100.0%
無回答・無効票	17	

注：複数回答の設問のため、数値の合計は 100%にならない。

【問7】 まちの魅力向上と景観整備について（あてはまる番号3つ以内に○をつけてください。）

まちの魅力向上と景観整備の今後の取組についてたずねたところ、「快適な散策やランニングのできる連続した歩行・休憩空間の整備、また自転車道の整備」が60.4%で最も多く半数を超えています。次いで「街路樹の適正な維持管理、緑地帯の創出」（46.5%）、「古民家や遍路道を活かした景観施策、観光資源化」（42.3%）の順となっています。

その他の意見としては、「観光促進の為、SNSを取り入れる」「空き地に雑草や木が多く、景観が悪い」「路上にごみのない美しい街」等です。

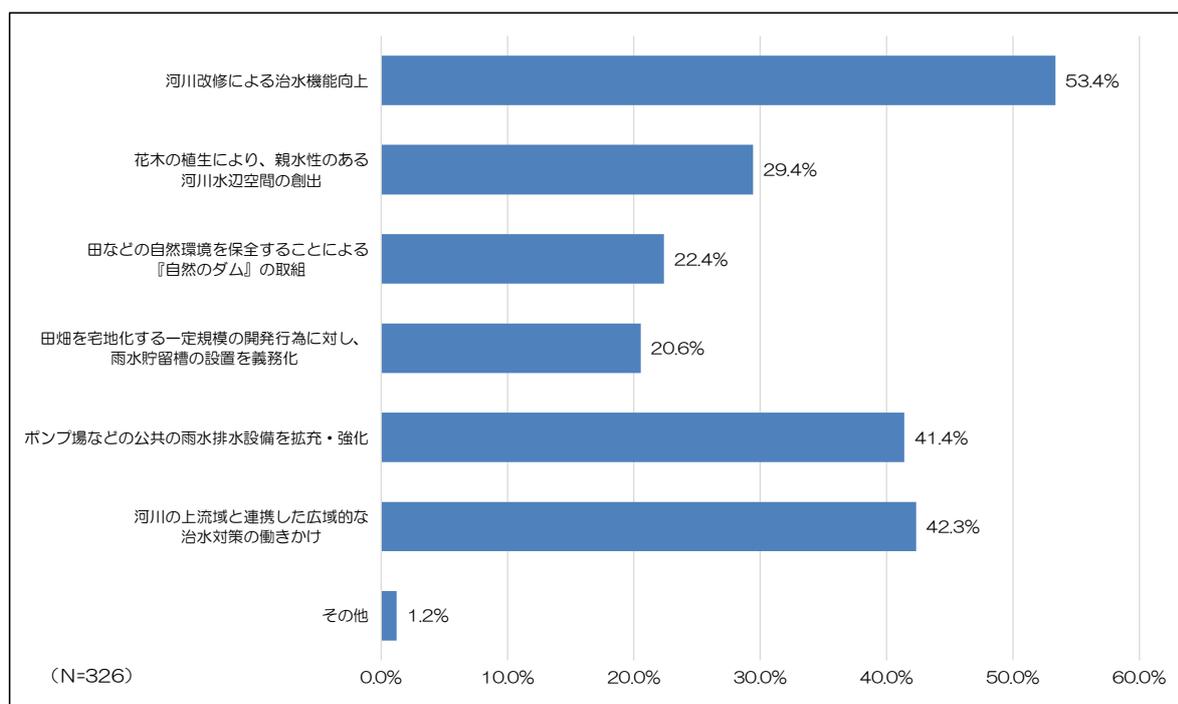


【問7】	N	%
古民家や遍路道を活かした景観施策、観光資源化	141	42.3%
景観形成の上で重要となる建造物や樹木等を指定・周知し、後世へと保全	72	21.6%
街路樹の適正な維持管理、緑地帯の創出	155	46.5%
新築等について、より良い景観形成のため、一定の規制や配慮を求める取組み	28	8.4%
快適な散策やランニングのできる連続した歩行・休憩空間の整備、また自転車道の整備	201	60.4%
電線の地中化	74	22.2%
太陽光発電設備について、良好な展望の妨げとなる土地では建設を抑制する	39	11.7%
ネオンやディスプレイ型看板の抑制	26	7.8%
住民、民間団体等の参画による良好な景観形成に向けた支援制度の充実	31	9.3%
その他	8	2.4%
総計	333	100.0%
無回答・無効票	12	

注：複数回答の設定のため、数値の合計は100%にならない。

【問8】河川・雨水排水施設の整備について（あてはまる番号3つ以内に○をつけてください。）

河川・雨水排水施設の整備の今後の取組についてたずねたところ、「河川改修による治水機能向上」が53.4%で最も多く半数を超えています。次いで「河川の上流域と連携した広域的な治水対策の働きかけ」（42.3%）、「ポンプ場などの公共の雨水排水設備を拡充・強化」（41.4%）の順となっています。その他の意見としては、「河川にカメラ」「土砂崩れ等の災害がないようにしてほしい」等です。



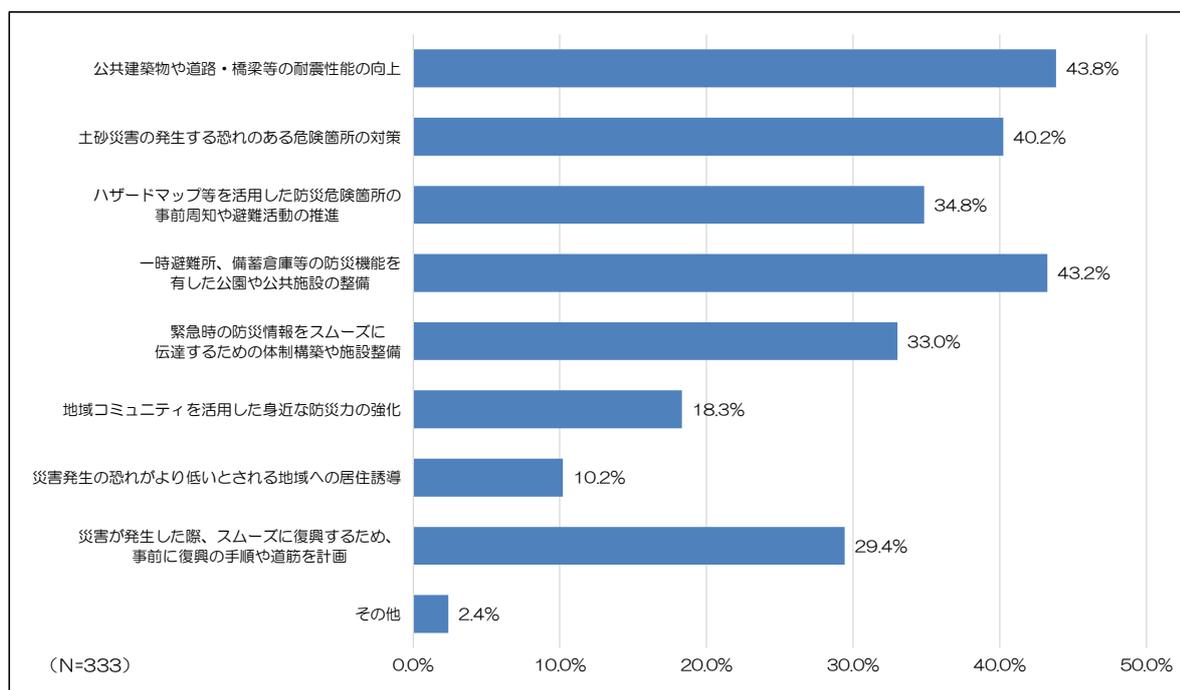
【問8】	N	%
河川改修による治水機能向上	174	53.4%
花木の植生により、親水性のある河川水辺空間の創出	96	29.4%
田などの自然環境を保全することによる『自然のダム』の取組	73	22.4%
田畑を宅地化する一定規模の開発行為に対し、雨水貯留槽の設置を義務化	67	20.6%
ポンプ場などの公共の雨水排水設備を拡充・強化	135	41.4%
河川の上流域と連携した広域的な治水対策の働きかけ	138	42.3%
その他	4	1.2%
総計	326	100.0%
無回答・無効票	19	

注：複数回答の設問のため、数値の合計は100%にならない。

【問9】 災害に対する安全で安心なまちづくりを進めるために（あてはまる番号3つ以内に○をつけてください。）

災害に対する安全で安心なまちづくりを進めるための今後の取組についてたずねたところ、「公共建築物や道路・橋梁等の耐震性能の向上」が43.8%で最も多く、次いで「一時避難所、備蓄倉庫等の防災機能を有した公園や公共施設の整備」(43.2%)、「土砂災害の発生する恐れのある危険箇所の対策」(40.2%)の順となっています。

その他の意見としては、「液状化対策をしっかりしてほしい」「避難放送が聞えない」「災害に対する意識の向上に向けた取組」等です。



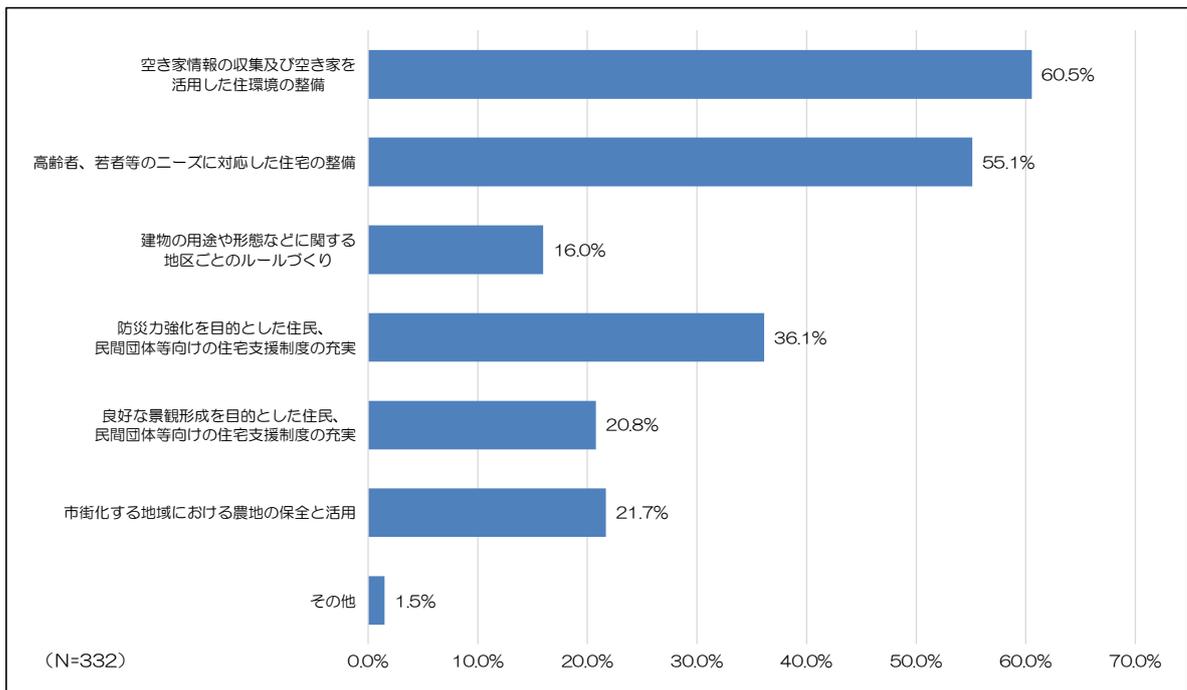
【問9】	N	%
公共建築物や道路・橋梁等の耐震性能の向上	146	43.8%
土砂災害の発生する恐れのある危険箇所の対策	134	40.2%
ハザードマップ等を活用した防災危険箇所の事前周知や避難活動の推進	116	34.8%
一時避難所、備蓄倉庫等の防災機能を有した公園や公共施設の整備	144	43.2%
緊急時の防災情報をスムーズに伝達するための体制構築や施設整備	110	33.0%
地域コミュニティを活用した身近な防災力の強化	61	18.3%
災害発生の恐れがより低いとされる地域への居住誘導	34	10.2%
災害が発生した際、スムーズに復興するため、事前に復興の手順や道筋を計画	98	29.4%
その他	8	2.4%
総計	333	100.0%
無回答・無効票	12	

注：複数回答の設問のため、数値の合計は100%にならない。

【問 10】 住環境の整備について (あてはまる番号 3 つ以内に○をつけてください。)

住環境の整備の今後の取組についてたずねたところ、「空き家情報の収集及び空き家を活用した住環境の整備」が 60.5%で最も多く、次いで「高齢者、若者等のニーズに対応した住宅の整備」(55.1%)、「防災力強化を目的とした住民、民間団体等向けの住宅支援制度の充実」(36.1%)の順となっています。

その他の意見としては、「役場で QR コード決済の導入」「浜エリアに土地がなく、家が建てられない」等です。



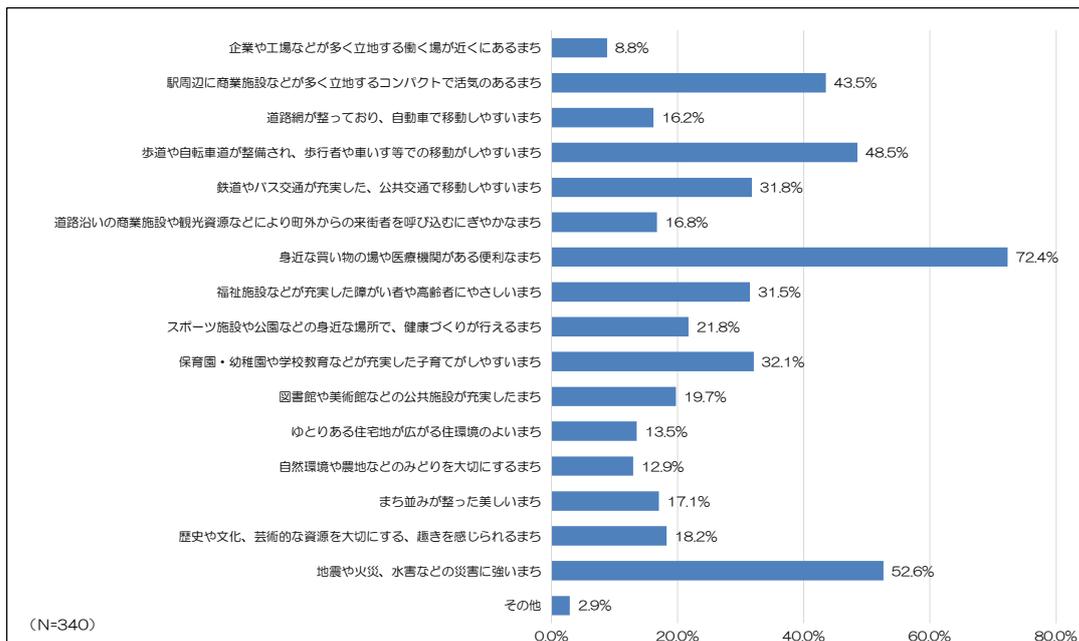
【問10】	N	%
空き家情報の収集及び空き家を活用した住環境の整備	201	60.5%
高齢者、若者等のニーズに対応した住宅の整備	183	55.1%
建物の用途や形態などに関する地区ごとのルールづくり	53	16.0%
防災力強化を目的とした住民、民間団体等向けの住宅支援制度の充実	120	36.1%
良好な景観形成を目的とした住民、民間団体等向けの住宅支援制度の充実	69	20.8%
市街化する地域における農地の保全と活用	72	21.7%
その他	5	1.5%
総計	332	100.0%
無回答・無効票	13	

注：複数回答の設問のため、数値の合計は 100%にならない。

4) 宇多津町の将来のまちづくりについて

【問2】宇多津町が将来どのようなまちになって欲しいと思いますか。(大切にしたい、目指したいと思う番号5つ以内に○をつけてください。)

宇多津町が将来どのようなまちになって欲しいかたずねたところ、「身近な買い物の場や医療機関がある便利なまち」が72.4%で最も多く、次いで「地震や火災、水害などの災害に強いまち」(52.6%)、「歩道や自転車道が整備され、歩行者や車いす等での移動がしやすいまち」(48.5%)の順となっています。その他の意見としては、「治安の良いまち」「生活が苦しい人をサポートできるまち」等です。



【問2】宇多津町が将来どのようなまちになって欲しいと思いますか。	N	%
企業や工場などが多く立地する働く場が近くにあるまち	30	8.8%
駅周辺に商業施設などが多く立地するコンパクトで活気のあるまち	148	43.5%
道路網が整っており、自動車での移動しやすいまち	55	16.2%
歩道や自転車道が整備され、歩行者や車いす等での移動がしやすいまち	165	48.5%
鉄道やバス交通が充実した、公共交通での移動しやすいまち	108	31.8%
道路沿いの商業施設や観光資源などにより町外からの来街者を呼び込むにぎやかなまち	57	16.8%
身近な買い物の場や医療機関がある便利なまち	246	72.4%
福祉施設などが充実した障がい者や高齢者にやさしいまち	107	31.5%
スポーツ施設や公園などの身近な場所で、健康づくりが行えるまち	74	21.8%
保育園・幼稚園や学校教育などが充実した子育てがしやすいまち	109	32.1%
図書館や美術館などの公共施設が充実したまち	67	19.7%
ゆとりある住宅地が広がる住環境のよいまち	46	13.5%
自然環境や農地などのみどりを大切にすまち	44	12.9%
まち並みが整った美しいまち	58	17.1%
歴史や文化、芸術的な資源を大切にす、趣きを感じられるまち	62	18.2%
地震や火災、水害などの災害に強いまち	179	52.6%
その他	10	2.9%
総計	340	100.0%
無回答・無効票	5	

注：複数回答の設問のため、数値の合計は100%にならない。

4. 都市づくりにおける主要課題

社会環境の変化や都市計画の方向性及び本町の現状や町民の意向等を踏まえ、今後の都市づくりにおける主要課題を以下のとおりとします。

1 住みやすい都市環境づくりと持続可能な都市構造の構築

- 無秩序な土地利用を抑制し、利便性が高く環境に配慮した都市の実現を目指し、コンパクトな市街地の形成と公共交通による移動を主体とした持続可能な都市構造の構築が必要です。
- 人口減少や超高齢社会が進行する中であっても、高齢者や障がい者はもとより、次世代を担う年少者など、誰もが安心・快適に住み続けられる都市環境づくりが必要です。

2 まちのにぎわいや活力の維持・向上と都市機能の充実

- 高質な都市施設や観光・交流施設を生かし、にぎわいや活力のある魅力的な都市空間を構築し、交流人口や関係人口を増やすとともに、地域間の交流による地域の活性化を図ることが必要です。
- 本町の発展を牽引する新都市は、都市基盤が充実し、様々な都市機能の集積や恵まれた交通利便性を有しており、都市のポテンシャルや地理的条件を生かし、コロナ禍後の社会変化に対応した活力のあるまちづくりに向け、人口の集積や新たな都市機能、産業の充実を図り、持続可能な都市を形成することが必要です。

3 良好な地域資源の維持・向上と充実した既存ストックの利活用

- 社寺や伝統的街並みなどの歴史的文化的な地域資源や河川や海、身近な山々などの自然環境の維持、向上を図り、趣のある美しいまちの形成や潤いのある豊かな暮らしを実現し、定住人口の増加や新たな都市機能の誘導につなげていくことが必要です。
- 自然環境の保全や秩序ある土地利用と公共交通の利用促進により、環境への負荷が少なく、人が中心の歩いて暮らせる低炭素・循環型で環境にやさしいまちづくりへの取組が必要です。
- 本町のシンボルである新都市における充実した都市基盤や多様な都市機能のストックと歴史や文化を誇る既成市街地の良好な都市環境を生かし、融和を図ることにより、都市の魅力や活力を一層高めることが必要です。

4 自然災害への備えと暮らしの安全の確保

- 昨今、全国で自然災害が頻発化・激甚化する中、町民の安全を確保するため、防災対策や社会基盤の適切な維持管理、老朽化対策、耐震化対策、減災対策などの取組が必要です。
- 日常生活における事故の防止や施設のユニバーサルデザイン、良好な住環境の保全など、誰もが安全で安心して暮らせるための対策や利用しやすい施設整備などの環境整備が必要です。
- これまでに構築した都市施設や都市基盤等の既存ストックについて、適正量に向けた削減やまちづくりと整合した適正配置を進めるとともに、施設の長寿命化や適正利用により、施設の安全性を高め、適切なマネジメントを行うことが必要です。

第2章 全体構想

1. 都市づくりの方向性

(1) まちづくりの基本理念

本町は、海、山に囲まれ、古い街並みや寺社が残る潤いのある古街などの既成市街地と新しい街が形成され、多様な都市機能が集積した活力のある新都市があります。

これらの、豊かな自然や歴史、人や文化、築いてきた都市基盤や良好な田園環境など、「地域資源」を守り育て活用することにより、町民が「まち」への愛着と誇りを持ち、本町で働き、住み続けたいと思える活力と安らぎや魅力にあふれた住み心地の良いまちづくりを進めます。

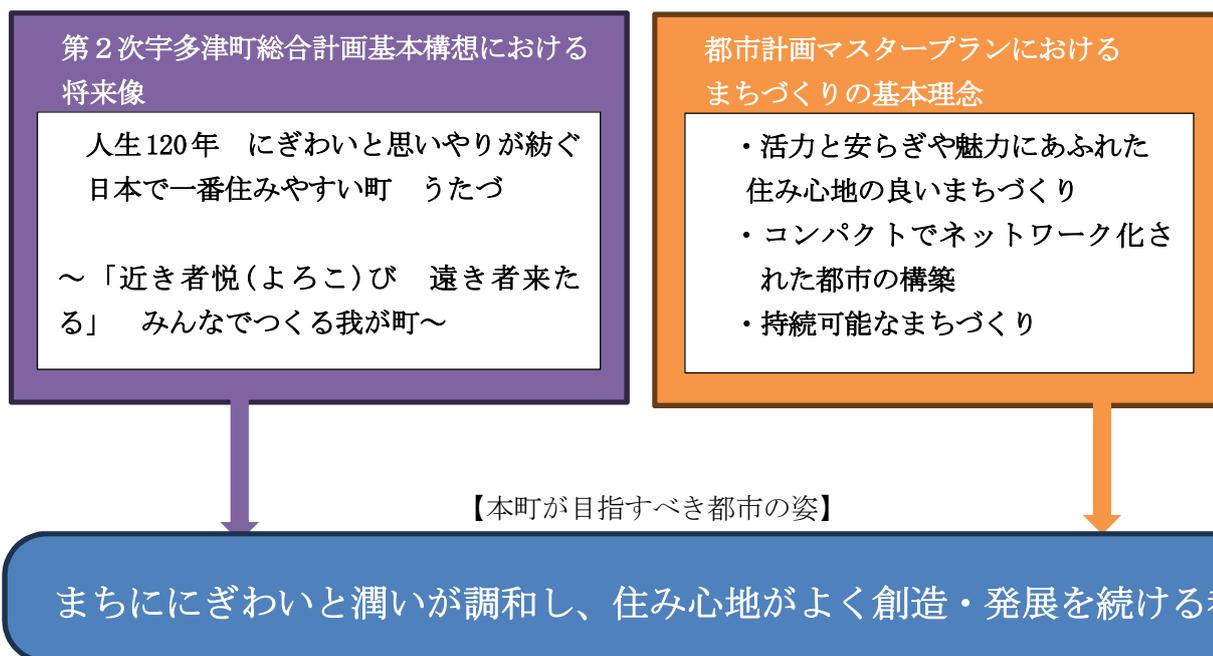
本町の人口はこれまで、増加傾向にありましたが令和2年(2020年)を境に減少に転じました。

今後は、人口減少・超高齢社会においても、だれもが生活しやすく、全ての人が元気にいきいきと活動できるまちとなるため、中心市街地において、人の暮らしを支える都市基盤や都市機能が集積し、人口密度が高く、にぎわいのある中心拠点を形成するとともに、日常生活の基礎となる各地域生活拠点においては、地域の独自性・自立性・居住性を高め、地域間の連携を図ることにより、コンパクトでネットワーク化された都市の構築を目指します。

また、近年、頻発化、激甚化する自然災害等への備えや都市ストックの有効活用と老朽化した都市施設等の更新、環境負荷を低減する脱炭素社会の実現など、多様な問題に適切に対応しながら、SDGsの目標でもある持続可能なまちづくりを進めます。

(2) 目指すべき都市の姿

第2次宇多津町総合計画基本構想における将来像と都市計画マスタープランのまちづくりの基本理念を踏まえ、本町が目指すべき都市の姿を以下のとおりとします。



2. まちづくりの目標と基本方針

まちづくりの基本理念のもと、本町が目指すべき都市の姿の実現に向け、20年後を展望する長期的な視点から、4つの目標を掲げ、それぞれにおけるまちづくりの基本方針を示します。

目標 1

快適に住み続けられる便利で潤いのあるまち
～誰もが利便性の高い生活を享受し、潤いを感じられる快適なまち宇多津～
『基本方針』

- 1 集約型のまちづくり
- 2 都市拠点・生活拠点の形成と融和
- 3 誰もが円滑に移動できる交通環境づくり

目標 2

にぎわいと活力のある元気なまち
～にぎわいと活力にあふれ発展を続けるまち宇多津～
『基本方針』

- 1 にぎわいと活力のある拠点づくり
- 2 都市の活性化に向けたさらなる都市機能・産業の集積
- 3 地域のポテンシャルを生かした活発で魅力あふれるまちづくり

目標 3

自然豊かで趣のある美しいまち
～豊かな自然や趣のあるまち並みが溶けこむ美しいまち宇多津～
『基本方針』

- 1 歴史・文化が息づく趣のあるまちづくり
- 2 自然と調和する美しいまちづくり
- 3 人と環境にやさしいまちづくり

目標 4

安全で安心して暮らし続けられるまち
～災害に強く暮らしやすい持続可能なまち宇多津～
『基本方針』

- 1 自然災害等に備えた安全で安心なまちづくり
- 2 誰もが安心して快適に暮らし続けられるまちづくり
- 3 都市施設のマネジメントと適正配置による持続可能なまちづくり

～誰もが利便性の高い生活を享受し、潤いを感じられる快適なまち宇多津～

『目標実現のための基本方針』

1 集約型のまちづくり

- 集約拠点に都市機能の集積や居住誘導を促進し、持続可能な公共交通ネットワークで拠点間を連携する集約型の都市構造への転換を図ります。
- 便利で安心な生活が持続できるよう、拠点を形成する区域に日常生活に必要な店舗や病院等が身近にある利便性の高い居住環境を形成するとともに、人口密度を高め、すべての世代が快適な暮らしを続けられるまちを目指します。

2 都市拠点・地域生活拠点の形成と融和

- JR 宇多津駅周辺の新市街地では、さらなる都市機能の集積を図ることで、高度で多様なサービスを享受できる都市拠点づくりを進めます。
- 既成市街地をはじめとする地域生活拠点においては、歴史・文化資源を保全しつつ、日常生活に必要な機能の集積や維持を図り、便利で快適に暮らせるよう生活圏の中心となる拠点の形成を図ります。
- 用途白地地域の集落地では、無秩序な土地利用を防止しつつ、農地や自然環境との調和のもと、計画的で秩序ある土地利用を促進することとし、地域の実情に応じて、既存集落を中心に集約化を進め、将来にわたり一定のコミュニティを維持できる生活圏の形成を図ります。
- 利便性の高い新都市拠点と趣のある既成市街地が融和し、便利で潤いのある生活環境が整ったまちづくりを進めます。

3 誰もが円滑に移動できる交通環境づくり

- JR 予讃線、JR 瀬戸大橋線(本四備讃線)の一次公共交通幹線軸と、二次公共交通となる、町内を運行するみんなのおでかけバス、丸亀市・坂出市方面への地域間連絡バスは、集約型の都市づくりに必要不可欠であり、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワークの形成を促進します。
- 広域交通拠点となる JR 宇多津駅を中心にみんなのおでかけバス等の連絡性を強化し、高松方面や岡山方面など中・長距離の円滑な移動が可能な交通環境づくりを進めます
- 公共交通は、環境や健康に優しい乗り物であり、さまざまなクロスセクター効果が期待できることから、積極的なモビリティマネジメントなどの取組により、過度に自家用車に頼らない都市交通体系を構築していきます。
- 公共交通ネットワークの形成にあたっては、誰もが安全で安心して移動できるよう、オンデマンド方式の運行や MaaS などの新たな情報技術の適用可能性を検討し、快適に暮らせる便利なまちを目指します。
- バリアフリーの歩行者空間の整備や道路緑化・道路の美装化など安全で快適な歩行者空間を形成し、誰もが安心して通行できる質の高い道路交通ネットワークの形成を進めます。

～にぎわいと活力にあふれ発展を続けるまち宇多津～

『目標実現のための基本方針』

1 にぎわいと活力のある拠点づくり

- JR 宇多津駅周辺の新都市拠点では、広域的な利用を想定した商業・業務施設、教育・文化施設、交流施設などの都市機能の集積を進めるほか、多様なライフスタイルに応じた居住と雇用の場を確保し、にぎわいと活気に満ちた四国の玄関にふさわしい拠点の形成を図ります。
- 多くの来訪者や町民が集い、交流できるにぎわいのある空間形成を促進するため、町民協働や民間活力を生かしながら、地域の活性化を進めるとともに、快適な歩行空間の形成や心地良い居場所づくりなどにより、まちなかに滞在し、歩きたくなるまちなかの創出を進めます。
- 海を身近に感じられる観光・レクリエーション拠点として、道の駅「恋人の聖地うたづ臨海公園」を中心に、四国水族館、復元塩田・産業資料館などの施設を生かしながら、周辺施設との連携強化を図り、広域的なにぎわいが生まれ、多様な世代の交流が促進されるよう、宇多津臨海公園周辺の一体的整備を進めます。
- 観光施設・交流施設を活用したイベントや地域町民による歴史・文化を生かしたまちづくり活動などにより、町民同士の交流や幅広い来訪者によるにぎわいの創出に努めます。

2 都市の活性化に向けたさらなる都市機能・産業の集積

- 商業・業務機能等が集積する新市街地において、地域における産業振興と雇用確保の拡大に向け、企業や大学、観光・交流施設等の既存の都市資源を活用しつつ、サテライトオフィスやコワーキングスペース等を活用した柔軟な働き方による新たな雇用の創出を促す都市機能（働く場所）等の誘致を検討することなどにより、活力のある拠点づくりを進めます。
- 本町の企業が活力を維持し、成長を続けるとともに、雇用機会の拡大や町勢の発展を図るため、新規産業の立地や既存の産業拠点への集積を促進するとともに、周辺環境に配慮した新たな産業拠点の整備など、さらなる産業の活性化に向けた拠点の強化を図ります。

3 地域のポテンシャルを生かした活発で魅力あふれるまちづくり

- 本町は、四国の玄関口に位置し、県内はもとより瀬戸大橋を經由し岡山県とも直結する交通便利性の高い広域交通の拠点となっており、このような地域特性を生かした交通体系や交流拠点機能の充実を図り、人や物が交流する活力あふれる魅力的なまちづくりを進めます。
- 瀬戸内海を望む交通至便な地域に良好な都市基盤が整備された新市街地は、人口密度が高く、商業・業務、産業、観光・交流、文教施設等が集積する成熟した都市が形成されています。このポテンシャルの高い都市の地域特性を生かし、ポストコロナ社会に対応するため、定住人口、二地域居住や関係人口の拡大を図るとともに、リモートワークやワーケーションなどに対応したビジネス・オフィス拠点の実現可能性などを検討することにより、活発で持続的に発展するまちづくりを進めます。

～豊かな自然や趣のあるまち並みが溶けこむ美しいまち宇多津～

『目標実現のための基本方針』

1 歴史・文化が息づく趣のあるまちづくり

- 既成市街地に点在する社寺や町家などの歴史的資源や地域町民により守られてきた伝統的な古い街並みなどを保全・活用し、魅力ある景観を創出するとともに、周辺環境との調和を図り趣のあるまちづくりを進めます。

2 自然と調和する美しいまちづくり

- 環境に配慮した豊かな緑の創出と良好な居住環境の形成のため、まちを取り囲む山麓林や北部に広がる瀬戸内海、まとまりのある優良な農地やため池などの保全を図ります。
- 市街地に隣接する山林等については、風致地区等による適切な管理により、無秩序な市街地の拡大を抑制し、保全育成を図ります。
- 日常生活において、生活に潤いと活力をもたらす公園や緑地、住宅地等にある身近な緑の質の向上と活用により、暮らしを彩る緑を形成します。また、生物多様性を確保するため、水と緑のネットワークの形成に配慮したまちづくりを進めます。
- 地域で育まれてきた様々な自然、歴史・文化などの良好な景観資源を大切にするとともに、新しい魅力ある景観を創出し、町民が暮らしの豊かさを感じられる美しいまちづくりを目指します。

3 人と環境にやさしいまちづくり

- 環境に対して負荷を与えない、健康志向のやさしいまちづくりに向け、過度に自家用車に依存しない集約型の都市構造の形成を進めます。
- また、公共交通の利用や徒歩等による歩いて暮らせるまちづくりを促進し、人々の快適な暮らしを維持するとともに、低炭素型の環境にやさしいまちの形成を図ります。
- 公共施設や住宅地等の緑化、生活排水処理施設の整備、公共施設及び民間の建築物の低炭素化や再生可能エネルギーの導入、施設の削減や長寿命化による公共施設等の適切なマネジメント等を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進します。

～災害に強く暮らしやすい持続可能なまち宇多津～

『目標実現のための基本方針』

1 自然災害等に備えた安全なまちづくり

- 自然災害に強い都市基盤の整備や、総合的な治水対策などを計画的に進めるとともに、建物やライフラインの耐震化、災害復旧・応急体制の充実などの総合的な防災対策を進め、安全なまちづくりを進めます。
- 災害から未然に町民の暮らしを守るため、災害ハザードエリアから安全な地域への居住誘導を進め、災害リスクを考慮した土地利用への転換を図ります。
- 被害の軽減、拡大防止に向け、防災対応の普及啓発などにより町民の防災意識を高めるとともに、住民の連帯による地域防災力の向上を図り、災害に強いまちを目指します。

2 誰もが安心して快適に暮らし続けられるまちづくり

- きめ細やかな交通安全対策や防犯対策を進めるとともにユニバーサルデザインに配慮した安全な公共施設の整備や改修を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 空家等の対策により、良好な居住環境を保全するとともに、空き地や低未利用地を活用した広場や緑地整備等により、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- 里親制度による道路・公園の管理やパトロール活動、環境美化運動などの地域コミュニティ活動を通じ、地域の連携を深めることで、より安全で、安心して暮らせるまちづくりを促進します。

3 都市施設のマネジメントと適正配置による持続可能なまちづくり

- 都市施設等のストックについては、適正な規模に向けた削減や長寿命化対策による有効活用を図りつつ、機能の複合化、集約化を進め、目指すべき都市構造に対応した施設等の適正配置を図り、持続可能な都市づくりを進めます。
- 都市施設の再編により生じた跡地等については、まちに不足している生活サービス機能を有する都市機能を誘導するために活用するなど、公的不動産をまちづくりに生かすこととし、都市機能の誘導、維持管理などにあたっては、民間活力の導入や市民協働により、一層効果的な都市施設のストックマネジメントを進めます。

3 . 計画フレーム

(1) 人口フレーム

計画期間（令和6年（2024年）から令和25年（2043年））の20年間における人口の見通しについては、「第2期人口ビジョン」の目標人口との整合を図ることとし、都市計画区域内人口は、町全体が都市計画区域のため同数となるとともに、用途地域内人口は、適切な誘導により、極力、現在の人口を維持できるよう努めます。

(2) 市街地フレーム

現在、宇多津都市計画区域では、以下の用途地域からなる市街地フレームを定めています。

今後、人口は減少する見通しですが、これまでに現在の市街地フレームに合わせた施設等の整備によるまちづくりが進められており、既存ストックを活用する観点から、当面は現在の市街地フレームを維持することを前提とします。ただし、今後さらなる人口減少などの情勢の変化に伴い、用途地域と現況土地利用に明らかな乖離がみられる場合や、立地適正化計画による誘導等により市街地が縮小した場合には、適正な規模の市街地とするため、フレームの改定や用途変更（用途地域の解除を含む）などの検討を行います。

①住居系市街地

		面積 (ka)	容積率	建ぺい率	割合 (%)
住居系 市外地	第1種中高層住居専用地域	72.2	'20/10	'6/10	13.6
	第1種住居地域	170.8	'20/10	'6/10	32.3
	第2種住居地域	8.6	'20/10	'6/10	1.6
	準住居地域	7.5	'20/10	'6/10	1.4
フレーム 小計		259.1	—	—	49.0

②商業系市街地

		面積 (ka)	容積率	建ぺい率	割合 (%)
商業系 市外地	近隣商業地域	18.0	'40/10	'8/10	3.4
	商業地域	38.0	'20/10	'8/10	7.2
フレーム 小計		56.0	—	—	10.6

③工業系市街地

		面積 (ka)	容積率	建ぺい率	割合 (%)
工業系 市外地	準工業地域	148.0	'20/10	'6/10	28.0
	工業専用地域	66.0	'20/10	'6/10	12.5
フレーム 小計		214.0	—	—	40.4

合計	529.1
----	-------

4 . 将来都市構造

まちづくりの目標像の実現に向け、今後のまちづくりの施策を展開していくため、都市づくりの基盤となる将来都市構造については、土地利用の区分となる「ゾーン」、都市をけん引する機能を示す「拠点」、都市の骨格となる「ネットワーク」の3つの要素から構成し、「コンパクト+ネットワーク」を形成する都市構造とします。

(1) 「ゾーン」

秩序ある土地利用を誘導し、健全な市街地の形成と豊かな自然環境・田園環境の維持保全を図るため、住居系地域や商業系地域など、地域の基本的な土地利用の方向性を示すゾーンを設定します。

●新市街地ゾーン

町の顔となるJR宇多津駅を中心に良好な都市基盤が整備され、生活利便施設や観光交流施設など数多くの都市機能の集積するにぎわいと活力のある地区。

●既成市街地ゾーン

歴史・文化施設が点在する古くからの市街地が形成され、日常生活に必要な都市施設が立地する落ち着いた居住空間と生活利便性を兼ね備えた地区。古街 (co-machi) と呼ばれている。

●一般市街地ゾーン

用途区域内において、工場や学校等が立地するとともに、公営住宅を含む戸建て住宅や集合住宅が混在し、一定の生活利便施設が存在する市街化された地区。

●田園環境ゾーン

用途白地地域において、比較的多くの農地が保全され、良好な居住環境を有する地区。

●自然環境ゾーン

町を囲む山地・山麓の林地や社叢における自然植生地、河川、ため池、瀬戸内海を望む臨海部など、良好な自然景観や多様な動植物が生息・生育している環境を保全する地区。

(2) 「拠点」

町の発展を牽引し、都市全体としてにぎわいと活力のあるまちづくりを推進するとともに、商業、医療、福祉などの都市機能や産業基盤、交流施設といった多様な機能が集積し、各地域の中心的な役割を果たす拠点や地域の生活基盤の中心となる拠点を定めます。

●中心拠点

鉄道やコミュニティバスなどの公共交通の利便性が高く、幹線道路等の都市基盤が整備されている宇多津駅周辺で、商業施設、業務施設、医療施設、文教施設、観光・交流施設といった多様な都市サービスやにぎわいのある空間を享受できる広域的な都市機能の集積及び多様な世代やライフスタイルに応じた居住と雇用の場を確保する、にぎわいと活気のある県中央部の中枢拠点。

●地域拠点

町役場を含む既成市街地において、公共公益施設や店舗や病院、銀行など日常生活に必要な生活関連

施設を集積を高め、周辺の市街地や集落の生活を支える日常生活サービスの拠点として、地域の中心的な役割を担う拠点。

●産業拠点

臨海部等の既存の産業基盤が充実した地区やインターチェンジ周辺、主要幹線道路沿道等の交通利便性が高い地区における、工場や物流施設を集積を促進することでさらなる産業の発展と雇用創出に資する拠点。

●広域交流拠点

道の駅「恋人の聖地うたづ臨海公園」周辺における、観光施設、産業資料館等の地域固有の資源や交流機能を生かし、広域から多くの人々が訪れ、交流する中で活気や活力を育む拠点。

●歴史交流拠点

歴史と文化の薫る古街の街並みとそれらを生かした地域イベントや交流施設「こめっせ宇多津」を活用した地域町民や来訪者が集い交流するにぎわいと活気のある拠点。

(3) 「ネットワーク」

人・モノ・情報の流れにより、各拠点が互いに機能連携を図りながら、各生活圏における豊かで潤いのある暮らしや産業活動を支えるため、公共交通や主要幹線道路等により各拠点を結ぶネットワークを形成します。

●広域連携交通ネットワーク

鉄道、高速道路、国道など、都市圏内外を連絡し、広域的な都市間の連携を高める交通ネットワーク。

●地域内連携交通ネットワーク

各拠点と町内の地域を結び、各地域が相互に連携しながら機能を補完するとともに、拠点間交流を促進するための交通ネットワーク。

●水と緑のネットワーク

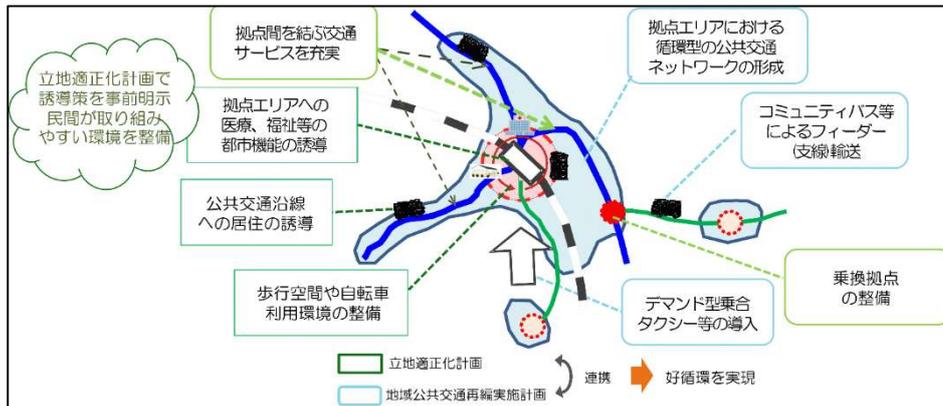
田畑や市街地をとおり瀬戸内海に至る河川は、潤いのある都市環境や自然生態系の軸として都市を形成する重要な施設であり、水の軸として位置づけます。また、町を囲む山地や山麓の山林は、都市を形づくる背景であり、豊かな自然環境を有する緑の環境軸として位置づけます。これらの軸を中心とした水と緑のネットワーク。

●生活情報ネットワーク

生活利便性や生活の質の向上を図るため、高度情報化社会に対応した都市のインフラとしてのICT等を利活用し、医療や福祉、子育て、商業、交通などにおける高度なサービスを楽しむことができる情報提供ネットワーク。

コンパクト+ネットワークのまちづくりについて

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクト+ネットワーク』のまちづくりを進めます。



出典:国土交通省 みんなで進める、コンパクトなまちづくりリーフ

将来都市構造

将来都市構造図



5 . 部門別方針

目指すべき都市の姿（将来都市構造）の実現に向け、都市を構成する分野ごとに、「部門別の方針」を示し、総合的に都市づくりを進めていきます。

(1) 土地利用

1) 土地利用に関する基本的な考え方

本町は、全域が非線引きの都市計画区域となっており、旧市街化区域では用途地域内における計画的な土地利用を推進するとともに、旧調整区域においては特定用途制限地域による土地利用規制により、良好な環境の保全や合理的な土地利用を進めてきました。

しかしながら、増加傾向にあった町の人口は、令和2年（2020年）の国勢調査では一転減少に転じており、これまでの都市化の進行による無秩序な市街地の拡散を抑制し、既存の社会資本を生かした、効率的でコンパクトなまちづくりを進めることが求められます。

このため、今後は、都市機能や人口が集積し、コンパクトな市街地が形成された新宇多津都市を中心に、既成市街地や一般市街地、既存集落を結ぶコンパクト+ネットワークのまちづくりを進めることとし、立地適正化計画の策定について検討します。

また、これまで、良好な都市基盤が整備され、町の成長を牽引してきた新宇多津都市においては、都市機能の集積度の低下や低未利用地の増加がみられることなどから、都市の再構築を進めます。

一方、旧まちなか（古街）については、人口の減少や空き家・空き地が増加傾向にあることから、日常生活の利便性の向上を図りながら、歴史・文化に基づく居住環境の向上を図ります。

2) 土地利用に関する基本方針

●用途地域内における計画的な土地利用の規制・誘導

○良好な市街地の形成と都市機能の充実を図るため、現在の用途地域の範囲を中心に、適正かつ計画的な

土地利用を図ることとします。

JR 宇多津駅周辺及びさぬき浜街道等の主要幹線道路沿道において、商業系の土地利用を図ります。

工業系の土地利用は、臨海部の既存の工業地帯を中心とします。

住宅系の土地利用としては、中心市街地、既成市街地、郊外部のそれぞれの地域において、地域の多様な個性に応じた良好な住宅地の形成を図ります。

○JR 宇多津駅周辺は、交通結節点としての機能強化を推進するとともに、町の玄関口にふさわしいにぎわいの創出に繋がる土地利用の誘導やウォーカブルなまちの形成を推進します。

新宇多津都市においては、土地の高度利用や有効利用を進め、地域の新たな活力創出に資する適切な土地利用の誘導を図り、魅力ある中心市街地を再生します。

○既成市街地などでは、住宅地における良好な居住環境の維持・向上に努めるとともに、日常生活の利便性向上を図るために、商業施設など日常生活に必要な都市機能の適正な確保・配置を促します。

○インターチェンジ周辺では、工業系及び流通業務施設の立地ニーズに応じた環境づくりを進めます。

○住工混在地区等においては、土地利用の純化を図り、居住環境の保全に努めるとともに、用途地域の指定が現状の土地利用と一致していない地区などでは、用途地域の見直しや特別用途地区の指定について検討します。

●用途白地地域での適正な土地利用の規制

- 用途白地地域では、農業政策サイドの土地利用方針との調整を図り、農業生産環境に配慮しながら、居住環境の維持・向上に努め、適正な土地利用の推進に努めます。
- 無秩序な開発や市街地の拡散を防ぎ自然環境を保全するとともに、農業生産環境や居住環境の保全を図り周辺環境と調和した良好な居住環境を形成するため、必要に応じ特定用途制限地域などの土地利用規制の見直しを検討します。

●低未利用地・遊休地や空き家・空き店舗の利用推進

- 長期的な未利用地・遊休地化につながるおそれがある地区については、無秩序な開発を抑制しつつ、地域の振興や必要な都市機能の集積に資する施設の立地を誘導するなど適切な土地利用を推進します。
- 低未利用地・遊休地については、身近な公園や地域コミュニティの活動の場、新たな住宅用地や災害時における避難場所等としての活用を検討します。
- 空き店舗等を活用し、商業サービス機能の誘導や起業家や市民活動団体への支援を進めます。
- 空き家等については、「宇多津町空家等対策計画」に即し、空き家の適切な管理と有効活用を促進します。

●身近な自然環境と調和した居住空間の形成

- コンパクトな地域に海、山、川、市街地が集積する地域特性を生かし、身近な自然環境と調和した居住空間の形成を図ります。
- 町の東部、西部に分布する山地や北部に広がる瀬戸内海などの自然環境や生態系の保全機能、景観を生かします。

3) 土地利用の配置と利用方針

■住居地

□「都市型住宅地」

主に JR 宇多津駅周辺においては、広域交通をはじめとする都市基盤が整備され、商業・業務施設等に近接した利便性の高い住宅地として中高層の都市型共同住宅等を基本とし、都市型の居住環境の形成を進めます。

□「一般住宅地」

主に一般市街地や既成市街地において、戸建て住宅や集合住宅、商業施設などが複合的に立地する「一般住宅地」においては、地域住民の暮らしやすさを支える住宅地の形成を図るため、良好な居住環境に配慮しつつ、商業施設など日常生活に必要な都市機能の適正な確保・配置を促進します。

また、木造密集市街地では、生活道路の整備・充実や総合的な住環境整備、住宅の不燃化を推進するなど、防災機能も備えた住宅地の形成を図ります。

なお、今後、居住誘導区域等が定められた際には、土地利用の在り方を再検討します。

□「田園集落住宅地」

町南部の戸建住宅が点在する既存集落地域等においては、周辺環境と調和した低層を基本とした住宅地とし、暮らしを支える生活利便施設を維持しつつ、良好な住環境を維持、形成します。

■商業・業務地

□「中心商業・業務地」

JR 宇多津駅周辺は、商業・業務機能等が集積しており、JR 瀬戸大橋線やさぬき浜街道などの幹線道路が通る交通利便性の高い地域として、今後は、町内はもとより町外からのさらなる都市機能の集積を促進することにより、都市の中核拠点にふさわしい「中心商業・業務地」として、にぎわいと活力のある高質な都市空間の整備を図ります。

□「近隣商業・業務地」

地域拠点である既成市街地内の商店街周辺等は、多様な町民ニーズに対応し、日常の買い物など生活利便性を確保するため、商業・業務施設の集積を図る「近隣・業務地」として位置づけ、身近な商業空間として維持・再生を図ります。

■産業地

□「臨海部の既存工業地」

番の州の重工業地域や新宇多津都市の北西部の軽工業地域を既存工業地として位置付けます。

製造業の国内回帰などの流れを受け、既存工業地を中心に積極的な工業立地を推進するとともに、工場用地の拡大や新たな立地に向け、必要に応じ、用途地域の見直しを検討します。

また、住宅隣接地における工場敷地内の緑化や企業の社会貢献活動への参加等を促します。

□「インターチェンジ周辺地域」

瀬戸中央自動車道や高松自動車道の高速道路インターチェンジ周辺地域においては、新たな工業系施設や流通業務施設の立地を促進します。

■林地・緑地等

□「市街地近郊緑地」

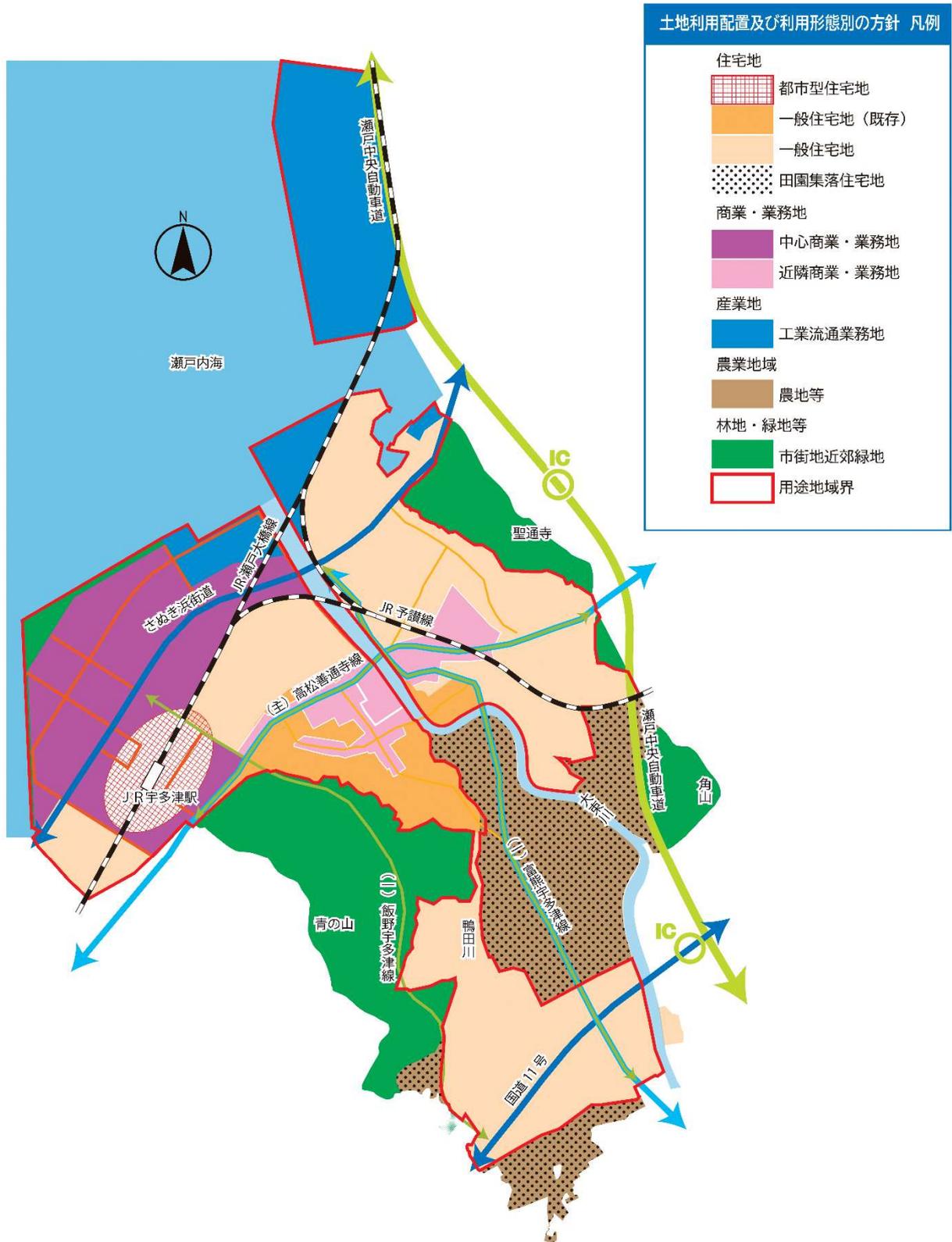
市街地に近接し、町の背景となる山や丘陵地、斜面緑地については、風致地区による適切な維持などにより無秩序な土地利用を防止するとともに、都市近郊の貴重な緑の資源として、積極的な保護・育成に努めます。

■用途白地地区

良好な農地と農地以外の土地利用計画を調整しながら、のどかな田園風景を保存しつつ、地域特性に配慮した秩序ある土地利用を進めます。

土地利用の方針

土地利用方針図



(2) 交通施設

1) 交通施設に関する基本的な考え方

道路や公共交通などの交通施設は、生活の利便性の向上、生活手段として重要な役割を担うとともに、産業や物流、都市の活力とにぎわいの創出を支える重要な都市基盤です。

特に、公共交通については、生活や産業、観光、交流などの役割と合わせ「コンパクト+ネットワークのまちづくり」を形成する主要な交通手段として、また、高齢社会への対応や環境負荷の軽減を図る観点から、重点的な取組みを進めます。

交通施設の整備に当たっては、すべての人が安全で快適に移動しやすいバリアフリー化を基本とします。

2) 交通施設に関する基本方針

「道路の基本方針」

● まちづくりと一体となった安全で質の高い道路ネットワークの形成

○産業振興や経済活動、都市活動、生活、観光・交流など多様な移動を支える社会基盤施設として、現在の交通実態や将来の交通量を考慮しつつ、まちづくりと一体となった道路ネットワーク整備を推進します。

○交通結節点や都市機能が集積する中心市街地にアクセスする道路、災害時の緊急輸送道路等必要性の高い道路を優先的に整備するなど、すべての人が安心して円滑に移動できる道路ネットワークの形成に向け効果的・効率的な整備に努めます。

○少子・高齢社会に対応した安全・安心なまちづくりの観点からユニバーサルデザインの導入など、歩行者の安全性に配慮した質の高い道路空間づくりに取り組みます。

○人が中心の「居心地が良く歩きたくなる」まちなか空間の形成に向けた道路空間づくりに取り組みます。

「公共交通の基本方針」

● 住民、交通事業者、行政の連携による利便性が高く、利用しやすい公共交通ネットワークの形成

○通勤・通学・通院・買い物時の移動手段の確保や、高齢者・障がい者などの移動支援、さらには交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減に向け、住民、交通事業者、行政の連携により、公共交通の維持更新、質の充実を図り、利便性の高い公共交通ネットワークの形成を進めます。

3) 交通施設に関する整備方針

「道路の整備方針」

■ 安全で質の高い道路ネットワークの形成

□広域幹線道路（国道や県道など、都市圏を結ぶ道路）

・都市構造における都市間連絡道路であり、瀬戸中央自動車道にアクセスする国道11号

(3.3.302 宇多津丸亀線)、さぬき浜街道(3.1.301 宇多津海岸線)は、宇多津町と高松や丸亀・

坂出等の近隣都市圏を連絡するとともに、岡山県をはじめ広域的な都市圏との連携交流を高める「広域交通軸」として、適切な維持管理を促進します。

なお、さぬき浜街道は、新宇多津都市の骨格道路として、高質な道路空間を形成するとともに、沿道の利便性向上に向け、再整備を推進します。

・町内を東西に横断する主要地方道高松善通寺線（3.4.305宇多津東西線）、南北に縦貫する一般県道富熊宇多津線（3.4.307 富熊宇多津線）、一般県道飯野宇多津線（3.4.306 宇多津中央線）は、本町と近隣自治体をつなぐ「都市間交通軸」として、部分的な改良や拡幅、適切な維持管理を促進します。

□地域幹線道路（県道など、都市内を連絡する道路）

・都市構造における都市内連絡道路として、南北方向をつなぐ一般県道飯野宇多津線（再掲）、町の中央を南北に走る富熊宇多津線（再掲）、町域の中心部を東西に走る主要地方道高松善通寺線（再掲）は、都市間連絡道路を補完しつつ、中心市街地、地域拠点と周辺地域を結び、中心市街地へのアクセスや交通量の多い近隣地域からの距離の短い移動を担う「地域内交通軸」として位置付け、円滑な交通処理のための拡幅整備、交差点改良、歩道の設置などを促進します。

また、新市街地における区画道路は「地区内交通軸」として、にぎわいや回遊性のある質の高い道路として保全、再整備を図ります。

□生活道路（町道など）

・地域拠点等において、生活道路が不十分な地区や木造住宅が密集し、道路の幅員が狭く、災害時の延焼や救急活動などにおいて課題がある地区等においては、再整備などにより改善を進めます。

□歩行空間・自転車通行空間

・安全で快適な歩行者空間を形成するため、通学路などを中心に歩道や交通安全施設等の整備を進めます。また、必要に応じ、カラー舗装化などによる視線誘導や防護柵設置等についても検討します。

・道路幅員見直しによる歩行者と車両との分離や、歩道の段差解消を進め、高齢者や障がい者、ベビーカーや車いすの利用者等誰もが安心して通行できるバリアフリーの歩行者空間の整備を推進します。

□高質で魅力ある道路空間

・魅力ある街なみを創出し、質の高い生活空間やゆとりと潤いのある居住環境を形成するため、道路緑化や道路の美装化など、地域のまちづくりと連携した道路整備に取り組みます。

・快適に回遊・散策できるウォークアブルな道路空間の形成による交流・滞在空間の創出を進めま

す。

・道路の植栽や維持管理は、町民・団体・事業者・行政の協働による持続可能な維持管理を進めま

す。

□道路施設の長寿命化

・道路や橋りょうなどの道路施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、予防保全的な維持修繕へと転換を図り、道路施設の長寿命化を推進するなど安全で適切な維持・管理に努めます。

「公共交通の整備方針」

■ 利便性が高く、利用しやすい公共交通ネットワークの形成

□ 鉄道

- ・公共交通幹線軸として、地域交通の利便性の向上と機能強化に向け、鉄道事業者等と連携し、公共交通相互のダイヤ調整や交通結節点での接続性向上、JR 宇多津駅における待合環境の向上、駅構内及び駅周辺のバリアフリー化を進め、利用者の利便性向上やアクセス性の向上を図ります。
- ・四国の新幹線の実現に向けた機運が高まるなか、新幹線駅を想定して整備された JR 宇多津駅のポテンシャルが発揮できるよう働きかけを行い、必要に応じ交通アクセスの強化について検討します。

□ コミュニティバス（みんなのおでかけバス）

- ・町内各地と JR 宇多津駅、公共公益施設、生活利便施設などを結び、町民や来訪者の移動を支える身近な移動手段として、効率的で効果的な運行を維持します。
- ・利用実態に応じ再編や運行基準の見直しを行うなどにより、町民の生活の質の向上や観光交流の活性化に資する、利用しやすい公共交通サービスの提供を進めます。

□ その他のバス

- ・丸亀コミュニティバス（レオマ宇多津線・綾歌宇多津線・丸亀東線）が、JR 宇多津駅を発着地にしており、近隣の主要な目的地への移動手段として、また、JR 宇多津駅の利用者の増加を図るため、引き続き利活用ができるよう事業主体と協議し、利便性の向上を促進します。
- ・令和 5 年（2023 年）10 月から坂出市循環バスが宇多津町内への乗り入れを開始されたことから、事業主体と協議し、利便性の向上を促進します。
- ・丸亀・空港リムジンバスが JR 宇多津駅を経由しており、高松空港を経由し町外への高速交通移動手段として運行の継続を促進します。

□ 交通結節点

- ・鉄道駅における徒歩や自転車、自家用車と公共交通との乗り継ぎを快適にするため、パーク＆ライドやサイクル＆ライドに資する駐車場や駐輪場の整備を促進します。
- ・駅やバス停において施設の改善など、利用者が待ちやすい環境の整備を促進します。

□ 地域公共交通活性化協議会

- ・住民、交通事業者、行政、学識者等からなる地域公共交通活性化協議会を定期的で開催し、利用実態や運行形態を踏まえた改善を行うことにより、利便性が高く、利用しやすい公共交通を運行します。

交通施設の方針

交通施設方針図

交通施設に関する整備方針

- 安全で質の高い道路ネットワークの形成
 - 広域幹線道路 □ 地域幹線道路 □ 生活道路
 - 歩行空間・自転車通行空間
 - 高質で魅力ある道路空間
 - 道路施設の長寿命化
- 利便性が高く、利用しやすい公共交通ネットワークの形成
 - 鉄道
 - コミュニティバス
 - その他のバス

交通施設 凡例

-  鉄道 (JR 瀬戸大橋線・JR 予讃線)
-  高規格幹線道路
-  広域幹線道路 (広域交通軸)
-  広域幹線道路 (都市間交通軸)
-  地域幹線道路 (地域内交通軸)
-  地域幹線道路 (地域内交通軸)
-  生活道路
-  コミュニティバス (R5 年現在)
-  交通結節点



(3) 公園・緑地

1) 公園・緑地整備に関する基本的な考え方

公園緑地は、都市の潤いの創出や生活環境の向上に寄与するとともに、町民の休息、散歩、遊び、レクリエーションなど余暇活動の場であり、コミュニティ活動や、災害時の避難場所としての役割も有していることから、安全・安心な生活には欠かすことができない施設として整備・保全に努めます。

公園施設については、誰もが安全・安心に利活用できるようユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備・改修に加えて、防災機能も兼ね備えた整備を進めます。

また、公園施設の整備や維持管理においては、地域住民の参画による公園づくりを進めます。

緑地については、都市公園や街路樹のほか、町内に数多く点在する社寺仏閣の社叢、町を取り囲む山林、公共施設や大規模な工場などのまとまった緑地などの整備、保全を進めるとともに都市緑化の推進を図ります。

さらには、「グリーンインフラ」の考え方を基に、都市公園や街路樹等の維持管理、農地や林地の育成により、自然と社会が共生する、持続可能で魅力ある緑のまちづくりを推進します。

2) 公園・緑地に関する基本方針

● 公園の適正配置

都市計画公園等が各地に整備されたことで、1人当たりの公園面積は目標を上回っていますが、今後は、人口の集中する地域、また人口の増加が見込まれる地域において、適正な配置計画により公園整備を進めます。

● 安全で利用しやすい身近な公園整備

町民の日々の生活を潤す場として、多様な世代の人々が快適に利用しやすく、住民の憩いやふれあいの場となる安全で利用しやすい身近な公園づくりを進めます。

● 地域特性を生かした特色ある公園整備

臨海部の自然環境を生かした公園やまちなかの教育施設に隣接した公園など、地域の特性を生かした公園の整備拡充を図り、交流人口の拡大や利用者の利便性の向上を図ります。

● 防災に配慮した公園づくり

災害時の多様な利活用に向け、防災機能の強化・充実を図りつつ、町民ニーズに沿った公園づくりを進めます。

● 公園の魅力・利便性の向上と効率的かつ柔軟な維持管理

民間のノウハウを活用した公園の魅力・利便性の向上や町民が主体となった適正かつ柔軟な公園の維持管理を進めます。

● 住民・事業者・行政との協働による都市緑化の推進

緑豊かなまちづくりに向けて、計画的な緑地の保全、緑化の推進に取り組むとともに、町民・事業者・行政の協働による緑地の保全・維持・創出に努め、都市緑化を推進します。

3) 公園・緑地に関する整備方針

■ 公園の適正配置

本町では、街区公園 9 箇所、近隣公園 1 箇所、地区公園 1 箇所、風致公園 1 箇所、その他の公園 15

箇所が整備されており、1人当たりの公園面積は、20.11㎡と目標の20㎡を上回っています。

今後、市街地の再整備などの際には、公共用地などを活用し、適正な公園配置を検討していくとともに、空き地や低未利用地を活用した広場の整備についても検討します。

■ 安全で利用しやすい身近な公園整備

□子育て世代や高齢者・障がい者をはじめ、誰もが快適に利用しやすいよう既存の公園の高質化や再整備、ユニバーサルデザイン化などを推進します。施設整備に当たっては、出入り口の段差解消などのバリアフリー化、バリアフリースイッチ改修による高質化、照明灯の設置や遊具の点検・樹木の剪定など適正な管理に努めるとともに、町民が憩いとやすらぎを感じられる場としての魅力ある空間の創出を図ります。

□日常生活の利便性や快適性を高める街区公園（誘致距離 250m）や近隣公園（誘致距離 500m）等の身近に利用できる公園整備を推進します。

・公園整備に当たっては、利用可能な公共用地や工場跡地等の活用を検討するとともに、ポケットパークや広場等については、空き地や低未利用地を活用した協定や権利設定による整備についても検討します。

・多様化する利用者のニーズに応じて魅力的な公園とするため、町民参加による維持管理・運営、整備などを進めていきます。

■ 施設特性を生かした特色ある公園整備

□四国水族館や宇多津の塩業の歴史を紹介する宇多津町産業資料館・復元塩田が立地する宇多津臨海公園は、臨海部の特性を生かした、歴史文化の継承、交流機能を有する観光・レクリエーション拠点として、設置主体等との連携を図り、適切な公園施設の維持管理を図るとともに、さらなる機能向上やイベント開催などにより、町民や幅広い来訪者が集うにぎわいのある水辺空間を創出します。

□宇多津北小学校に隣接する中央公園は、グラウンドやゲートボール場、遊具広場等を有し、多様な利活用が可能な近隣公園として、遊具の点検や、施設の適切な維持・更新するとともに、近隣町民の利活用を推進します。

■ 防災に配慮した公園づくり

被災の恐れのない一定規模以上の住区基幹公園等において、災害時の避難地、防災活動の拠点となる防災機能を備えた公園づくりに取り組みます。

■ 公園の魅力・利便性の向上と効率かつ柔軟な維持管理

市街地における公園においては、Park-PFI（公募設置管理制度）などによる、民間のノウハウを活用した施設の利活用やサービス水準の高い管理、効率的な施設運営について検討します。

また、公園や緑地に対する町民の意識啓発や利活用への参加機会を創出するとともに、町民が主体的に参加する各種団体・ボランティア団体・NPO法人などによる保全活動に対する支援を行うことなどにより、町民が主体となった適正かつ柔軟な維持管理を促進します。

さらに、公園利用者の安全性を確保するため、公園施設の長寿命化計画に基づき、公園施設及び遊具の改築・更新を進めます。

■ 都市緑化の推進

□ 緑地の保全、緑化の推進

- ・ 林地や社叢における自然植生、市街地における公園や街路樹などを含め、都市に潤いを創出する緑地環境の保全に努めます。
- ・ また、主要幹線道路や幹線道路などが整備された中心市街地を中心に、連続的な植樹の形成、オープンスペースの緑化推進に努めます。

□ 公共施設や民有地の緑化推進による緑の保全

- ・ 学校や官公庁など、多くの人々が利用する公共施設において、積極的な緑化推進に努め、緑の保全を図ります。また、住宅や工場・事業所内における緑化の促進や住民による身近な緑地の維持管理など住民の緑化意識の啓発を図り、町民や事業者との協働による都市緑化を進め、緑の保全を促進します。

□ 地域特性を生かした緑の保全・整備

- ・ 臨海部の宇多津臨海緑地は、海沿いを散策できる遊歩道を有し、ウォーターフロントの親水空間として、瀬戸内海沿岸部の景観に配慮した緑地の整備を推進します。
- ・ 地域のシンボルとなる樹木や神社の社叢は、身近で貴重な緑の資源であることから、樹木の保全と緑化を促進します。

公園・緑地の方針

公園・緑地方針図

公園・緑地に関する整備方針

- 公園の適正配置
- 安全で利用しやすい身近な公園整備
- 地域特性を生かした特色のある公園整備
- 防災に配慮した公園づくり
- 公園の魅力・利便性の向上と効率かつ柔軟な持続管理
- 都市緑化の推進

公園・緑地 凡例

- 公園
- ▨ 緑地
- ◆ 社叢
- 自然の緑
- 水と緑のネットワーク



- 1 宇夫階神社
- 2 本妙寺
- 3 郷照寺
- 4 浄泉寺
- 5 聖徳院
- 6 南隆寺
- 7 多聞寺
- 8 円通寺
- 9 西光寺
- 10 聖通寺

- | | | |
|------------|----------------|----------|
| 臨海公園 | 11 桜の広場 | |
| A 1号緑地 | 12 聖通寺山公園 | |
| B 2号緑地 | 13 津ノ郷公園 | |
| 1 臨海公園 | 14 大橋東部公園 | |
| 2 中央公園 | 15 大橋西部公園 | |
| 3 1号公園 | 16 大橋1号公園 | |
| 4 2号公園 | 17 大橋2号公園 | |
| 5 3号公園 | 18 大橋3号公園 | |
| 6 4号公園 | 19 大橋4号公園 | |
| 7 5号公園 | 20 中央コミュニティー公園 | |
| 8 6号公園 | 21 田町公園 | 24 西町公園 |
| 9 平山公園 | 22 向山北公園 | 25 宇夫階公園 |
| 10 網の浦万葉公園 | 23 向山南公園 | 26 山下公園 |
| | | 27 新町公園 |

(4) 河川・下水道

1) 河川・下水道に関する基本的な考え方

河川は、まちに潤いのある景観と親水性のある空間を作り、豊かな水は農業や町民生活を支えています。一方で、近年頻発する突発的、局地的なゲリラ豪雨による浸水被害も多発していることから、治水の安全性の確保が重要になります。

このため、町民及び町民の財産を守る安全性の確保に向け、総合的な治水対策を講じるとともに、自然とのふれあいを大切にする親水性を創出する河川の整備を進めます。

下水道等の生活排水処理施設は、快適な生活環境の確保や大雨時における浸水対策、河川・ため池等の水質保全など、総合的で多面的な機能・役割を有し、町民生活や社会活動に欠かすことのできない生活基盤であると同時に、河川等に生息する魚類、動植物などの生態系を保全するためにも重要です。

このため、町全域において公共下水道など、生活排水処理施設の適切な整備を推進します。

2) 河川・下水道に関する基本方針

● 総合的な治水対策と親水性のある水辺空間の創出

本町では、町の中央部を二級河川大東川、鴨田川が流れ、良好な水環境が保たれており、これらの二級河川に注ぐ、水田のための水路等も多く、水は生活に身近な存在となっている一方で、洪水による浸水被害も多く発生しています。

このため、治水対策として、関係機関との連携を図りながら、長期的な視点からの河川の整備や水路・道路側溝の部分的な改修など、総合的な治水対策に取り組みます。

● 効率的な生活排水処理施設の整備

公共下水道などによる汚水処理については、近年の人口減少や厳しい財政状況等を踏まえ、地形や土地利用状況など、地域の実情に合せた効率的な整備促進に努めます。

● 下水道施設の老朽化対策、災害対策

本町の下水道普及率は約 87.8%と高くなっています。今後も計画的、効率的な施設整備を進めるとともに、面整備から老朽化対策にも主眼を映し、管渠の計画的な改築・更新を進めます。

また、南海トラフ地震等による被害の軽減を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制の整備など、災害対策を進めます。

3) 河川・下水道に関する整備方針

■ 総合的な治水対策と親水性のある水辺空間の創出

治水機能の向上と浸水被害の防止・軽減を図るため、香川県による大東川水系河川改修事業を促進するとともに、これらの整備と連携し、関連する町内の水路等の整備を推進します。

また、河川の河床整理などによる適切な機能確保を図るとともに、農業用水路等の適切な維持管理に努めるなど総合的な治水対策に努めます。

さらに、大東川をはじめとする河川においては、土手沿いの植栽などにより親水性のある水辺環境を創出するとともに、生態系に配慮した潤いのある水辺空間の形成を図ります。

■ 効率的な生活排水処理施設の整備

香川県全県域生活排水処理構想に基づき、公共下水道事業の実施及び合併処理浄化槽の普及の推進などにより、計画的な生活排水処理施設の整備を進めます。本町の汚水処理人口比率は 98%と高くなっていることから、今後は、面的な処理にこだわらず、合併処理浄化槽による効率的な生活排水処理施設の整備を推進します。

■ 下水道関係施設の老朽化対策、災害対策

汚水管については、下水道長寿命化計画に基づき、緊急度の高い汚水管の管更生を実施していきます。また、ストックマネジメント計画に基づき雨水ポンプ場等の計画的な維持管理を継続していきます。

災害時においても安定した下水道機能の維持を図るため、下水道管路施設の耐震化や整備されてきたマンホールトイレ、雨水貯留槽の活用等により災害対策を推進します。

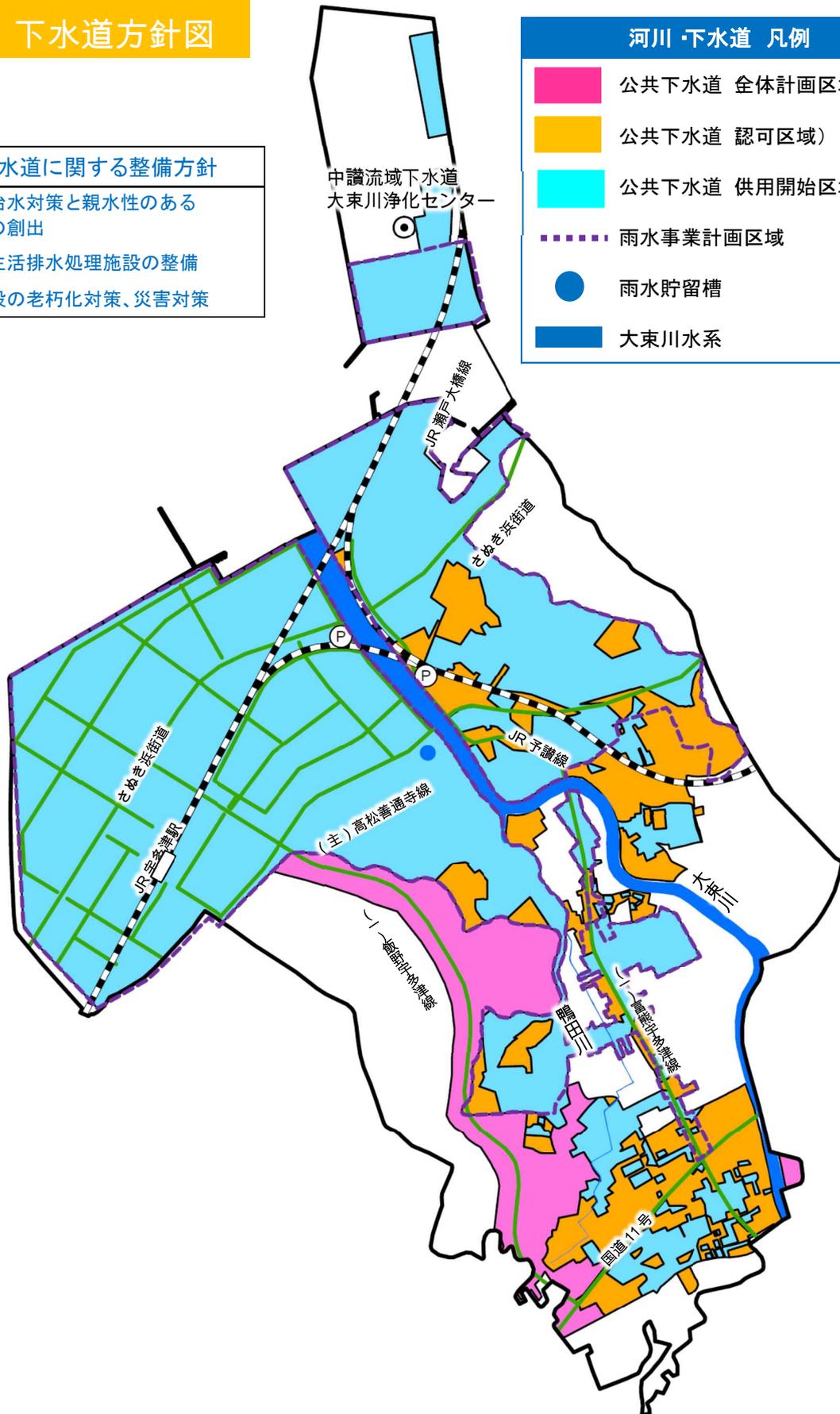
河川・下水道の方針

河川・下水道方針図

- 河川・下水道に関する整備方針
- 総合的な治水対策と親水性のある水辺空間の創出
 - 効率的な生活排水処理施設の整備
 - 下水道施設の老朽化対策、災害対策

河川・下水道 凡例

- 公共下水道 全体計画区域)
- 公共下水道 認可区域)
- 公共下水道 供用開始区域)
- 雨水事業計画区域
- 雨水貯留槽
- 大東川水系



(5) 安全安心なまちづくり

1) 安全安心なまちづくりに関する基本的な考え方

安全なまちづくりに向け、台風や豪雨などによる洪水や土砂崩れ、地震や津波による家屋の倒壊や浸水など、さまざまな自然災害や都市災害に対応できる災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害発生時の避難・救命・防災活動を支える基盤の充実に努めます。

また、安全性や防犯に配慮した安心して暮らせるまちづくりを進めるため、事故や犯罪を未然に防止するための道路などの公共施設を中心に環境整備を推進します。

2) 安全安心なまちづくりの基本方針

● 災害に強いまちづくり

構造物による「防災対策」に加え、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導、人口が密集した危険個所における防災の強化など、災害時の被害をできる限り減らす「減災対策」に取り組むとともに、災害発生後の速やかな復旧・復興に備えた災害に強い都市を目指します。

● 総合的な防災対策

台風や想定外の豪雨による浸水被害や土砂災害を防止・軽減するため、河川改修や砂防・治山対策に加え、農地や山林の適切な保全等により、雨水排水対策の強化を図ります。

また、地震に対する都市の防災性を高めるため、建物やライフラインの耐震化、救援・救護の活動拠点となる公園整備など、災害に強い都市基盤づくりを進め、総合的な防災対策に取り組みます。

● 暮らしを守る安心で快適なまちづくり

日常生活における交通事故や犯罪、怪我などを未然に防ぐ安心で快適なまちづくりを進めます。

3) 安全安心なまちづくりの推進方針

■ 災害に強いまちづくり(水害・土砂災害)

□ 洪水対策

- ・ 二級河川大東川水系河川改修事業を促進するとともに、これらの整備と連携しながら、流域全体を見据え、用水路等の適切な維持管理に努め、流域治水の観点から、治水機能の向上と浸水被害の防止、軽減を図ります。

□ 土砂災害対策

- ・ 町内の土砂災害危険個所等について、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を促進し、災害リスクの低減に努めるとともに、災害発生時の被災範囲を示すハザードマップによる啓発活動に取り組めます。
- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域指定箇所においては、安全対策に取り組むとともに、住民周知に努めます。

□津波・高潮対策

- ・本町では、南海トラフ地震により最大2.8m (L2) の津波水位が想定されており、津波災害による被害を防ぐとともに、高潮対策として、「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」との連携を図りながら、海岸堤防や海岸護岸などの必要な施設の整備・改修や点検・性能評価を促進します。
- ・津波等に対する減災機能を強化するため、関係機関とともに河川堤防の耐震化を促進します。
- ・海岸保全施設で防御しきれないレベルの津波を想定し、避難することを前提に浸水想定区域内の津波避難路、津波避難施設の整備や確保に努めるとともに、自主防災組織等を通じて、津波や高潮から命や暮らしを守る方策について、住民・事業者等とともに検討を進めます。

□雨水貯留・流出抑制

- ・多発するゲリラ豪雨対策として、公共施設等を活用し耐震性貯水槽等の設置を進めます。
- ・雨水流出量の抑制のため、農地や緑地の保全による保水・遊水機能の保持などに努めます。
- ・新たな開発行為にあたっては、流域への雨水流出による負荷を低減するよう、適切な開発指導に努めます。

□減災対策

- ・ハザードマップ等による防災意識の啓発活動を行うとともに、今後、立地適正化計画の策定が進む場合には、防災指針の策定や誘導区域を設定することなどにより、災害を未然に防ぐ取組みについても検討します。

■総合的な防災対策(地震・火災)

□建築物の耐震化

- ・宇多津町耐震改修促進計画に基づき、防災拠点施設の耐震化を促進します。特に、地震災害発生時に災害応急対策の実施拠点となる庁舎や避難所となる学校などについては、耐震化に優先して取り組みます。
- ・民間建築物については、老朽建築物の撤去や耐震診断及び耐震改修の必要性について積極的な啓発活動を行うことにより、新築、建替、改修時において、地震や延焼火災に強い建物・住まいづくりに向けた取り組みを促進します。

□密集市街地の解消

- ・既成市街地など木造家屋が密集する地域では、防災性の向上を図るため建築物の不燃化、オープンスペースの確保などを進めます。

□公園等の整備

- ・公園の避難地としての機能や火災延焼等の被害拡大防止機能を生かすため、公園区域の拡大や施設の拡充について検討します。

□ライフラインの耐震化

- ・下水道施設の耐震化を推進するとともに、電気、ガス、通信事業者との連携により、総合的なライフラインの耐震化を促進します。

□発災後の交通確保

- ・災害時において、円滑な避難や迅速かつ的確な救助・支援物資の輸送ができるよう、道路・橋りょうの耐震化や代替ルートの整備に取り組みます。また、鉄道、高速道路など多様な輸送ルートの確保による緊急輸送網の構築を図ります。

□災害復旧・応急体制の充実

- ・避難、救出、救助等の災害応急活動や緊急輸送のための緊急輸送道路の整備や沿道建築物の耐震改修が必要な場合には、必要な制度の設計を進めます。
- ・公園に防災・復旧支援機能を持たせ、地域の安全性向上と救援・復旧活動の拠点として活用できるよう施設整備に努めます。
- ・早急な避難により、人的被害を低減できるよう、地域ごとに避難路、避難施設の整備や避難場所等の避難空間を確保し、それらの情報を町民に対して周知徹底するよう努めます。
- ・地震による津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策、被災後の早期復旧・復興に向けた対策を関係機関と連携して推進するとともに、事業継続計画（BCP）に基づき、被災による資源制約下であっても、災害対応等の業務を適切に行えるよう努めます。また、各種団体などと必要な防災協定の締結を検討し、迅速な応援体制の整備に努めます。

■地域防災力の向上

□防災意識の向上

- ・防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、災害に対する正しい知識や防災対応について普及啓発を図ります。

■安心で快適なまちづくり

□交通安全対策

- ・幹線道路における交差点等、交通事故の多発する地点等において、ガードレールやカーブミラー、点字ブロックの設置、交差点のカラー舗装化など、交通安全施設等の整備を促進します。また、道路照明や街路灯、防犯灯の整備を通じて安全で快適な道路環境づくりを進めます。
- ・道路の幅員構成や利用形態を見直し、歩車道の分離、歩道の拡充整備や歩行者通行帯の表示、高質化などによる安全で快適な歩行者・自転車空間の形成に努めます。

□ユニバーサルデザインに配慮した安全な環境整備

- ・駅や広場、道路、公園、多くの町民が集まる公共施設の整備においては、計画の段階からユニバーサルデザインの導入に努めます。また、公共施設への経路においては、円滑な案内・誘導施設、通路の段差解消等の整備を推進します。

□快適な生活環境の保全

- ・宇多津町空家等対策計画に基づき、老朽危険空家等の除却支援や利活用が可能な空家等の有効活用を推進し、周辺の安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等を防ぎ快適な生活環境を保全します。

□地域コミュニティ活動の支援

- ・地域で安全に安心して暮らすには、施設整備等のハード面の対応に加え、町民による道路や公園等の清掃への参画をはじめ、通学時の安全パトロール運動等のように、町民同士が住んでいる地域で連携し、主体的に安全、安心なまちづくりに取り組むことが重要です。このため、町民のまちづくり活動の拠点となるコミュニティセンターなどの交流拠点の整備に努めます。

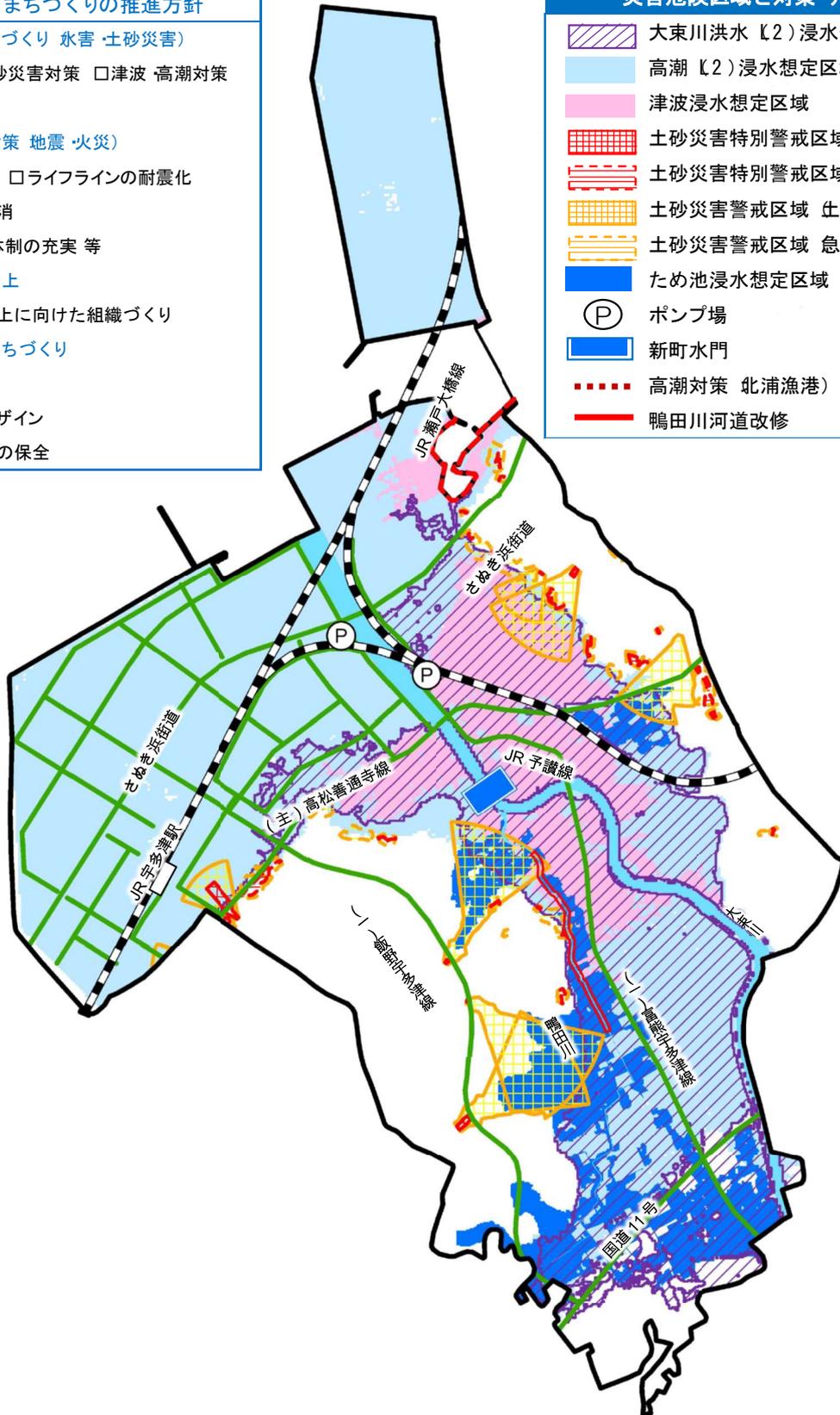
安全安心なまちづくり方針図

安全安心なまちづくりの推進方針

- 災害に強いまちづくり (水害・土砂災害)
 - 洪水対策 □ 土砂災害対策 □ 津波 高潮対策
 - 減災対策 等
- 総合的な防災対策 (地震・火災)
 - 建築物の耐震化 □ ライフラインの耐震化
 - 密集市街地の解消
 - 災害復旧 応急体制の充実 等
- 地域防災力の向上
 - 地域防災力の向上に向けた組織づくり
- 安心で快適なまちづくり
 - 交通安全対策
 - ユニバーサルデザイン
 - 快適な生活環境の保全

災害危険区域と対策 凡例

- 大東川洪水 (L2) 浸水想定区域
- 高潮 (L2) 浸水想定区域
- 津波浸水想定区域
- 土砂災害特別警戒区域 (土石流)
- 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜)
- 土砂災害警戒区域 (土石流)
- 土砂災害警戒区域 (急傾斜)
- ため池浸水想定区域
- ポンプ場
- 新町水門
- 高潮対策 (北浦漁港)
- 鴨田川河道改修



(6) 景観

1) 良好な景観に関する基本的な考え方

本町は、青ノ山や聖通寺山を背景に、瀬戸内海に臨む地域にコンパクトな町が形成されており、歴史情緒ある既成市街地やにぎわいのある新市街地、多様な土地利用を有する一般市街地、のどかな田園集落地などの地域が連なり、自然・歴史・文化・街並みなどの様々な要素が結びついた景観が形成されています。これらの景観資源を活用し、個性や魅力のある一体的な良好な景観づくりを進めます。

このため、町内全域を景観形成重点区域とそれ以外の景観形成区域に区分し、景観法に基づく届出により、景観形成基準に沿って区域特性を生かした良好な景観形成を誘導します。

特に、歴史や文化の香り高い景観を有する既成市街地とJR宇多津駅に商業・業務施設などが集積され、新たな魅力とにぎわいのある都市的景観を有する新宇多津都市とが織りなすコントラストにより、活力と風格の感じられる優れた景観形成を目指します。

2) 良好な景観に関する基本方針

● 地域の歴史や文化を生かした良好な景観の保全・育成

地域独自の歴史や文化、伝統などから育まれる文化的景観資源を活用し、地域特性を生かした魅力的な景観の保全育成に努めます。

● 都市のにぎわいや地域特性を生かした質の高い景観づくり

新都市においては、多様な機能の集積を生かし、にぎわいのある質の高い都市景観の形成を図ります。一方、郊外部や田園居住地では水や緑などの自然要素を積極的に活用し、生態系に配慮した自然豊かで落ち着きのある田園景観を形成します。

● 自然環境を生かした潤いのある景観づくり

町の周囲に連なる山並み、主要な河川、ため池など、市街地と一体となって街並みを形成する自然景観は、本町を特徴づける骨格的な景観として保全し、潤いのある良好な景観形成を図ります。

● 良好な景観を形成する都市施設の整備

道路をはじめとする都市施設は、人々が目にする機会も多く比較的規模が大きいことから、良好な都市景観を形成する重要な景観要素として、景観に配慮した整備を進めます。

● 地域と連携し協働による良好な景観づくり

地域固有の特性を生かした地域主体の景観づくりを促進するとともに、住民・地域・事業者・行政が協働して、景観ガイドラインなどを活用した良好な景観形成を推進します。

3) 良好な景観に関する整備方針

■ 地域の歴史や文化を生かした良好な景観の保全育成

- 古街を中心とする伝統的街並み区域（景観形成重点区域）においては、四国八十八ヶ所霊場の郷照寺をはじめとした点在する社寺や町家などの歴史的資源、古い街並みなどの文化的景観を保全するとともに、地域町民による歴史・文化により培われてきた“暮らし”を守ることにより、文化的景観を育む重点的な取組を進めます。
- 良好な景観の形成が特に必要な景観形成重点区域内においては、小規模な建築物・工作物などを対象に、宇多津町景観形成基準に基づき、歴史的街並みと調和した形態、規模、意匠へ規制・誘導します。
- 都市景観の形成に重要な価値があると認められる歴史のある建築物や樹木については、景観重要建築物や景観重要樹木に指定することにより、良質な景観を維持・保全します。
- 地域町民との協働により、歴史・文化に根ざした暮らしを継承するとともに、植栽やあかりづくりを進め、魅力ある景観の創出と地域の人々が心安らぐ景観づくりに努めます。

■ 都市のにぎわいや地域特性を生かした質の高い景観づくり

- 宇多津新都市においては、建築物や工作物、屋外広告物などの形態、規模、意匠を誘導し、街区ごとに統一感や連続性を創出するとともに、街並み全体としては、都市のにぎわいや魅力が感じられる特徴的な景観づくりに努めます。
- 都市の玄関となる JR 宇多津駅周辺地区では、「まちの顔」として、町の印象をかたち創る良好な景観づくりを推進します。
- JR 宇多津駅から公園や海に向かう宇多津駅公園線は、新宇多津都市のシンボルとなる都市の景観軸として、質の高い良好な道路景観形成に向け、適切な維持管理や更新に努めます。
- 既成市街地の町家をはじめとする古い家並みを生かした安全で良好な景観形成に向け、電線地中化の検討や歩道空間の高質化を進め、趣のある快適で歩きたくなる歩道整備を推進します。
- 連続した街並みやにぎわいのある都市景観の形成に向け、通りに向けた表情づくりや演出を行うとともに、極力、通りに面して施設を配置するなど、敷地との一体利用による快適な歩行空間の形成と心地良い居場所づくり（プレイスメイキング）により、にぎわいのある都市景観を創出します。
- 事業者や土地所有者の協力のもと、空き地などにおける美観に配慮した管理や敷地内の緑化の推進、適切な樹木等の保全により、潤いのある都市景観の形成を促進します。
- 低未利用地を活用したポケットパークや広場の整備、緑化の推進などにより、憩いと潤いのある景観を創出します。
- 郊外部や田園居住地では耕作放棄地を解消し、季節感のある豊かな田園景観の維持・再生に努めます。
- 北浦漁港を拠点とする、瀬戸内海の自然と漁業の生業により育まれる文化的景観の保全に努めます。

■ 自然環境を生かした潤いのある景観づくり

- 街並みや瀬戸内海を眺望するビューポイントとして、また、町の背景となる、豊かな緑を有する青

ノ山や聖通寺山などの山林を保全し、自然豊かな潤いのある景観を創出します。

□また、山地における鉄塔や大規模な構造物の設置を抑制し、市街地の背景となる稜線や斜面緑地の保全を図ります。

□瀬戸内海を望む臨海部においては、親水性や眺望を楽しめる宇多津臨海公園（緑地部を含む。）を適切に管理するとともに、宇多津港から臨海公園に続く海辺の緑地景観を維持し、瀬戸内海の多島美を望む魅力的なウォーターフロント景観の形成を図ります。

□大東川の河川やため池などの水辺の自然環境を保全するとともに、生態系に配慮した潤いのある水辺景観の形成を図ります。

□農地やため池が有する環境保全機能に十分配慮しながら、田園景観の保全・継承に努めます。

□里山の再生や風致地区の適切な管理など、関連施策との連携により、豊かな自然を保全します。

■良好な景観を形成する都市施設の整備

□主要な道路においては、積極的な緑化を図るとともに、歩行者専用道路との「みどりのネットワーク」により、良好な道路景観の形成を図ります。また、舗装や道路附属施設、ストリートファニチャーなどは、周辺景観と調和した素材とするとともに、連続性や統一感のあるデザインとし、街並みと調和のとれた道路景観を創出します。

□道路沿道等において都市のにぎわいを醸し出す屋外広告物については、節度のある形態、規模、意匠、配置がなされるよう規制誘導することにより、整然とした高質な景観の形成を図ります。

□公園・広場については、自然・歴史・文化などの地域特性を踏まえ、周辺の街並みなどと調和し植栽や修景デザインを図り、豊かなみどりと人々が憩い、安らぐ景観を創出します。

□公共公益施設については、周辺と調和のとれた建築物の形態、規模、意匠に配慮することに加え、緑化の推進やオープンスペースの確保などを図り、良質な景観形成を先導します。

■地域と連携し協働による良好な景観づくり

□良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連し、その恩恵もそこに関わる全ての人々に享受されることから、地域主体の景観づくりを推奨するとともに、住民・地域・事業者・行政が協働して、主体的に活動し、相互に連携し、一体となって良好な景観づくりを進めます。

□地域の特性を生かしたまちづくりの誘導により、きめ細かな取組を進め、調和のとれた良好な街並みの形成を推進します。

□町は、景観法に基づき、景観行政団体として、主体的に景観行政に取り組みます。また、町民や事業者が、自分たちの関わる地域の景観に対して関心を高め、景観づくりに関する活動への参加や景観施策への協力が得られるよう啓発活動に努めます。

景観の方針

景観方針図

景観に関する整備方針

- 良好な景観の保全育成
- 質の高い景観づくり
- 潤いのある景観づくり
- 良好な景観を形成する都市施設の整備

景観資源 凡例

- 工場景観
- 宇多津駅公園線
- 宇多津駅周辺
- 大束川
- 瀬戸内海沿岸
- 北浦漁港
- 町家の家並み
- 青の山・聖通地山の樹木
- 瀬戸内海の多島美
- 宇多津臨海公園
- 聖通寺山ビューポイント
青の山ビューポイント
JR高架橋ビューポイント
- さぬき浜街道
- 倉の館三角邸
- うたづ海ホテル
- 社寺



- 景観形成重点区域
- 1 宇夫階神社
 - 2 本妙寺
 - 3 郷照寺
 - 4 浄泉寺
 - 5 聖徳院
 - 6 南隆寺
 - 7 多聞寺
 - 8 円通寺
 - 9 西光寺
 - 10 聖通寺

- | | | |
|------------|----------------|----------|
| 臨海公園 | 11 桜の広場 | 24 西町公園 |
| A 1号緑地 | 12 聖通寺山公園 | 25 宇夫階公園 |
| B 2号緑地 | 13 津ノ郷公園 | 26 山下公園 |
| 1 臨海公園 | 14 大橋東部公園 | 27 新町公園 |
| 2 中央公園 | 15 大橋西部公園 | |
| 3 1号公園 | 16 大橋1号公園 | |
| 4 2号公園 | 17 大橋2号公園 | |
| 5 3号公園 | 18 大橋3号公園 | |
| 6 4号公園 | 19 大橋4号公園 | |
| 7 5号公園 | 20 中央コミュニティー公園 | |
| 8 6号公園 | 21 田町公園 | |
| 9 平山公園 | 22 向山北公園 | |
| 10 網の浦万葉公園 | 23 向山南公園 | |

(7) 都市環境

1) 都市環境に関する基本的な考え方

本町では、歴史や文化が息づく既成市街地と新たに整備された新市街地に代表される、特徴的な2つの都市環境が形成されており、これらの融和により、シビックプライドを感じつつ、利便性と快適性を享受できるまちづくりを目指します。

また、本町は海、山、河川やため池など良好な自然環境が身近に分布しており、これらの保全や活用により、自然の豊かさやその恵みを感じることができる、潤いのある都市環境づくりを目指します。

一方、近年、気象変動による大規模災害が多発しており、地球規模での環境保全に配慮した、都市環境への取組を進めます。

2) 都市環境に関する基本方針

●シビックプライドを育む優れた都市環境の維持・更新と融和

既成市街地に点在する社寺仏閣や古き良き街並みなどの保全・活用により、落ち着いたある良好な都市環境を維持します。

一方、宇多津新都市においては、商業力の分散など都市機能の集積低下やこれまで続いた人口集積に停滞がみられることから、にぎわいや活力のある都市環境の再構築について検討します。その上で、新旧の市街地が互いに協調し融和する都市環境づくりを進めます。

●良好な自然環境やその恵みが身近に感じられる都市環境の創出

町の北面に広がる瀬戸内海の海浜や町を取り巻く青ノ山・聖通寺山、町の中央を流れる大東川や点在するため池の環境保全や改善、育成により、潤いのある都市環境を創出します。

●地球環境に配慮した都市環境の構築

温室効果ガス排出量の削減に向け、町の事務事業に関する排出量削減措置や町民・事業者・行政が取り組むエネルギー削減対応などの連携により、脱炭素社会実現に向けた都市環境の構築を目指します。

身近なところでは、家庭廃棄物の減量化や資源化に向けた地域単位での取組を進めます。

また、河川等の環境改善や地域の環境美化活動を推進します。

3) 都市環境に関する整備方針

■シビックプライドを育む優れた都市環境の維持・更新と融和

□古街においては、四国八十八ヶ所霊場の一つ郷照寺をはじめとした1社9ヶ寺の社殿・社叢や町家などが、古い街並みに溶け込む、趣のある都市環境を保全するとともに、それらを生かしたまちづくり活動を支援することにより、良好な環境の維持に努めます。

□新都市においては、空き地や低未利用地を活用した新たな雇用の創出を促す都市機能（働く場所）の誘導を目的とし、官民連携事業の導入による都市のリ・デザインにより、活力やにぎわいのある都市環境の再構築について検討します。

□新都市と既成市街地の相互連携に向け、快適に回遊・散策できる環境整備や散策コースづくりについて検討します。

■ 良好な自然環境やその恵みが身近に感じられる都市環境の創出

- 海沿いの海岸護岸の保全と護岸に沿った宇多津臨海緑地の適切な維持管理に努めます。
- 青ノ山や聖通寺山において、山地を荒廃から守る砂防・治山事業などを促進し、山林を適切に維持管理することなどにより、多様な動植物が生息・生育している環境を保全します。
- また、風致地区の適切な管理により、緑に富んだ快適な自然環境を維持します。
- 大東川などの自然環境を保全するとともに、水辺環境を生かした親水空間の整備や水辺の生態系に配慮した河川の維持管理に努めます。

■ 地球環境に配慮した都市環境の構築

- 温室効果ガス排出量の削減に向けた町施設の省エネ対策や事業者の ZEB 化の取組による建築物の整備を促進するとともに、CO₂ を吸収する公園・緑地機能の強化・充実、道路緑化などを推進します。
- 日常生活で発生する家庭廃棄物については町民、事業者・行政が一体となって、ゴミの減量、分別、リサイクルを進めます。
- 河川環境の改善
各種生活排水処理施設の整備の促進を図るとともに、浄化槽の適正な維持管理などにより、河川やため池の水質悪化の防止に取り組みます。
- 駅周辺や幹線道路、河川、海岸線における環境美化活動を推進するとともに、関連する民間活動団体や組織等の活動支援を図ります。

(8) まちづくりに関するその他の方針

1) 公共施設等の適正化

人口の減少等による利用需要の減少や過去に整備された公共施設等の大量更新、厳しい財政状況等を踏まえ、今後 40 年間公共施設等の更新費用を 13%以上削減する目標の実現に向け、用途変更・売却・譲渡・廃止等による公共施設保有量の段階的縮減・再配置、民間譲渡や施設複合化による縮減、施設運営の効率化等を図り、次世代に継承できる持続可能な公共施設等のマネジメントに努めます。

また、公共施設の廃止・再配置等による跡地については、都市機能の誘導のための種地として活用し、都市機能の集積を図るとともに、身近な公園が不足する地域においては、公園等の整備により、良好な居住環境の形成に努めます。

一方、公共施設は都市を構成する主要な都市機能であることから、将来の計画的なまちづくりのためのツールとして活用します。このため、公共施設等の総量削減と併せ、将来都市構造との整合を図り、まちなかでの公共施設の集積や再編を図るなど、将来のまちのあり方に配慮した適正な配置や整備により、市民の利便性の向上を図るとともに持続可能なまちづくりを目指します。

2) ICTの活用とまちづくりDXの推進

ICT（情報通信技術）は、都市のインフラとしての役割を担っており、医療や福祉、流通、農業、交通インフラなどの様々な分野においてICTを生かすとともに、スマートシティの構築など次世代のまちづくりに向けた取組や災害時の迅速な通信手段の確保、防災ネットワークの構築など災害に強い都市の形成に向けた取組などに活用するため、情報の管理体制の強化、情報提供ネットワークとの連携などを推進していきます。

また、まちづくりDX（デジタルトランスフォーメーション）により、「暮らし」や「産業」などの領域で、デジタルの力で新たなサービスやビジネスモデルを生み出し、都市における新たな価値創出や課題解決を図り、「質の高い豊かな生活（QOL）」の実現や魅力ある地域づくりを目指します。

3) 低炭素まちづくり

低炭素・循環型社会の構築を図り、持続可能で活力ある街づくりを推進する観点から、多くの二酸化炭素が排出されている都市の低炭素化を促進することが求められております。

このため、日常生活に必要なまちの機能が住まいに身近なところに集積され、町民が自家用車に過度に頼ることなく、公共交通等によってこれらの機能にアクセスできるようなまちづくりにより、都市の低炭素化を目指します。

具体的には、都市構造分野では、立地適正化計画等による公共交通の利便性の高い誘導区域への各種都市機能や人口の集約化による建物の高度化・集約化によるCO₂排出量の削減、また交通分野においては、地域公共交通計画に基づくコミュニティバスの運行や公共交通全体の運行頻度等サービス水準の向上による公共交通機関の利用促進等により、移動等に係るエネルギー使用の削減を図ります。

また、みどり分野においては、公園や道路・公共施設敷地内などの緑化の推進、風致地区の適切な運用等による山林等の緑地の保全により、CO₂の吸収源となる都市のみどりを積極的に保全、創出することによりCO₂の削減につなげます。

さらに、エネルギー分野では、地球温暖化対策実行計画に基づき、建物の省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用等の取組を促進します。

低炭素まちづくりの取組イメージ



第 3 章 地域別構想

1. 地域別構想について

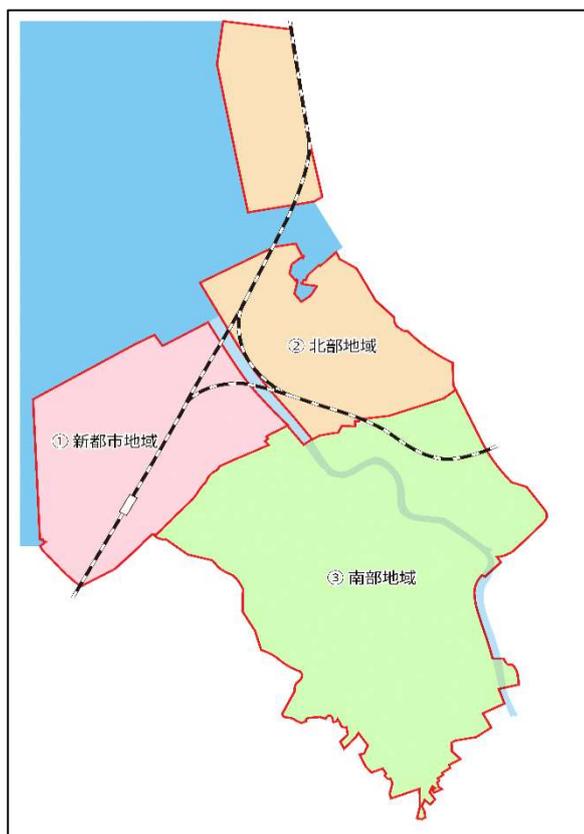
全体構想では、概ね20年後の町全体のあるべき姿、各部門別の方針を総合的に示しましたが、まちづくりをより具体的に進めるためには、地域の特性を生かした地域づくりを地域単位で推進する必要があることから、全体構想との整合を図りながら地域ごとの目指すべき姿、整備方針を設定します。

なお、それぞれの地域が有する歴史、特性、課題等を共有し、地域ごとの方針が設定する必要があることから、地域別構想の地域区分は、河川・幹線道路等の地理的形狀を考慮しつつ、コミュニティ単位を基本とします。

以上のことから、主要地方道高松善通寺線からおおむね南側を南部地域とし、主要地方道高松善通寺線からおおむね北側で大東川から西側を新都市地域、また、大東川から東側を北部地域とした3つの地域に区分します。

地域区分

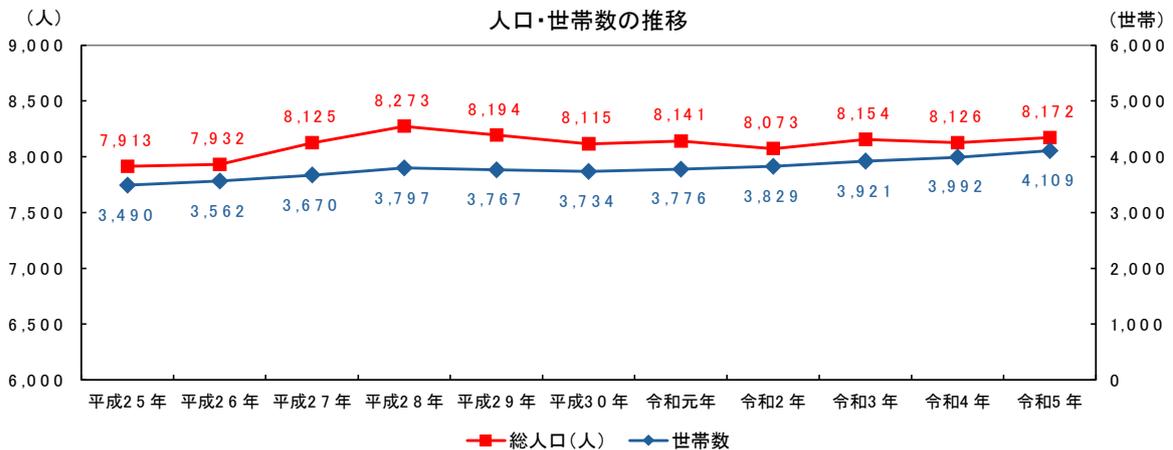
地域名	字名称
新都市地域	浜一番丁・浜二番丁・浜三番丁・浜四番丁・浜五番丁・浜六番丁・浜七番丁 ・浜八番丁・浜九番丁
北部地域	新開・平山・北浦・坂下西・坂下東・大橋・吉田
南部地域	岩屋・向山・中村・長縄手・田町・大門・山下・西町・西横町・宇夫階・浜町・栄町・幸町 ・水主町・伊勢町・かじや町・本町・今市・浦町・倉の前・塩浜・新町・十楽寺・鍋谷 ・沼ノ池・津の郷



(1) 新都市地域

【地域の現況・特性】

- 本地域は塩田跡地を土地区画整理事業により、新たに都市開発した地域です。土地区画整理事業に伴い、区画に応じた商業系・工業系・住居系の用途地域が指定されるなど、土地利用区分が明確な新しい市街地が形成されています。
また、都市計画道路、公共下水道、公園・緑地等の都市施設が整備されています。
- 地域中央に位置するJR宇多津駅は、JR瀬戸大橋線・JR予讃線が乗り入れており、岡山方面からの玄関口となっています。
- 新たな観光交流施設として、四国水族館が令和2年（2020年）6月にオープンしたほか、産業資料館（うたづ海ホテル）、ゴールドタワーなどの観光施設も立地しており、町内外から多くの人を訪れています。
- 人口は、3地域の中で最も多く占めており、平成28年（2016年）をピークに一時減少傾向にありましたが近年は増減を繰り返しています。なお、世帯数は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

【地域の課題】

①市街地など

- 北部の準工業地域には多くの商業施設が立地しているほか、まとまった住宅地の形成が見られません。
- また、JR宇多津駅周辺の商業地域において、商業・業務施設と中高層の住宅等が混在する地区が見られます。
- 今後は、商業・業務施設等に近接した利便性の高い住宅地として、また、住環境や景観に配慮した地域づくりが望まれます。

②交通

- JR宇多津駅は、JR瀬戸大橋線・JR予讃線、みんなのおでかけバス、丸亀コミュニティバス、丸亀・空港リムジンバス等の交通結節点となっています。多様な公共交通の結節点として、利便性の向上が望まれます。

- 観光施設、商業施設等が多く立地し、交通量が多い地域であることから、町道宇多津駅公園線（桜通り）における環状交差点（ラウンドアバウト）整備、右折車線整備、カラー舗装整備のほか、さぬき浜街道における右折車線の延長を行ってきました。
- 今後は、点在する観光施設等を快適に歩いて周遊できるような歩行空間の環境・景観整備が望まれます。

③水・緑など

- 本地域の東側に大東川、西側に安達川が流れており、北側は瀬戸内海に面しています。
- 安達川や北側の海沿いには都市緑地が整備されており、これら連続した水辺・緑の空間の活用が望まれます。
- 本地域には中高層の住宅も多く立地し、宇多津臨海公園、桜の広場、宇多津中央公園等の公園が整備されています。公園は、住民の憩いの空間や交流空間としての機能だけでなく、火災の延焼防止や災害時における避難地としての役割も担うことから、さらなる整備が望まれます。

【目指すべき地域の姿と地域づくりの方針】

1) 目指すべき地域の姿

『にぎわいと交流から新たな活力を創造する地域づくり』

「道の駅 恋人の聖地うたづ 臨海公園」周辺を広域交流拠点と位置付け、町内外から多くの人々が観光施設や商業施設等に訪れることにより、にぎわいや交流が生まれ、新たな活力を創造する地域づくりを目指します。

2) 地域づくりの方針

①土地利用

- JR 宇多津駅周辺は、観光施設との相乗効果を図り、町外からの誘客も見据えた魅力ある「中心商業・業務地」としてさらなる都市機能の集積を促進します。
- また、JR瀬戸大橋線を利用して中国・関西方面のアクセスも良いことから、サテライトオフィスやワーケーション先として選ばれるよう利便性の高い業務地としての環境整備を推進します。
- 住宅地については、良好な住環境を形成するための垣・柵・塀や緑化等に関する規制を定めるなど地域の特性を生かしたまちづくりを検討します。



②道路・交通

- 街区を形成する道路が碁盤目状に走っており、信号のない交差点も存在することから、交通安全対策を推進します。
- 交通結節点である J R 宇多津駅の更なる機能向上に向け、スムーズに交通機関の乗り継ぎができる環境づくりやバス待合環境の向上を図ります。



- 町道宇多津駅公園線（桜通り）の道路環境整備を行ってきましたが、今後は、点在する観光施設等を快適に歩いて周遊できるようなネットワーク化に向けて、町道宇多津臨海公園線（ケヤキ通り）の歩行空間の環境・景観整備を図ります。

また、誰もが安心して歩行できるように歩道の段差解消・点字ブロックの設置を行います。

③公園・緑地

- 水辺沿いに宇多津 1 号緑地・宇多津 2 号緑地が整備されており、今後は、周辺地域との連続性のある空間の形成に向けて、緑地・歩道空間の延伸を検討します。



④河川・下水道

- 大東川の河口部において、関係機関と協力して津波や高潮等に対する防災対策を促進します。
- 塩浜雨水ポンプ場は、ストックマネジメント計画に基づき、適切な維持管理に努めます。

⑤安全・安心

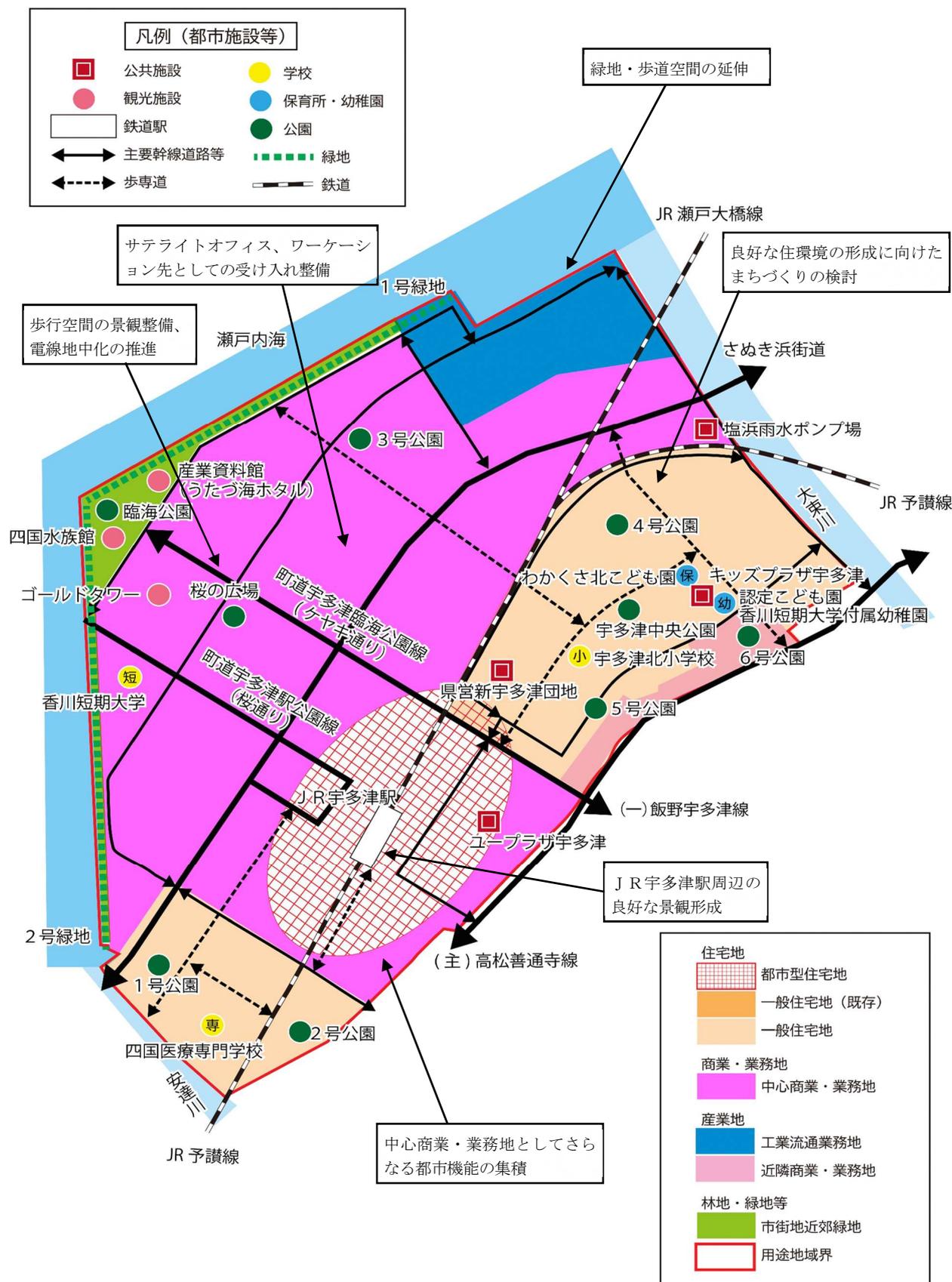
- 住宅地において、延焼防止や緊急避難場所として活用できる緑地・公園の確保に努めます。

⑥景観

- J R 宇多津駅周辺地区は、本町の顔として訪れたことを印象づける良好な景観の形成を図ります。
- 観光施設や飲食店の集まる町道宇多津駅公園線（桜通り）から町道宇多津臨海公園線（ケヤキ通り）にかけて、歩きたくなる空間の創出と歩行者の交通安全を目的とした整備を検討します。
また、沿道施設との協力・連携を図ることにより、民間施設における敷地内緑化による緑の空間創出を促進します。



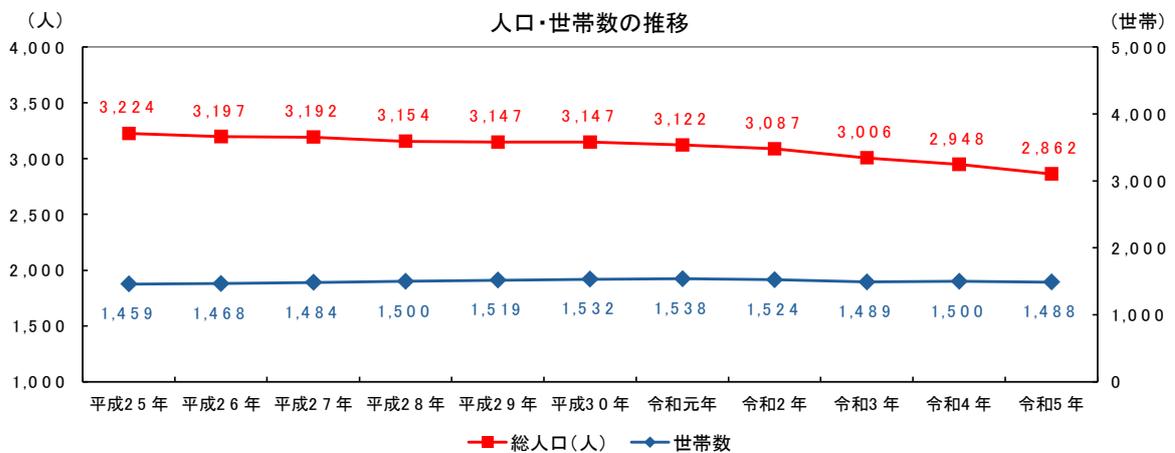
新都市地域将来構想図



(2) 北部地域

【地域の現況・特性】

- 地域東部には風致地区に指定されている聖通寺山が存在し、潤いのある緑の空間となっています。
- 地域の北部は、運輸倉庫・事業所が立地しているほか、番の州工業地帯に位置する吉田地区は、工場・流通倉庫が立地する工業専用地域となっています。
- 地域の大半を住居系の用途地域が占め、さぬき浜街道から北側は、新しく整形された住宅地が形成されています。
- 人口は3地域の中で最も少なく、年々減少傾向にあります。また、世帯数は、増減を繰り返しており、近年は横ばい状態です。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

【地域の課題】

①市街地など

- さぬき浜街道から南側の住宅地は、古くから宅地化が進んできたこともあり、狭隘な生活道路に囲まれた不定形な住宅地が多く立地した密集住宅地となっており、防災環境の改善が望まれます。
- さぬき浜街道及び主要地方道高松善通寺線の沿道は、準工業地域等に指定されていますが、商業施設が多く立地しており、用途地域と土地利用との不整合が見られます。

②交通

- 住宅地内の生活道路は、行き止まり箇所解消や道路拡幅が望まれます。
- コミュニティバス試行運行（みんなのおでかけバス）を令和2年（2020年）10月2日より運行開始しており、今後も、利用者のニーズに合わせた公共交通としていくことが望まれます。

③水・緑など

- 地域の西部を流れる大東川は、憩の水辺の空間として保全と活用が求められています。
- 地域の東側に接する聖通寺山は、風致地区に指定されているほか、風致公園として位置づけられていることから、これらの保全と活用が求められています。

【目指すべき地域の姿と地域づくりの方針】

1) 目指すべき地域の姿

『利便性と快適性を備えた緑豊かな地域づくり』

本地域は、風致地区である聖通寺山を背後に控えた地域で、商業地や業務地に近接して住宅地が形成されていることから、利便性と快適性を備えた緑豊かな職住近接の地域づくりを目指します。

2) 地域づくりの方針

①土地利用

- 準工業地域に指定されている臨海部の埋立地では、太陽光発電設備に利用されている土地や未利用地も存在しています。また、フルインター化に向けた整備が進められている坂出北インターチェンジに近接していることから、今後は、工場立地等を誘導するほか、他の用途への転換についても検討を行います。
- 第一種中高層住居専用地域においては、主に低層の住宅地が立地していることから、良好な住環境の維持に向けて実情に応じた用途地域の見直しや地域の特性を生かしたまちづくりについて検討します。
- 主要地方道高松善通寺線の沿道は、地域住民が利用する近隣商業地や業務地として土地利用の誘導を図ります。



②道路・交通

- 住宅地内の狭隘な生活道路は、セットバックによる住宅の建替えや後退用地の寄付等により、行き止まり箇所解消や緊急車両の通行や車両の離合ができるような幅員の確保を推進します。

③公園・緑地

- 平山公園は、緑や親水空間を有しており、遊具も整備されていることから、適切に維持管理を行うとともに、公園を利用しやすいような環境整備に努めます。
また、近接する平山墓地公園については、訪れしやすいような環境整備に努めます。



④河川・下水道

- 大東川の河口部において、関係機関と協力して津波や高潮等に対する防災対策を促進します。

- 川東雨水ポンプ場は、ストックマネジメント計画に基づき、適切な維持管理に努めます。

⑤安全・安心

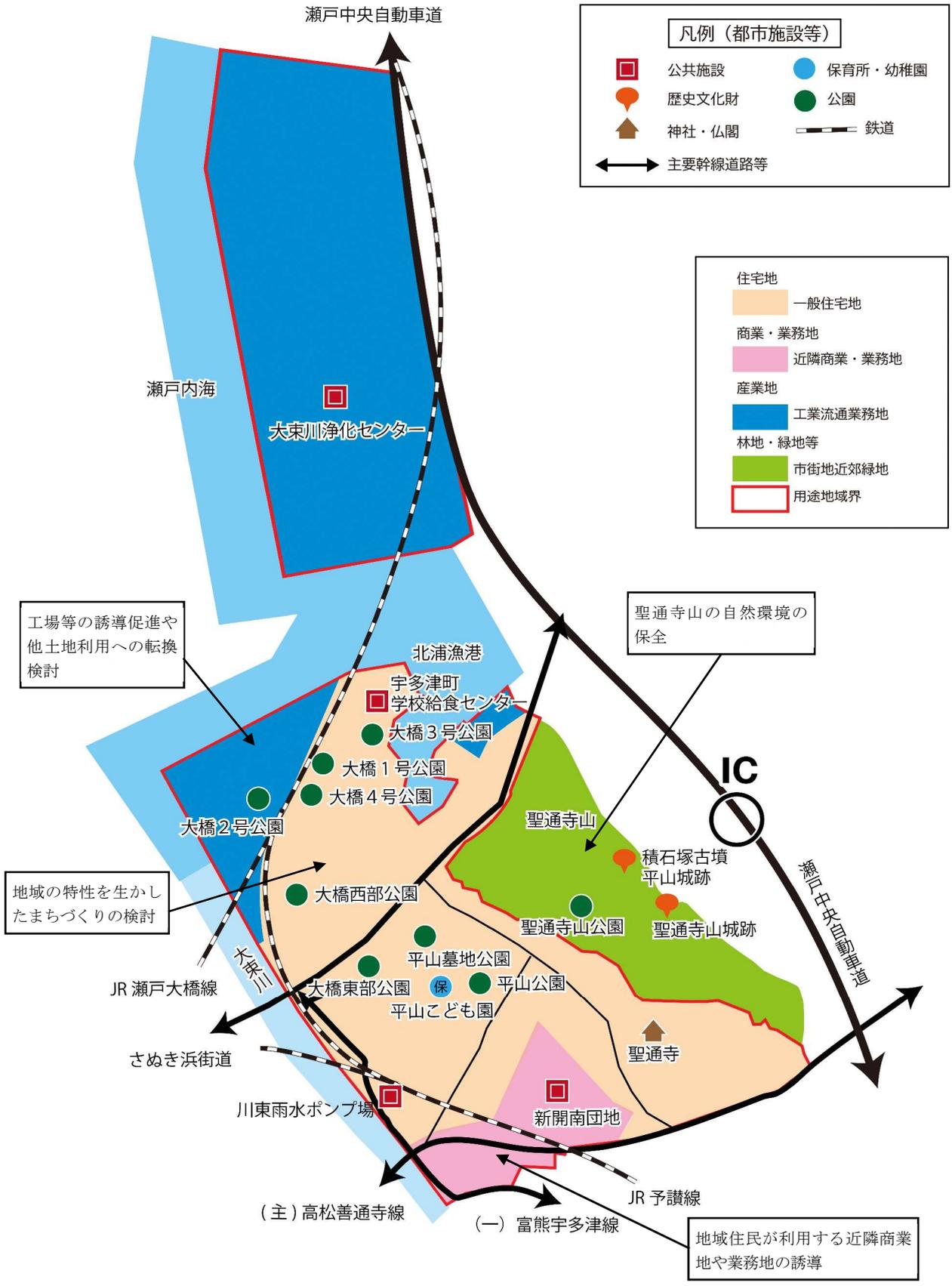
- 坂下地区に存在する土砂災害の危険な箇所については、ハザードマップ等を用いて地域住民に危険性を周知するほか、関係機関と協力して急傾斜地崩壊対策事業等を促進します。
- 住宅地において、延焼防止や緊急避難場所として活用できる緑地・公園等の確保に努めます。

⑥景観

- 聖通寺山は、良好な自然景観を有した風致地区として、適切に保全を図ります。
- 北浦漁港周辺は、産業と生活が一体となった文化的な景観の保全に努めます。



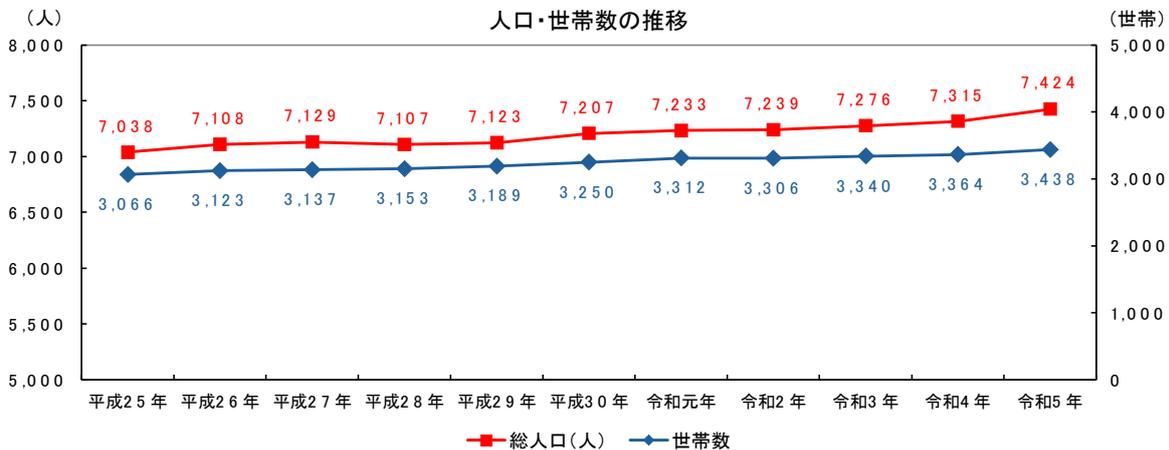
北部地域将来構想図



(3) 南部地域

南部地域は、町の中心部として栄え、伝統的街並みや社寺が残っている「既成市街地」とそれ以外の「町南部」に分けて整理します。

本地域の人口は3地域の中で2番目に多く、緩やかな増加傾向にあります。また、世帯数も緩やかに増加しています。



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

【地域の現況・特性】

既成市街地

- 町役場周辺及び新町地区の一部は、伝統的街並みや社寺が残っており、本町の歴史ある佇まいを感じることができる地区となっています。なお、これらの地区は、景観計画における「景観形成重点区域」に設定されています。また、同地域一帯は『古街』と呼ばれている地域としても認知されています。
- 新都市地域に商業施設が多数立地したことや買い物の形態の変化により、既存商店街に対する買い物ニーズが減少したことに加え、既存商店街における経営者の高齢化、後継者不足等による商店の衰退が懸念されています。

町南部

- 地域の西部には風致地区に指定されている青ノ山が存在しており、また、地域の東部には茶臼山・角山周辺が連なって存在しており、これらは近くに緑を感じることができる空間となっています。
- 地域の中央から南部にかけて指定されている特定用途制限地域では、農地の利用がみられます。
- 青ノ山の裾野の地域の中央部には、県営宇多津団地等の中層の住宅が多く立地しています。また、地域の南部は、戸建ての住宅が多く立地しています。
- 地域の南部には、国道11号が東西方向に走っており、近隣市町を結ぶ幹線道路となっているほか、沿道にはロードサイド型の店舗が立地しています。

【地域の課題】

①市街地など

既成市街地

- 昔からの家屋が密集して立地しているほか、老朽家屋や空き家の増加がみられることから、住環境の改善が望めます。
- 景観形成重点区域に指定された伝統的な落ちつきのある街並みが残されており、今後、これらの景観の保全と活用が望めます。
- 町営住宅である山下団地、浦町団地は、建築後 60 年以上が経過し、老朽化が進行しています。

町南部

- 特定用途制限地域である県道富熊宇多津線沿いでは小規模な住宅団地の開発がみられ、住居系用途地域への適切な誘導と農地の保全が望めます。
- 町営住宅である田町団地、十楽寺団地、津の郷団地は、建築後約 60 年が経過し、老朽化が進行しています。

②交通

既成市街地

- 地域内は狭隘な道路が多いことから、防災環境・住環境の面からも改善が望めます。

町南部

- 県道富熊宇多津線は、本地域の南北方向を結ぶ重要な幹線道路ですが、車道が狭く、歩道の段差も生じていることから、都市計画道路として拡幅整備が望めます。
- 県道富熊宇多津線から中高層住宅地へと続く道路は、幅員が狭い箇所があるため、交通環境の改善が望めます。

③水・緑など

既成市街地

- 網の浦万葉公園、西町公園等が整備されているほか、神社や寺院の林は、貴重な緑の空間となっています。

町南部

- 風致地区である青ノ山、角山は、身近に緑を感じることができる貴重な空間として保全が必要です。
- 県道高松善通寺線から南側には、角山多目的広場はあるものの、住宅地から離れていることから、身近に利用できる公園の整備が望めます。
- 大東川及び鴨田川は、大規模な降雨時には氾濫が想定されていることから、防災機能の改善が望めます。

【目指すべき地域の姿と地域づくりの方針】

1) 目指すべき地域の姿

『歴史と趣きを感じる暮らしやすい地域づくり』

本地域は、昔から多くの人々が居住し、伝統的街並みや社寺が残るなか、町役場、金融機関等も立地していることから、歴史あふれる空間のなかで、昔からのコミュニティを生かした誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。

2) 地域づくりの方針

①土地利用

- 地域内の商店街周辺は、地域住民における日常の買い物など生活利便性を確保するため、商業・業務施設の集積を図る「近隣商業・業務地」として商店の存続に努めるほか、古い街並みを散策しながら地域外の人々も楽しめるような店舗誘導を図ります。

②道路・交通

- 住宅地内の狭隘な生活道路は、セットバックによる住宅の建替えや後退用地の寄付等により、緊急車両の通行や車両の離合ができるよう、要所の幅員を確保します。また、幅員の確保により車両の速度が上がらないよう交通安全にも配慮し、歩行者や高齢者に優しい地域を目指します。

③公園・緑地

- 網の浦万葉公園は、芝生化されており、潤いや落ちつきのある空間として多様な人が利用できるように適切に維持管理を行います。また、神社や寺院の林は、市街地における貴重な緑の空間となっていることから、保全を図ります。



④安全・安心

- 土砂災害の危険がある箇所については、ハザードマップ等を用いて地域住民に危険性を周知するほか、関係機関と協力して急傾斜地崩壊対策事業等を促進します。
- 指定緊急避難場所となるコミュニティ施設や公園等において、防災機能の強化を推進します。

⑤ 景観

- 景観形成重点区域に指定されている地域は、歴史的な建造物を保存しつつ、建築物や道路その他の構造物について、形態、意匠、色彩等に配慮したまちづくりを行います。
- 現代の生活に合った新しい建築様式と地域景観の調和が図られるよう、意匠、また道路及びその他の公共施設の在り方を検討します。



⑥ その他のまちづくり

- これまで古民家を改修し、交流施設、宿泊施設等に活用してきており、今後も歴史的建造物や古民家の保全を進めるとともに、地域の暮らしを体験できる施設など新たな活用法を検討し、提案します。
- 老朽化が著しい山下団地、浦町団地は、今後の利用方針を明らかにし、対応を進めます。



【目指すべき地域の姿と地域づくりの方針】

1) 目指すべき地域の姿

『豊かな自然の中で生活環境が整った地域づくり』

本地域は、風致地区である青ノ山、角山に囲まれ、田園空間が広がるなか、小・中学校、低層の戸建て住宅、中低層の集合住宅等が立地する自然環境と住環境が共存する地域です。

山・川・ため池・農地等の自然環境を保全し、豊かな自然に囲まれた環境のなかで用途地域内への商業・業務・住宅等の宅地化を推進し、生活環境が整った地域づくりを目指します。

2) 地域づくりの方針

① 土地利用

- 宇多津中学校周辺は、第一種住居地域に指定されていますが、未利用地も存在することから良好な住環境の創出に向けて、地域の特性を生かしたまちづくりを検討します。
- 第一種中高層住居専用地域に指定されている地域の北側については、低層の住宅が立地しており、用途地域の指定内容と差異もみられることから、現状に即した指定内容の見直しについて検討します。
- 特定用途制限地域においては、良好な田園環境が保全されるよう合理的で秩序ある土地利用により、ゆとりある良好な居住空間の形成を目指します。また、農地については、流域治水の観点から雨水の一次貯留機能の側面を考慮し、農業政策サイドとの連携した施策を検討します。



② 道路・交通

- 県道富熊宇多津線は、本地域の南北を結ぶとともに、北部地域へとつながる重要な道路であることから都市計画道路として拡幅整備を促進します。
- 幹線道路から中高層住宅地へと続く道路は、多くの人の通勤・通学に利用されていますが幅員が狭い箇所があるため、交通環境の改善に向けて拡幅整備、歩道の設置等を推進します。



- 住宅地内の狭隘な生活道路は、セットバックによる住宅の建替えや後退用地の寄付等により、行き止まり箇所や緊急車両の通行や車両の離合ができるような幅員の確保を推進します。
- 宇多津小学校周辺の通学路は、歩道が設置されていない道路が多いことから歩道の確保や路面標示、防護柵等による交通安全対策を推進します。
- 本地域と新都市地域、北部地域を結ぶコミュニティバス（みんなのおでかけバス）については、今後も維持を図るとともに、利用者のニーズに応じた利便性の向上を図ります。

③公園・緑地

- 青ノ山の山頂へと続く散策路は、景色や植物を楽しみながら散策路できるように案内板、休憩所等の環境整備を図ります。
- 地域南部の住宅地周辺には津ノ郷公園しかないことから、緊急避難場所として活用できる住民ニーズに沿った公園整備を図ります。

④河川・下水道

- 浸水による被害を軽減させるために、鴨田川の流下能力の向上を図るため河道拡幅、護岸等の河川整備を促進します。
- 下水道処理人口の向上に伴い良好な居住環境の形成、公衆衛生の向上を図るため、地域の南部の住宅地における下水管渠を整備します。



⑤安全・安心

- 青ノ山裾野に存在する土砂災害の危険な箇所については、ハザードマップ等を用いて地域住民に危険性を周知するほか、関係機関と協力して急傾斜地崩壊対策事業等を促進します。

⑥景観

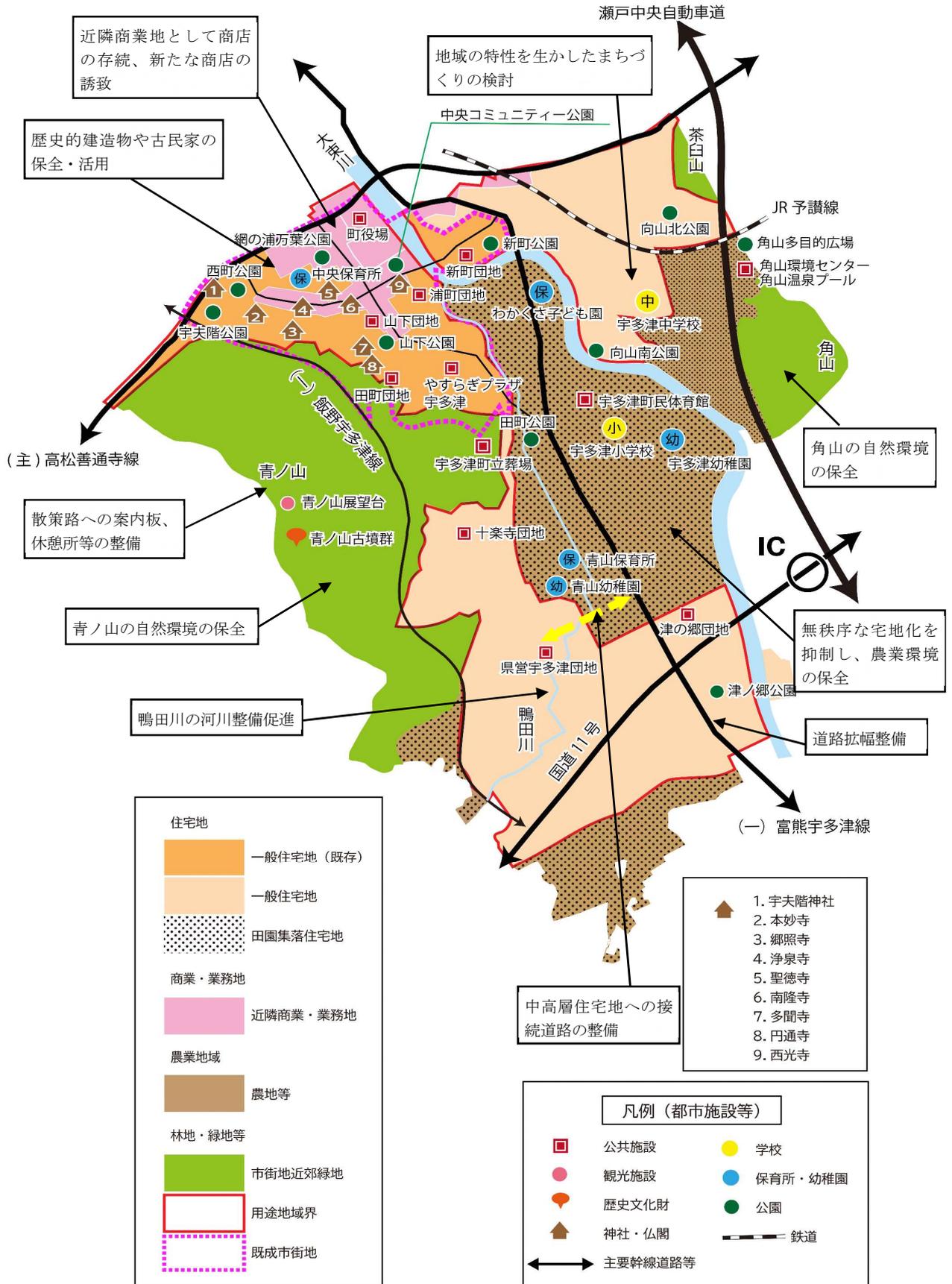
- 青ノ山、角山は、良好な自然景観を有した風致地区として、適切に保全を図ります。



⑦その他のまちづくり

- 老朽化が著しい田町団地、十楽寺団地、津の郷団地は、今後の利用方針を明らかにし、対応を進めます。
- 角山環境センターのエネルギーを熱源として使用している角山温水プールの活用に向けて、近接する角山多目的広場との連携や訪れやすいような公共交通の利用について検討します。

南部地域将来構想図



第4章 目指すべき都市の将来像の構築に向けて

1．実現のための基本的な取組

宇多津町のマスタープランは、町の将来を見据えた包括的な都市整備の指針です。この計画では、道路、公園、住宅、景観といった各分野の整備を統合的に進めることを基本方針としています。さらに、都市づくりは福祉、文化、教育、防災、治安といった多様な分野との連携を重視し、幅広い部門と協力しながら、総合的かつ計画的な取組を推進します。

都市整備は時間と費用がかかるため、限られた予算を効果的に使用することが求められます。これには、既存の建物や基盤施設の維持・活用、整備の必要性や緊急性、事業化の熟度、費用対効果を総合的・客観的に評価し、優先順位を慎重に決定することが含まれます。

マスタープランの成功は町民の理解と協力に依存します。効率的な都市整備を実現するためには、町民のニーズや地域の特性を正確に把握し、町民主導の都市づくりを進めることが重要です。そのためには、計画策定段階から町民が参加する機会を設け、町民の意見が計画に反映されるような仕組みを構築します。

2．地域レベルでの都市づくりの推進にむけて

宇多津町では、地域レベルでの都市づくりを推進するため、本計画に基づき、各地域で設定された「目指すべき地域の将来像」を具体化する取組を行います。このアプローチは、町全体の発展だけでなく、各地域の特性を生かした持続可能な成長を目指しています。地域別に構想された将来像に沿った計画を進めることで、町民が求める生活環境の実現や地域固有の文化・歴史の保護・継承、経済活動の活性化を目指します。これには、町民参加型の計画プロセスを通じて、地域の意見やニーズを反映した施策の策定と実施が重要となります。

3．その他都市づくりの推進にむけて

宇多津町では、持続可能な都市開発を目指して、以下のような多角的な取組を行っています。

【公共施設の再編・効率化】

公共施設の維持管理に関する計画を策定し、施設の効率的な運用と維持管理を進めています。これにより、長期的な視点での財政負担の軽減と公共サービスの質の向上を図っています。

【空き家対策】

空き家等の適切な管理と活用を促進するため、空き家バンク制度を導入し、空き家の情報提供や再利用支援を行っています。また、空き家の解体支援により、景観の改善と安全な住環境の確保を目指しています。

【まちづくり協議会の活動支援】

地域町民が主体となるまちづくり活動を支援するため、まちづくり協議会を通じた取組を行っています。これにより、町民参加による地域の魅力向上とコミュニティの活性化を目指しています。

【環境配慮型の都市開発】

環境に配慮した都市開発を進めるため、省エネルギー対策や緑化推進などの取組を実施しています。持続可能な都市環境の実現に向け、環境負荷の低減と自然との共生を目指しています。

これらの取組を通じて、宇多津町では、住みやすく、環境に優しい持続可能な都市づくりを推進しています。町民一人ひとりが快適に生活できる環境の提供と、将来世代にも継承できる豊かな町づくりを目指しています。

資料編（別添資料）

用語解説

【あ行】

●ICT（アイ・シー・ティ）

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略称で、通信技術を活用して人と人がつながる技術。

●ウォークアブル

「歩きやすい」「歩きたくなる」といった意味。

●ウォーターフロント

海や河川などの水辺の土地。

●SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成される。

●NPO（エヌ・ピー・オー）

「Non profit Organization」の略称で、福祉、環境保全、まちづくり等の公益的な活動を行う非営利団体のこと。

●オープンスペース

墓地や畑等単一の限定された機能に供する外部空間を除く、街路や広場、公園などの一般に開放された公共の空間。

●オンデマンド（交通）

利用者の要求があった際に、その要求に応じて交通サービスを提供する乗り合いの公共交通。

【か行】

●回遊性

人の動きの中で、ひとつの場所の中で完結するのではなく、異なる場所相互の間にも発生し、その結果として都心空間全体で定流的に回る歩行者の流れ。

●環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの（事象）。

●関係人口

移住した「定住人口」や観光に来た「交流人口」ではない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。

●幹線道路

国道や県道と地域内を結ぶ 2 車線以上の幅員を有する主要道路。

●^{きょうあい}狭隘な道路

幅員が 4m未満の公道。

●共生（自然との～ 環境との～）

地球上にヒトを含むさまざまな生物が、さまざまな関係をもちながら、互いに絶滅することなく調和を保って存在していく考え。

●グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

●クロスセクター効果

地域公共交通が廃止された場合に、追加となる行政の他部門が実施する施策に要する分野別代替費用と、地域公共交通の運行に対して行政が負担している財政支出を比較することにより、把握できる地域公共交通の多面的な効果。

●交通結節点

鉄道駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やバスなどその他の交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設。駅前広場など交通導線が集中的に結節する箇所。

●コミュニティ

人々が共通の目標や風俗等により相互に深く結びついている集まり、組織。

●コワーキングスペース

様々な年齢、職種の人達が、机・椅子、ネットワーク設備などをシェアしながら同じ場所で交流やコミュニティを形成しつつ仕事をする場所。

【さ行】

●サイクル&ライド

バス・電車の利用を促進するために、自転車バス停・駅などの近隣の駐車場に行き、そこからバス・電車に乗り換える仕組み。

●里親制度（アダプト制度）

1985 年(昭和 60 年)に、ハイウェイでの散乱ごみ問題が深刻化するアメリカで導入された清掃美化活動が始まり。

市町村などが管理する公園や道路、河川、空き地などの公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」となってくれるボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的な美化活動を求める制度。

●サテライトオフィス

企業または団体の本社や拠点から離れた所に設置されたオフィス。

●市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域の内、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

●事業継続計画

災害などの緊急事態が発生した場合における復旧や業務を継続させるために実施すべきことを取りまとめた計画。

●シビックプライド

「都市や地域に対する誇り」を表す言葉。

●ストックマネジメント

既存の建築物・施設（ストック）に対し、有効活用や長寿命化を図る体系的な管理手法。

●ストリートファニチャー

道路や広場など屋外の公共空間に設置される休憩施設、ベンチ、サイン、モニュメント、設備などの総称。

●スマートシティ

ICT（情報通信技術）等のデジタル技術を活用して、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出や向上を目指す都市。

●生活道路

日照や通風の確保などの良好な環境の保持や、消防車や救急車などの緊急車両の通行、火災の延焼を防ぐ役目などを果たす生活に密着した道路。

●セットバック

幅 4 m 未満の狭い道路に接する敷地では、道路幅の確保を目的に、道路の中心線から水平距離 2 m の範囲に建物を建てるできないため、2m 以上離れた所から建設すること。

●ZEB（ゼブ）

「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことで、ZEB 化とは外皮断熱、高効率空調機、LED 照明、太陽光発電等の技術を採用し建物を改修すること。

【た行】

●低未利用地

都心などの土地の有効利用を図るべき地域に残されている単独では利用することが著しく非効率な虫食い土地や企業の撤退等に伴う跡地などの土地。

●DX（デジタルトランスフォーメーション）

豊かな生活、多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現のため、基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること。

●特定用途制限地域

都市計画法に基づく地域地区の一つで、非線引き都市計画区域のうち、用途地域が指定されていない区域（非線引き白地地域）に定めることができるもので、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途を定めた地域のこと。

●都市化

村落に対して、人口・人口密度が大きく、第二次・第三次産業に従事する人の割合が高い集落を都市という。都市の地域を市街地といい、主に居住地域、工業地域、商業地域の各機能からなり、中心部には官公庁や事務所、商業施設が集中し、その周辺に住宅地や工業地域が形成される。その都市の発展により、都市の周辺の農村部では農地の宅地化や工場・商業施設などの進出など、都市としての性格を持つようになる現象。

●都市基盤（施設）

一般的に道路、河川、上下水道施設、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や、学校、病院、公園などの公共施設のこと。

●都市計画区域

人口の増加や産業の発展に対応する中で、一体の都市として、土地利用の規制・誘導、都市施設の整備、市街地開発事業等を行い、総合的に整備、開発及び保全を図る区域。

●都市施設

都市計画法第11条による、1. 道路、都市高速鉄道、駐車場等の交通施設、2. 公園、緑地、広場、墓園等の公共空地、3. 水道、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場等の供給施設又は処理施設、4. 河川等の水路、5. 学校、図書館等の教育文化施設、6. 病院、保健所等の医療施設又は社会福祉施設、7. 市場、と畜場又は火葬場、8. 一団地の住宅施設、9. 一団地の官公庁施設、10. 一団地の都市安全確保拠点施設、11. 流通業務団地、12. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設、13. 一団地の復興再生拠点市街地形成施設、14. 一団地の復興拠点市街地形成施設、15. その他政令で定める施設。

●土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備・改善及び宅地の利用増進を図ることを目的とした事業で、土地の所有者が道路、公園などの公共施設用地を生み出すために土地の一部を提供し（減歩）、宅地の形を整えて交付する（換地）などにより、面的、一体的に土地利用の増進を図る事業。

【な行】

●二地域居住

都会に暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村等の地方で暮らす生活スタイル。

●ネットワーク

網の目のようにつながっていることを意味し、組織や道路等が網状につながっていること。

【は行】

●パーク&ライド

自宅から鉄道駅・バス停の周辺などに整備された駐車場までマイカーを利用し、そこからは公共交通機関へ乗り継ぐという自動車と公共交通機関とを有効に組み合わせた交通手段。自動車交通量の抑制を図る交通需要管理の手法の一種。

●Park-PFI（パーク・ピー・エフ・アイ）

公園に施設を設置して運営する民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度。

●ハザードマップ

地震や洪水等の自然災害が発生した場合の危険箇所や避難場所等を記載した地図。

●バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活を送る上での物理的、社会的、制度的心理的及び情報面での障害バリアを取り除くという考え方。

●ビューポイント

景観を眺めるときの視点となる場所。

●風致地区

都市計画法に基づく地域地区の一つで、都市の風致を維持するため、風致地区内においては、都道府県の条例により、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について必要な規制が定められている。

●プレイスメイキング

空間の居心地が良くなるような場所づくり。

●ポケットパーク

都市の中の憩い、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を出し合ったり、公立の公園にならない公有地又は民間の土地を借用したりして作ったもの。

【ま行】

●MaaS（マース）

「Mobility as a Service」の略称で、移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。

●まちづくり DX（デジタルトランスフォーメーション）

豊かな生活、多様な暮らし方を支える「人間中心のまちづくり」の実現のため、基盤となるデータ整備やデジタル技術の活用を進め、都市における新たな価値創出又は課題解決を図ること。

●マンホールトイレ

下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確保するもの

●密集住宅地（市街地）

都市基盤整備が不十分で宅地が細分化しており、老朽化した木造住宅が多いなど、環境面や防災面に様々な問題を抱える住宅地（市街地）。

●モビリティマネジメント

多様な交通施策を活用し、一人ひとりのモビリティを、過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する望ましい方向へと変化するよう促すこと。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

●用途白地地域

都市計画区域のうち用途地域の指定がされていない区域。

●用途地域

都市計画法に基づく地域地区の一つで、良好で快適な環境を備えた町土を形成するために現状と将来のまちの方向を踏まえ、それぞれの地域に周辺環境や快適さを損なうような建物が建つことがないように、建築物の用途や密度（建ぺい率、容積率）などを規制・導入し、より良いまちの実現に向け、それぞれの地域の特性に応じて定めるもの。

現在では、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の13種類に分かれている。

【ら行】

●立地適正化計画

人口減少社会において、持続可能な都市構造への再構築を目指し、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携を図るために市町村が必要に応じて策定する計画。

●流域治水

堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策とともに、河川の流域に関わる関係者等が協働して水災害対策を実施する考え方。

●リモートワーク

会社とは別の場所で働く勤務形態のこと。通勤時間の削減により業務効率が高められる。

●L2（レベルツー）

想定最大規模の洪水や地震等を示す。L2に対して、計画規模の洪水や地震等は、L1（レベルワン）と表現する。

●ロードサイド

幹線道路など通行量の多い道路の沿線。

【わ行】

●ワーケーション

ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、リゾート地や観光地などでテレワークワークやリモートにより仕事や会議を行うこと。